

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 2015年4月1日
(第15期) 至 2016年3月31日

野村証券株式会社
(E03810)

第15期（自 2015年4月1日 至 2016年3月31日）

有 価 証 券 報 告 書

- 1 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次および頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書および上記の有価証券報告書と併せて提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

野 村 證 券 株 式 会 社

目 次

	頁
第15期 有価証券報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	3
3 【事業の内容】	4
4 【関係会社の状況】	5
5 【従業員の状況】	5
第2 【事業の状況】	6
1 【業績等の概要】	6
2 【業務の状況】	9
3 【対処すべき課題】	17
4 【事業等のリスク】	19
5 【経営上の重要な契約等】	28
6 【研究開発活動】	28
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	29
第3 【設備の状況】	43
1 【設備投資等の概要】	43
2 【主要な設備の状況】	43
3 【設備の新設、除却等の計画】	43
第4 【提出会社の状況】	44
1 【株式等の状況】	44
2 【自己株式の取得等の状況】	46
3 【配当政策】	46
4 【株価の推移】	46
5 【役員の状況】	47
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	52
第5 【経理の状況】	55
1 【連結財務諸表等】	56
2 【財務諸表等】	57
第6 【提出会社の株式事務の概要】	110
第7 【提出会社の参考情報】	111
1 【提出会社の親会社等の情報】	111
2 【その他の参考情報】	111
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	112
第1 【保証会社情報】	112
第2 【保証会社以外の会社の情報】	113
第3 【指数等の情報】	114
監査報告書	巻末
確認書	巻末

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2016年6月23日
【事業年度】	第15期（自 2015年4月1日 至 2016年3月31日）
【会社名】	野村証券株式会社
【英訳名】	Nomura Securities Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 永井浩二
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目9番1号
【電話番号】	03(3211)1811
【事務連絡者氏名】	主計部長 堀内優子
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町二丁目2番2号
【電話番号】	03(3211)1811
【事務連絡者氏名】	主計部長 堀内優子
【縦覧に供する場所】	該当場所はありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	2012年3月	2013年3月	2014年3月	2015年3月	2016年3月
営業収益 (百万円) (うち受入手数料)	580,271 (326,401)	662,450 (362,831)	816,205 (481,829)	801,268 (451,065)	746,800 (446,136)
純営業収益 (百万円)	509,083	587,618	749,329	712,032	659,004
経常利益 (百万円)	57,163	138,497	251,923	231,280	184,705
当期純利益 (百万円)	27,316	88,171	158,766	150,027	120,544
持分法を適用した場合 の投資利益 (百万円)	—	—	—	—	—
資本金 (百万円)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
発行済株式総数 (株)	201,410	201,410	201,410	201,410	201,410
純資産額 (百万円)	901,990	966,052	1,037,168	984,780	805,013
総資産額 (百万円)	10,439,204	10,258,521	12,556,123	14,018,037	12,244,625
1株当たり純資産額 (円)	4,478,379	4,796,445	5,149,534	4,889,430	3,996,889
1株当たり配当額 (円) (うち1株当たり 中間配当額)	130,000 (—)	422,000 (—)	993,000 (—)	1,489,500 (—)	695,100 (—)
1株当たり当期純利益 (円)	135,623.31	437,769.03	788,273.62	744,882.04	598,498.39
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	8.6	9.4	8.3	7.0	6.6
自己資本利益率 (%)	3.08	9.44	15.85	14.84	13.47
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	95.85	96.40	125.97	199.96	116.14
自己資本配当率 (%)	2.90	8.80	19.28	30.46	17.39
自己資本規制比率 (%)	253.4	288.4	272.7	234.3	240.0
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	34,145	460,886	144,767	25,126	769,486
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△3,195	△1,757	3,732	4,897	103
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△630,400	△886,183	476,654	△355,535	32,602
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	688,650	280,152	915,496	591,750	1,386,917
従業員数 (人) 〔外、平均臨時従業員数〕	12,997 〔 2,729 〕	12,893 〔 2,684 〕	12,926 〔 2,834 〕	12,928 〔 2,854 〕	12,902 〔 2,946 〕

(注) 1 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益の金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

- 3 当社は上場会社である野村ホールディングス株式会社の100%子会社であり、当社株式は上場ないし店頭登録しておりませんので、株価収益率は記載しておりません。
- 4 自己資本規制比率は、金融商品取引法の規定に基づき、決算数値をもとに算出しております。
- 5 消費税および地方消費税の課税取引については、消費税等を含んでおりません。
- 6 従業員数につきまして、FA（ファイナンシャル・アドバイザー）社員の雇用人員を含めており、その人数は第11期2,011人、第12期1,907人、第13期1,888人、第14期1,829人、第15期1,766人であります。

2 【沿革】

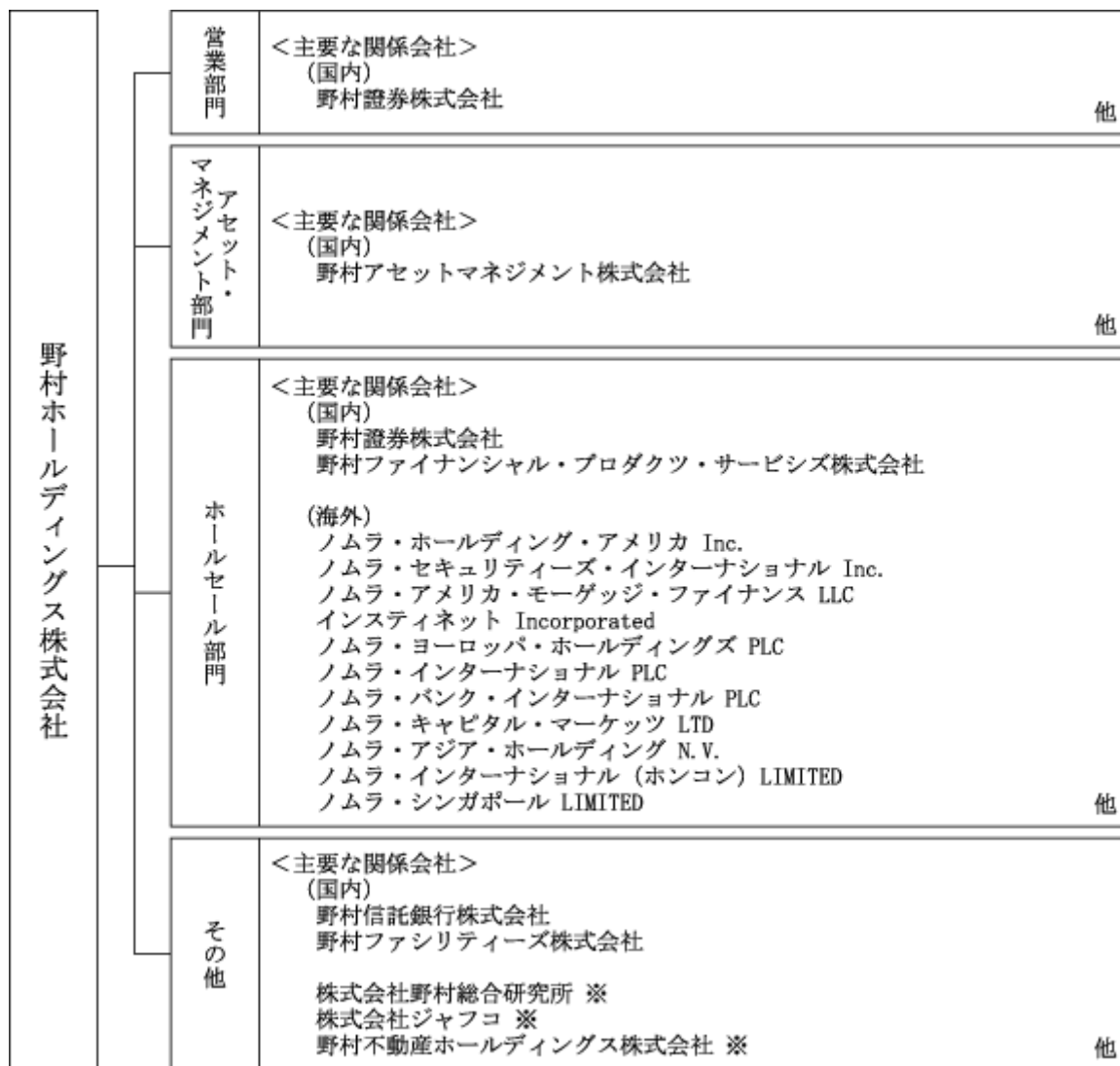
年月	沿革
2001年5月	東京都中央区において、野村証券株式会社（現会社名 野村ホールディングス株式会社）の持株会社体制への移行に伴う証券業務の承継会社となる目的で、同社の完全子会社として設立（会社名 野村証券分割準備株式会社）。
2001年10月	野村証券株式会社（現会社名 野村ホールディングス株式会社）の営む営業を承継すると共に、社名を野村証券株式会社へ変更。
2002年4月	野村企業情報株式会社を吸収合併。
2003年6月	指名委員会等設置会社へ移行。
2008年10月	リーマン・ブラザーズ証券株式会社等の雇用契約の承継。
2009年11月	ジョインベスト証券株式会社を吸収合併。
2011年10月	野村年金サポート&サービス株式会社を吸収合併。
2016年3月末現在	提出会社の店舗数は本支店159店。

3 【事業の内容】

当社、当社の親会社（野村ホールディングス株式会社）およびその関係会社の主たる事業は、証券業を中核とする投資・金融サービス業であり、わが国をはじめ世界の主要な金融・資本市場を網羅する営業拠点等を通じ、お客様に対し資金調達、資産運用の両面で幅広いサービスを提供しております。具体的な事業として、有価証券の売買等および売買等の委託の媒介、有価証券の引受けおよび売出し、有価証券の募集および売出しの取扱い、有価証券の私募の取扱い、自己資金投資業、アセット・マネジメント業およびその他の証券業ならびに金融業等を営んでおります。

また、当社の業務運営および経営成績の報告は、「第5 [経理の状況] 2 [財務諸表等] (1) [財務諸表] [注記事項] (セグメント情報等)」に記載の事業別セグメントに基づいて行われております。

2016年3月31日現在の親会社を中心とした事業系統図は以下のとおりであります。



※持分法適用関連会社

4 【関係会社の状況】

2016年3月31日現在

名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権の被所 有割合 (%)	関係内容
(親会社) 野村ホールディングス 株式会社	東京都中央区	594,493	持株会社	100	金銭の貸借等の取引 有価証券の売買等の取引 設備の賃貸借等の取引 事務代行 役員の兼任…有

(注) 有価証券報告書を提出している会社であります。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2016年3月31日現在

従業員数 (名)	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与 (円)
12,902 [2,946]	40歳 7月	13年 9月	11,770,381

- (注) 1 当社の事業セグメントは、営業部門、ホールセール部門の2部門体制になっております。セグメント別の従業員数は、営業部門9,421人、ホールセール部門1,425人、その他2,056人であります。
- 2 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。
- 3 平均勤続年数は、持株会社体制への移行に伴う2001年10月1日付の会社分割前の勤続年数を通算して記載しております。
- 4 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでおります。

(2) 労働組合の状況

特記事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

以下の業績等の概要は、「第5【経理の状況】 2【財務諸表等】 (1)【財務諸表】」の部に掲載されており、2015年3月期財務諸表および2016年3月期財務諸表に基づき記載されておりますので、後掲の財務諸表とあわせてご覧ください。また、以下の内容には、一部、将来に対する予測が含まれており、その内容にはリスク、不確実性、仮定が含まれています。当社の実際の経営成績はここに記載されている将来に対する予測と大きく異なる可能性があります。

(1) 事業環境

日本経済は、全体として弱めの推移を辿りました。実質GDP（国内総生産）の推移を振り返ると、2015年1-3月期に前期比年率4.6%増と比較的高めの伸びとなった後、4-6月期は同1.4%減、7-9月期は同1.4%増、10-12月期は同1.1%減と、一進一退の動きとなっています。利益率の向上などを背景に、企業の設備投資は7-9月期、10-12月期と2四半期連続で増加しました。一方、雇用・所得環境が良好であるにもかかわらず、食料品などの値上げ懸念から個人消費の弱含みが目立ちました。また、中国を中心とするアジア諸国の景気が減速したことなどにより、日本からの輸出も冴えない動きとなりました。2016年に入ると、さらなる世界景気減速懸念から円高が急速に進行した結果、1・2月の景気指標にも弱いものが目立っています。こうした景気情勢の中、2015年9月に政府はGDP600兆円、出生率1.8、介護離職ゼロが実現される「一億総活躍社会」の目標を掲げ、2016年1月20日に成立した2015年度補正予算に具体的な施策の一部が盛り込まれました。また日本銀行は1月29日、金融機関が日本銀行に保有する当座預金残高の一部にマイナス金利を課す「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入を決定、市場金利のさらなる引下げを通じて景気を下支えする姿勢を鮮明にしました。

企業業績は、2014年度に続き円安ドル高が増益寄与する業種、原油価格下落から費用低下につながりやすい業種の業績は増益となった一方、中国や新興国経済の成長鈍化や資源価格の急落の影響を受けやすかった業種が苦戦しました。全体では4年連続の増益となった模様です。増益寄与が大きかったのは、電力会社が原油安の恩恵を受ける公益、世界の新車販売が米国を中心に好調だった自動車、原材料価格の下落の恩恵を受ける化学などの業種でした。一方、減益寄与が大きかったのは、中国の供給過剰に端を発するアジアの鋼材市況の下落などが影響した鉄鋼・非鉄、一部企業の構造改革費用が増加した電機・精密、新興国需要が厳しい機械でした。4月8日集計時点の2016年3月期の主要企業(Russell/Nomura Large Cap)の推定経常利益は前期比3%増益となり、2015年3月期の同7%増益から増益率が低下しました。

株式市場は、円安ドル高による企業業績拡大期待や、株主還元への拡充に対する外国人投資家の期待を背景に、資本効率の改善や投資家との建設的な対話を促すコーポレートガバナンス・コードの適用が始まった2015年6月には日経平均が2000年4月の高値を一時上回りました。ところが、8月に入り、中国の通貨人民元・株価が急落すると、堅調だった世界の株式市場が軟調に転じ、9月末にかけて日本株も大幅に値下がりしました。10月には中国の金融政策に対する期待などから、株式市場は自律反発に転じ、11月に順調な滑り出しとなった郵政3社の新規公開も投資家心理の好転を支えました。しかし、原油価格の下落に象徴されるように世界景気の先行き懸念から株式市場は徐々に調整色を強めました。2016年に入ると、中国株の下落、原油価格の下落、円高ドル安が一段と進行し、2月に日経平均は一時、2014年10月以来初めて15,000円を下回りました。代表的な株価指数である東証株価指数（以下「TOPIX」）は2015年3月末の1,543.11ポイントから、2016年3月末には1,347.20ポイントと12.7%下落しました。また、日経平均株価は2015年3月末の19,206.99円から2016年3月末には16,758.67円と12.7%下落しました。

日本国債の利回りは2015年度初めにいったん上昇したものの、その後は低下傾向を辿りました。年度初めには、ECB（欧州中央銀行）が開始した量的緩和（国債買入れ政策）に対する過大な期待が剥落し、欧州の国債利回りが急上昇しました。日本国債はその動きに引きずられ、新発10年国債利回りが一時0.5%付近まで上昇しました。その後、中国など新興国経済・市場が混乱し、景況感が悪化すると、日本国債利回りは低下に転じました。2015年末にかけては、2006年以来となる2015年12月16日の米国FRB（連邦準備制度理事会）による利上げに向けて、米国国債利回りは上昇しましたが、日本国債では利回り上昇が限られました。その後、2016年1月29日には日銀がマイナス金利政策の導入を決定し、金利は大幅低下しました。3月末に新発10年国債利回りはマイナス0.08%となりました。

外国為替市場では、ドル円は2015年12月末にかけて1ドル=120円から125円を中心とする狭いレンジ内での横這い推移が続いた一方、年明け以降は110円前後へと急速な円高が進みました。2015年3月末のドル円は120円台でした。年度初めのドル円は米国の利上げ開始期待に左右される中、5月にイエレンFRB議長が年内利上げ開始の可能性を強く示唆すると、125円台へと上昇しました。しかし、黒田日銀総裁が6月に更なる円安に懐疑的な見方を示すと上値が重くなり、8月には「人民元ショック」に伴う中国不安がグローバルな株安を招き、120円前後の円高となりました。その後、FRBが9月に利上げ開始を見送るとともに、市場心理が回復。ドル円は再び123円付近へと上昇する中、

12月にはFRBが利上げを開始しました。年明け後には再び人民元ショックが金融市場を襲い、円高が進行。日銀はマイナス金利政策を導入しましたが、金融市場では金融政策に対する限界論が台頭し、円高が一層進みました。ドル円は3月に110円台へと下落しました。一方、ユーロ円は2015年6月に1ユーロ=140円台へと上昇したものの、その後は下落トレンドを辿り、年明け3月には122円台へとユーロ安・円高が進みました。2015年3月末のユーロ円は130円台でした。2015年度入り後、ドイツなど欧州各国の長期金利が急上昇し、ユーロ円は6月に140円へ上昇しました。しかし、ギリシャ債務問題が7月に再燃すると、ECB追加緩和も意識され軟調な展開となりました。8月には中国不安に伴うグローバルな株安が進むとともに、ユーロ圏ではインフレ率の低下が問題となりました。ECBは10月に追加緩和予告を行うと、ユーロ円は急速に下落しました。しかし、12月の追加緩和期待が外れてしまった上、年明け後には金融政策の限界論が高まると、ユーロは急反発。もともと、同期間に急速な円高も進んだため、ユーロ円は3月に122円台へと下落しました。

(2) 経営成績

受入手数料

当期の受入手数料は4,461億36百万円（前期比1.1%減）となりました。内訳は次のとおりです。

① 委託手数料

東証株式一日平均売買代金が3兆13百億円（前期比15.7%増）となる中で、当社の株式委託取引にかかる売買代金は217兆52百億円（同41.8%増）となりました。その中で、株式委託手数料は1,160億53百万円（同5.8%増）、委託手数料は合計で1,277億28百万円（同6.6%増）となりました。

② 引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料

当期の引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料の合計は、508億39百万円（前期比26.9%増）となりました。当期は、大型の株式新規公開や種類株式の募集、グローバル公募増資、転換社債の発行の増加等が大きく寄与し、前期と比較すると大幅に増加しました。また、日本株式・株式関連部門のリーグテーブル（*）では首位を獲得しました。

（*）出所：トムソン・ロイター

③ 募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料

当期は、野村テンプレートン・トータル・リターンや、野村日本企業価値向上オープンなどを販売しましたが、当期の受益証券の募集・売出し取扱高は21兆73百億円（前期比17.9%減）と減少しました。また、受益証券の募集・売出しの取扱手数料は940億50百万円（同31.1%減）となり、募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料は合計で961億77百万円（同30.5%減）となりました。

④ その他の受入手数料

当期は、ファンドラップ管理フィー、保険商品の販売手数料やM&Aの成功報酬等が増加したことから、合計で1,713億92百万円（前期比12.2%増）となりました。

トレーディング損益

当期のトレーディング損益は、2,186億86百万円（前期比19.1%減）となりました。内訳は次のとおりです。

① 株券等トレーディング損益

当期の世界経済は緩やかに拡大したものの、国内においては円高進行、および日銀によるマイナス金利政策の影響を受け、株価は大型株を中心に軟調な展開となり、3月末の日経平均株価は前年度比13%下落の16,758.67円となりました。

こうした市場環境を受け、自己ポジションからのトレーディング収益の縮小、ブロック・トレード等投資家の需要の減少が要因となり、株券等トレーディング損益は前年度比169億23百万円減の809億49百万円（前期比17.3%減）となりました。

② 債券等・その他（為替等）のトレーディング損益

当期は、中国など新興国経済・市場の混乱や日銀によるマイナス金利政策導入の影響を受け、10年国債利回りが史上初めてマイナスの領域へ低下し、3月末の新発10年国債利回りは-0.08%となりました。

こうした市場環境を受け、年度全体を通じて取引量が減少したため、主にクレジット関連商品および為替関連商品による収益が減少しました。金利系デリバティブトレーディングの収益は、当期の金利低下傾向に対応してポジションを変化させた結果、昨年度と比して増加しました。

結果、当期の債券・為替等トレーディング損益は1,377億37百万円（前期比20.1%減）となりました。

金融収支

金融収益は、主に借入有価証券の受取配当金の増加により819億78百万円（前期比2.7%増）、金融費用は、有価証券借料の減少により877億96百万円（同1.6%減）となりました。これらの結果、金融収支は△58億18百万円となりました。

販売費・一般管理費

販売費・一般管理費は、賞与引当金繰入の減少等により、合計で4,750億29百万円（前期比1.4%減）となりました。

以上の結果、当期の純営業収益は6,590億4百万円（前期比7.4%減）、経常利益は1,847億5百万円（同20.1%減）、当期純利益は1,205億44百万円（同19.7%減）となりました。

事業セグメント別経営成績については、以下のとおりです。

営業部門においては、ビジネスモデルの変革が着実に進捗し、ストック収入は増加したものの、市場環境の悪化により、好調な前期と比較すると減収となっております。純営業収益が422,071百万円（前期比9.0%減）、経常利益が132,471百万円（同20.9%減）となりました。

ホールセール部門においては、債券市場の混乱や顧客アクティビティの低下を受けましたが、大型M&A、ECM案件、ソリューションビジネスなどが好調で、前期並みの収益を確保しております。純営業収益が210,831百万円（同1.1%減）、経常利益が103,402百万円（同3.5%減）となりました。

なお、「第5 [経理の状況] 2 [財務諸表等] (1) [財務諸表] [注記事項] (セグメント情報等)」にも記載がございますので、ご参照ください。

キャッシュ・フローの状況

現金および現金同等物の期末残高は、前期末に比べ7,951億67百万円増加し、1兆3,869億17百万円となりました。有価証券担保貸付金の減少等により、営業活動によるキャッシュ・フローは7,694億86百万円（前期の営業活動によるキャッシュ・フローは251億26百万円）となりました。また、借入金の増加等により、財務活動によるキャッシュ・フローは326億2百万円（前期の財務活動によるキャッシュ・フローは△3,555億35百万円）となりました。

2【業務の状況】

(1) 受入手数料の内訳

期別	区分	株券 (百万円)	債券 (百万円)	受益証券 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)
前事業年度 (自 2014年4月 至 2015年3月)	委託手数料	109,689	159	9,846	134	119,828
	引受け・売出し・特定投資家 向け売付け勧誘等の手数料	30,497	9,575	—	—	40,072
	募集・売出し・特定投資家向 け売付け勧誘等の取扱手数料	12	1,885	136,490	—	138,387
	その他の受入手数料	4,638	2,101	64,447	81,591	152,778
	計	144,836	13,720	210,783	81,726	451,065
当事業年度 (自 2015年4月 至 2016年3月)	委託手数料	116,053	517	11,042	115	127,728
	引受け・売出し・特定投資家 向け売付け勧誘等の手数料	45,034	5,805	—	—	50,839
	募集・売出し・特定投資家向 け売付け勧誘等の取扱手数料	—	2,127	94,050	—	96,177
	その他の受入手数料	4,824	1,359	63,471	101,739	171,392
	計	165,911	9,808	168,562	101,854	446,136

(2) トレーディング損益の内訳

区分	前事業年度 (自 2014年4月 至 2015年3月)			当事業年度 (自 2015年4月 至 2016年3月)		
	実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	計 (百万円)	実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	計 (百万円)
株券等トレーディング損益	171,776	△73,904	97,872	△11,571	92,519	80,949
債券等・その他のトレーディング損益	182,203	△9,714	172,489	26,905	110,832	137,737
うち債券等トレーディング損益	289,504	△10,135	279,370	19,301	100,690	119,991
うちその他のトレーディング損益	△107,302	420	△106,881	7,605	10,142	17,747
計	353,979	△83,618	270,361	15,335	203,352	218,686

(3) トレーディング商品の期末残高

種類	前事業年度 (2015年3月31日現在) (百万円)	当事業年度 (2016年3月31日現在) (百万円)
資産の部のトレーディング商品	3,949,294	4,090,913
商品有価証券等	3,065,753	3,148,450
株式・ワラント	194,358	183,435
債券	2,731,373	2,732,676
受益証券等	140,022	232,339
デリバティブ取引	883,541	942,463
オプション取引	617,581	341,390
為替予約取引	280,361	194,098
スワップ取引	7,692,619	10,520,593
先物・先渡取引	32,397	16,920
デリバティブ取引相殺額 (注)	△7,739,417	△10,130,538
負債の部のトレーディング商品	4,080,943	2,654,901
商品有価証券等	3,312,136	2,034,473
株式・ワラント	159,279	208,305
債券	3,149,500	1,818,226
受益証券	3,358	7,942
デリバティブ取引	768,807	620,428
オプション取引	669,796	358,687
為替予約取引	269,721	193,554
スワップ取引	7,546,535	10,165,832
先物・先渡取引	22,171	32,893
デリバティブ取引相殺額 (注)	△7,739,417	△10,130,538

(注) 法的に有効なマスターネットリング契約を有する同一相手先に対する金利スワップ等のデリバティブ取引については、貸借対照表上相殺して表示しております。

(4) トレーディングのリスク管理

野村はトレーディング業務における市場リスクの測定方法として、バリューアットリスク (VaR) を採用しております。

① VaRの前提

- ・信頼水準：99%
- ・保有期間：1日
- ・商品の価格変動等を考慮

② VaRの実績

	前事業年度 (2015年3月31日現在) (億円)	当事業年度 (2016年3月31日現在) (億円)
株式関連	7	6
金利関連	9	18
為替関連等	5	7
小計	21	31
分散効果	△11	△18
バリューアットリスク (VaR)	10	13

	自 2015年4月1日 至 2016年3月31日		
	最大値 (億円)	最小値 (億円)	平均値 (億円)
バリューアットリスク (VaR)	40	8	20

(5) 自己資本規制比率

		前事業年度 (2015年3月31日現在) (百万円)	当事業年度 (2016年3月31日現在) (百万円)
基本的項目	資本合計 (A)	683,011	663,555
補完的項目	その他有価証券評価差額金 (評価益) 等	1,769	1,459
	金融商品取引責任準備金等	13,820	17,927
	一般貸倒引当金	73	79
	劣後債務	409,096	409,197
	計 (B)	424,757	428,662
控除資産 (C)		94,298	111,671
固定化されていない自己資本(A) + (B) - (C) (D)		1,013,471	980,546
リスク相当額	市場リスク相当額	117,160	83,398
	取引先リスク相当額	176,246	182,834
	基礎的リスク相当額	139,020	142,167
	計 (E)	432,426	408,400
自己資本規制比率(D) / (E) × 100 (%)		234.3	240.0

(注) 前事業年度の市場リスク相当額の月末平均額は125,261百万円、月末最大額は145,906百万円、取引先リスク相当額の月末平均額は167,609百万円、月末最大額は192,243百万円であります。
当事業年度の市場リスク相当額の月末平均額は104,797百万円、月末最大額は120,348百万円、取引先リスク相当額の月末平均額は186,409百万円、月末最大額は201,477百万円であります。

(6) 有価証券の売買等業務

1) 有価証券の売買の状況（先物取引を除く）

最近2事業年度における有価証券の売買の状況（先物取引を除く）は、次のとおりであります。

イ 株券

	受託（百万円）	自己（百万円）	合計（百万円）
前事業年度 （自 2014年4月 至 2015年3月）	153,367,357	20,671,603	174,038,960
当事業年度 （自 2015年4月 至 2016年3月）	217,524,557	23,221,357	240,745,914

ロ 債券

	受託（百万円）	自己（百万円）	合計（百万円）
前事業年度 （自 2014年4月 至 2015年3月）	21,219	1,402,788,978	1,402,810,197
当事業年度 （自 2015年4月 至 2016年3月）	91,500	1,295,234,185	1,295,325,685

ハ 受益証券

	受託（百万円）	自己（百万円）	合計（百万円）
前事業年度 （自 2014年4月 至 2015年3月）	4,444,252	2,887,178	7,331,430
当事業年度 （自 2015年4月 至 2016年3月）	9,636,697	3,621,650	13,258,347

ニ その他

	受託（百万円）	自己（百万円）	合計（百万円）
前事業年度 （自 2014年4月 至 2015年3月）	235,548	53,747	289,295
当事業年度 （自 2015年4月 至 2016年3月）	731,675	236,106	967,781

2) 有価証券先物取引等の状況

最近2事業年度における有価証券先物取引等の状況は、次のとおりであります。

イ 株式に係る取引

	先物取引 （取引契約金額：百万円）		オプション取引 （取引契約金額：百万円）		合計（取引契約 金額：百万円）
	受託	自己	受託	自己	
前事業年度 （自 2014年4月 至 2015年3月）	48,269,526	37,978,441	24,256,147	45,879,500	156,383,614
当事業年度 （自 2015年4月 至 2016年3月）	73,132,553	50,643,705	17,789,497	36,407,096	177,972,852

ロ 債券に係る取引

	先物取引 (取引契約金額：百万円)		オプション取引 (取引契約金額：百万円)		合計（取引契約 金額：百万円）
	受託	自己	受託	自己	
前事業年度 (自 2014年4月 至 2015年3月)	23,227,454	198,523,209	4,996,464	5,826,674	232,573,801
当事業年度 (自 2015年4月 至 2016年3月)	20,344,213	150,868,589	3,209,632	12,305,025	186,727,460

3) 有価証券の引受け、売出し業務および募集、売出しまたは私募の取扱業務の状況

最近2事業年度における有価証券の引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の業務および募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱または私募の取扱業務の状況は次のとおりであります。

(注) 募集・売出しの取扱高には、売出高、特定投資家向け売付け勧誘等の取扱および私募の取扱高を含みます。

イ 株券

	引受高 (百万円)	売出高および募集・売出しの取扱高 (百万円)
前事業年度 (自 2014年4月 至 2015年3月)	700,819	810,074
当事業年度 (自 2015年4月 至 2016年3月)	1,196,957	1,303,617

ロ 債券

		引受高 (額面金額：百万円)	売出高および募集・売出しの 取扱高 (額面金額：百万円)
前事業年度 (自 2014年4月 至 2015年3月)	国債	461,780	458,414
	地方債	823,405	18,514
	特殊債	1,417,390	—
	社債	3,327,913	2,195,161
	外国債券	245,900	500,946
	合計	6,276,388	3,173,035
当事業年度 (自 2015年4月 至 2016年3月)	国債	256,400	252,370
	地方債	795,315	7,371
	特殊債	1,286,156	—
	社債	3,968,123	2,901,915
	外国債券	408,000	322,931
	合計	6,713,994	3,484,587

ハ 受益証券

		引受高 (額面または申込金額：百万円)	売出高および募集・売出しの取扱高 (額面または申込金額：百万円)
前事業年度 (自 2014年4月 至 2015年3月)	株式投信	—	8,967,247
	公社債投信	—	16,455,068
	外国投信	—	1,042,419
	合計	—	26,464,734
当事業年度 (自 2015年4月 至 2016年3月)	株式投信	—	7,398,899
	公社債投信	—	13,315,814
	外国投信	—	1,017,944
	合計	—	21,732,657

ニ その他

		引受高 (額面金額：百万円)	売出高および募集・売出しの取扱高 (額面金額：百万円)
前事業年度 (自 2014年4月 至 2015年3月)	コマーシャル・ペーパー	—	—
	その他	—	—
当事業年度 (自 2015年4月 至 2016年3月)	コマーシャル・ペーパー	—	—
	その他	—	—

(7) その他の業務の状況

1) 保護預り有価証券等の状況

① 保護預り有価証券

		国内有価証券	外国有価証券
前事業年度 (2015年3月31日現在)	株券	57,412,470千株	1,939,419千株
	債券	13,711,278百万円	7,480,753百万円
	受益証券	18,374,848百万口	909,454百万口
	新株予約権証券	97,737個	26,575個
	その他	79,296百万円	—
当事業年度 (2016年3月31日現在)	株券	63,235,822千株	3,156,331千株
	債券	13,211,455百万円	7,007,996百万円
	受益証券	18,811,663百万口	805,851百万口
	新株予約権証券	—	27,629個
	その他	68,473百万円	—

② 受入保証金代用有価証券

		国内有価証券	外国有価証券
前事業年度 (2015年3月31日現在)	株券	304,324千株	174千株
	債券	16,391百万円	45,426百万円
	受益証券	45,331百万口	3百万口
	その他	1,062百万口	—
当事業年度 (2016年3月31日現在)	株券	316,777千株	37千株
	債券	8,823百万円	25,910百万円
	受益証券	50,629百万口	1百万口
	その他	2,298百万口	—

2) 信用取引に係る融資および貸証券

	顧客の委託にもとづいて行った融資額とこれにより顧客が買い付けている証券の数量		顧客の委託にもとづいて行った貸証券の数量とこれにより顧客が売り付けている代金	
	数量(千株)	金額(百万円)	数量(千株)	金額(百万円)
前事業年度 (2015年3月31日現在)	277,466	248,834	53,027	68,634
当事業年度 (2016年3月31日現在)	202,068	235,181	52,942	46,145

(注) 数量には、証券投資信託受益証券の「1口」を「1株」として含めております。

(8) セグメント別の状況

当社の報告セグメントは、「営業部門」および「ホールセール部門」の2つの区分で行われております。

(百万円)

	区分	営業部門	ホールセール部門	その他(注)	損益計算書計上額
前事業年度 (自 2014年4月 至 2015年3月)	純営業収益	463,897	213,139	34,996	712,032
	経常損益	167,493	107,118	△43,330	231,280
	その他の項目				
	のれんの償却額	—	94	—	94
当事業年度 (自 2015年4月 至 2016年3月)	純営業収益	422,071	210,831	26,102	659,004
	経常損益	132,471	103,402	△51,167	184,705
	その他の項目				
	のれんの償却額	—	94	—	94

(注) 1 「その他」の純営業収益は主に当社の経営管理方法による報告セグメントに帰属しないトレーディング商品の未実現損益等が含まれております。

2 前事業年度の「その他」の経常損益には上記の他、本社管理部門における販売管理費等78,326百万円が含まれております。

当事業年度の「その他」の経常損益には上記の他、本社管理部門における販売管理費等77,269百万円が含まれております。

3 事業セグメントに資産を配分していないため、セグメント資産の記載は行っておりません。

(営業部門)

営業部門においては、ビジネスモデルの変革が着実に進捗し、ストック収入は増加したものの、市場環境の悪化により、好調な前期と比較すると減収となっております。純営業収益が422,071百万円、経常利益が132,471百万円となりました。

(ホールセール部門)

ホールセール部門においては、債券市場の混乱や顧客アクティビティの低下を受けましたが、大型M&A、ECM案件、ソリューションビジネスなどが好調で、前期並みの収益を確保しております。純営業収益が210,831百万円、経常利益が103,402百万円となりました。

3 【対処すべき課題】

当社は、親会社である野村ホールディングス株式会社の傘下会社の一つとして、グループ一体となった連結経営の下で会社運営が行われており、下記に掲げる対処すべき課題は、企業集団としての対処すべき課題を記載いたしております。

野村グループでは、社会からの信頼および株主・お客様をはじめとしたステークホルダーの満足度の向上を通じて、企業価値を高めることを経営目標として掲げております。企業価値の向上にあたっては、さまざまな環境変化に柔軟に対応し、安定的な利益成長を達成するための経営指標として、1株当たり当期純利益（EPS）を重視し、その持続的な改善を図るものとしております。

経営目標の達成に向けた最重点課題として、全地域、全部門における黒字化に取り組んでおります。「Vision C&C」のスローガンのもと、引き続き、国内におけるビジネスモデルの変革を推し進めるとともに、海外におけるさらなる収益性の改善に努め、厳しい環境下でも安定的に利益を確保できる体制の構築を目指してまいります。

また、アジアに立脚したグローバル金融サービス・グループとして、自己資本や流動性に関する世界標準であるバーゼル規制の段階的实施や新たな変更を引き続き対処してまいります。金融危機後の金融規制改革は最終段階にあるといえますが、規制の実施による意図せざる影響、複合的な効果による悪影響および新たに生じつつあるリスクへの懸念も指摘されております。規制全体の金融市場や競争環境に与える影響を絶えず検証しつつ確実に対応していきます。

各部門の課題、取組みは以下のとおりです。

[営業部門]

営業部門においては、「すべてはお客様のために」という基本観のもと、お客様のお考えをしっかりとヒアリングし、多様化するお客様のご要望やニーズに寄り添い、的確にお応えすることでお客様満足度のさらなる向上を図ります。また、対面によるコンサルティング営業に加えて、支店セミナー、インターネット、コールセンターなどを通じて、幅広い層のお客様に付加価値の高いソリューションを提供することで、新たなお客様からの信頼獲得にも努めるとともに、野村グループが、引き続きお客様の信頼できるパートナーであり続けることができるように取り組んでまいります。

[アセット・マネジメント部門]

投資信託ビジネスにおいては、投資家の幅広い投資ニーズに応える多様な投資機会を、投資顧問ビジネスにおいては、国内外の投資家へ付加価値の高い運用サービスを提供することにより、顧客基盤の拡大と運用資産の増加を図ってまいります。アジアに本拠を持ち、幅広い商品・サービスの提供力を有する特色ある運用会社として、運用パフォーマンスの向上に努めるだけでなく、多様化するお客様のニーズに応えることで、世界の投資家から高く信頼される存在を目指してまいります。

[ホールセール部門]

グローバル・マーケットにおいては、野村グループのトレーディング力、リサーチ力や販売力などを活用して、お客様への付加価値の高い商品やソリューションの提供に取り組んでおります。また、フィクスト・インカムとエクイティの商品の枠組みを超えた、総合的なサービス向上を進めております。

一方、インベストメント・バンキングにおいては、お客様のビジネス活動のグローバル化が進む中、クロスボーダーM&Aや国内外の市場での資金調達、またそれらの取引に付随するソリューション・ビジネスを提供していくための体制整備に努めてまいります。

ホールセール部門では、お客様のニーズに応えるために、当社が強みを有する分野に経営資源を集約するとともに、グローバル・マーケットおよびインベストメント・バンキング、ならびに地域をまたいだ連携を一層強化してまいります。グローバルに変動するマクロ経済や市場環境に応じて変化するお客様の期待に応えるべく、提案力の強化に努め、また、野村グループが持つアジア地域での地理的な優位性を活かしてまいります。

[リスクマネジメント、コンプライアンスなど]

リスクマネジメントについては、財務の健全性の確保や企業価値の向上に向け、グローバルなビジネスの拡大に対応したリスク管理態勢の一層の高度化が求められております。野村グループは、許容すべきリスクの内容についてリスク・アピタイト・ステートメントとして定めています。その上で、経営トップ自らがリスクマネジメントに積極的に関与し、的確な判断を下すリスク管理態勢の拡充に努めてまいります。

コンプライアンスについては、野村グループがビジネスを展開している各国の法令および規則を遵守するための管理態勢の改善に向け、引き続き注力してまいります。加えて、単に法令および規則の遵守にとどまらず、野村グループに

対する社会およびお客様からの信頼に応え、金融・資本市場の一層の発展に資するべく、役職員全員がより高い倫理観を持って業務に取り組めるよう社内の制度やルールの見直しを継続的に実施し、実効性をさらに高めてまいります。

なお、野村グループでは、2012年の野村証券における公募増資にかかる課徴金勧告事案の経験を踏まえ、昨年より「野村『創業理念と企業倫理』の日」を定め、毎年この日にすべての役員および社員が過去の不祥事からの教訓を再認識し、各種施策を通じて事案の再発防止と社会からの信頼の獲得および維持に向けて決意を新たにすることとしております。こうした取組みを通じて、健全な企業風土の醸成に努めるとともに、役員および社員一人ひとりが、資本市場に携わるプロフェッショナルとしての職業倫理観を持ち、顧客への情報伝達や取引推奨における不正防止はもとより、内部管理態勢の一層の強化および充実に取り組んでまいります。

以上の取組みにより、野村グループ全体の収益力を強化し、経営目標の達成と企業価値の極大化を図ってまいります。3部門および地域間の連携を推し進め、アジアに立脚したグローバル金融サービス・グループとして、金融・資本市場の安定とさらなる拡大および発展に尽力してまいります。

4 【事業等のリスク】

投資判断をされる前に以下に述べるリスクについて十分にご検討ください。以下に述べるリスクのいずれかが実際に生じた場合、野村のビジネスや財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。その場合、野村の株式の市場価格が下落し、投資家の皆さまが投資額の全部または一部を失う可能性があります。また、以下に述べられたリスク以外にも、現時点では確認できていない追加的なリスクや現在は重要でないと考えられているリスクも野村に影響を与え、皆さまの投資に影響を与える可能性があります。本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載のない限り、本有価証券報告書提出日（2016年6月23日）現在において判断したものです。

野村のビジネスは日本経済および世界経済の情勢および金融市場の動向により重大な影響を受ける可能性があります

野村のビジネスや収益は、以下のような日本経済および世界経済の情勢ならびに金融市場の動向により影響を受ける可能性があります。例えば、2008年のリーマンショックに端を発した世界的金融危機や、2011年のギリシャをはじめとするユーロ圏の周縁国における財政問題等は、世界の主要な金融市場に対し大きな影響を与えました。

また後述のように、各国の経済情勢や金融市場の動向は、経済的要因だけではなく、戦争、テロ行為、経済・政治制裁、世界的流行病、地政学的リスクの見通しまたは実際に発生した地政学的イベント、あるいは自然災害などによっても影響を受ける可能性があります。例えば、英国によるEU離脱が現実化した場合、金融市場に混乱が起きるおそれがあります。

仮に、このような事象が生じた場合、金融市場や経済の低迷が長期化し、野村のビジネスに影響が及ぶとともに、大きな損失が発生する可能性があります。また、金融市場や経済の低迷が長期化しない場合でも、市場のボラティリティの変化、野村がビジネスを行う国・地域における政府・金融当局による財政および金融政策についての変更など、環境の変化が野村のビジネス、財政状態または経営成績に影響を与える可能性があります。

なお、野村のビジネス・業務運営に影響を与える金融市場や経済情勢に関するリスクには以下のものが含まれます。

中央銀行による金融政策の変更が、野村のビジネス、財政状態または経営成績に影響を与える可能性があります

近年、各国の中央銀行は、金融緩和政策（マイナス金利政策の導入等）を実施しています。例えば、欧州中央銀行は、インフレ率の上昇を目的として、2014年6月にマイナス金利政策を導入しました。また、日本銀行も、2016年1月に物価の安定に向けて「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」を導入することを決定し、一定の残高を超える日銀当座預金について、マイナス金利の適用を開始しました。今後、各国における当該政策の長期化や、マイナス金利幅の拡大、利回り水準の低下等が進んだ場合には、顧客向け運用商品の提供やトレーディング活動または投資活動等に影響を及ぼす可能性があり、結果、野村の財政状態または経営成績に影響を与える可能性があります。

野村の仲介手数料やアセット・マネジメント業務からの収入が減少する可能性があります

金融市場や経済情勢が低迷すると、野村が顧客のために仲介する証券取引の取扱高が減少するため、仲介業務にかかる収入が減少する可能性があります。また、アセット・マネジメント業務については、多くの場合、野村は顧客のポートフォリオを管理することで手数料を得ており、その手数料額はポートフォリオの価値に基づいています。したがって、市場の低迷によって、顧客のポートフォリオの価値が下がり、解約等の増加や新規投資の減少が生じることによって、野村がアセット・マネジメント業務から得ている収入も減少する可能性があります。

野村の投資銀行業務からの収入が減少する可能性があります

金融市場や経済情勢の変動によって、野村の行う引受業務や財務アドバイザー業務などの投資銀行業務における案件の数や規模が変化する可能性があります。これらの業務の手数料をはじめとして、投資銀行業務からの収入は、野村が取り扱う案件の数や規模により直接影響を受けるため、野村の投資銀行業務および当該業務における顧客等に好ましくない形で経済または市場が変動した場合には、これらの収入が減少する可能性があります。例えば、2011年には欧州の財政危機の深刻化および長期化により資金調達活動が低下したことを一因として、野村の2012年3月期および2013年3月期のインベストメント・バンキング収益合計（金融費用控除後）は前年比でそれぞれ15.9%減および15.0%減となりました。

野村の電子取引業務からの収入が減少する可能性があります

電子取引システムは、野村のビジネスにとって、少ないリソースで効率的に迅速な取引を執行するために必要不可欠なシステムです。これらのシステムを利用することにより、取引所またはその他の電子取引市場を介して効率的な執行プラットフォームおよびオンライン・コンテンツやツールを顧客に提供することが可能となります。取引手数料やスプレッド等を含むこれらの電子取引業務からの収入は、野村が取り扱う案件の数や規模により直接影響を受けるため、金融市場や経済情勢が変動した結果、顧客の取引頻度の低下または取引額の低下が生じた場合にはこれらの収入が減少する可能性があります。また、さまざまなキャピタルマーケット商品における電子取引の利用が増加しており、野村の電

子取引業務の競争が激化することで、取引手数料やスプレッドに対する低下圧力が高まっております。電子取引により取引量は今後増加する可能性があります。取引手数料の低下を補填するほど十分でない場合は、野村の収入が減少する可能性があります。野村は今後も効率的な取引プラットフォームの提供に関する技術開発投資を続けていく予定ですが、電子取引の手数料の値下げ圧力が高まった場合には、当該投資から生み出される収益を最大限に確保できない可能性があります。

トレーディングや投資活動から大きな損失を被る可能性があります

野村は自己売買および顧客取引のために、債券市場や株式市場等で大きなトレーディング・ポジションと投資ポジションを保有しております。野村のポジションはさまざまな種類の資産によって構成されており、その中には株式、金利、通貨、クレジットなどのデリバティブ取引、さらに貸付債権、リバース・レポおよび不動産も含まれます。これらの資産が取引される市場の変動は、当該資産の価値に影響を与える場合があります。野村が資産を保有している場合（すなわちロング・ポジション）、これらの資産の価格が下落すると、野村が損失を被る可能性があります。また、野村が資産を保有せずに売却した場合（すなわちショート・ポジション）、それらの資産の価格が上昇すると、潜在的には重大な損失に晒される可能性があります。そのため、野村はさまざまなヘッジ手法を用いてポジションリスクの軽減に努めていますが、それでも資産の価格変動により、損失を被る可能性があります。また、金融市場や経済情勢が急激に変化するような場合には、金融システム全体に過度のストレスがかかり、市場が野村の予測していない動きをすることにより、野村は損失を被る可能性があります。

野村のビジネスは市場のボラティリティ水準の変化の影響を既に受けているか、または、将来、受ける可能性があります。野村のトレーディングビジネスの一部であるトレーディングや裁定取引の機会市場のボラティリティの変化により作り出されます。したがって、ボラティリティが低下した場合、取引機会が減少し、これらのビジネスの結果に影響を与える可能性があります。一方、ボラティリティが上昇した場合は、トレーディング量やスプレッドを増加させることがあります。これによりバリュー・アット・リスク（VaR）で計測されるリスク量が上昇し、野村はマーケットメイキングや自己勘定投資に伴って高いリスクに晒され、またはVaRの増加を避けるためにこれらのビジネスのポジションまたは取引量を減らすことがあります。

さらに野村は、資本市場における取引を円滑に進めるために、引受業務やトレーディング業務に伴い比較的大きなポジションを保有することがあります。また、野村が投資商品の開発を目的としてパイロット・ファンドを設定してポジションを保有し、投資商品の設定・維持を目的としてシード・マネーに出資を行うことがあります。野村は市場価格の変動によりこれらのポジションから大きな損失を被る可能性があります。

加えて、野村が担保を提供する取引においては、担保資産の価値の大幅な下落や、野村の格付の低下をはじめとした信用力の低下が発生した場合は、追加担保を必要とするなど取引コストの上昇および収益性の低下を招く可能性があります。一方、担保の提供を受ける取引においては、資産価値の下落が顧客取引の減少につながり、それに伴う収益性の低下を招く可能性があります。2016年3月31日現在、1ノッチないし2ノッチの格下げがあり、それ以外の変化はなかったと想定した場合、当社が、デリバティブ契約に関連して、追加担保提供を求められる見積もり合計額は、それぞれ約249億円と約462億円です。

証券やその他の資産に大口かつ集中的なポジションを保有することによって、野村は大きな損失を被る可能性があります

マーケット・メイク、ブロックトレード、引受業務、証券化商品の組成、第三者割当による新株予約権付社債等の買い取り業務、または、顧客ニーズに対応した各種ソリューション・ビジネス等においては、特定の資産を大口かつ集中的に保有することがあり、大きな損失を被る可能性があります。野村は多額の資金をこれらのビジネスに投じており、その結果、しばしば特定の発行者または特定の業界、国もしくは地域の発行者が発行する証券または資産に大口のポジションを保有することがあります。野村は、一般に、商業銀行、ブローカー・ディーラー、清算機関、取引所および投資会社といった金融サービス業に携わる発行者に対するエクスポージャーが大きくなる傾向があります。また、顧客や取引先とのビジネスにより、特定の国や地域の発行者が発行する証券を保有する場合があります。加えて、住宅および商業用不動産ローン担保証券などの資産担保証券についても、市場価格が変動すると、野村は大きな損失を被る可能性があります。

市場低迷の長期化や市場参加者の減少が流動性を低下させ、大きな損失が生じる可能性があります

市場低迷が長期化すると、野村の業務に関連する市場において取引量が減少し、流動性が低下します。また、規制強化を背景とする金融機関の市場関連業務の縮小も市場の流動性に影響を与えます。この結果、市場において、野村は、自己の保有する資産を売却またはヘッジすることが困難になるほか、当該資産の市場価格が形成されず、自己の保有する資産の時価を認識できない可能性があります。特に店頭デリバティブ等においてはポジションのすべてを適切に解消

し、またはヘッジすることができない場合に大きな損失を被る可能性があります。さらに、市場の流動性が低下し、自己の保有するポジションの市場価格が形成されない場合、予期しない損失を生じることがあります。

ヘッジ戦略により損失を回避できない場合があります

野村はさまざまな方法や戦略を用い、多様な種類のリスクに対するエクスポージャーをヘッジしています。ヘッジ戦略が効果的に機能しない場合、野村は損失を被る可能性があります。野村のヘッジ戦略の多くは過去の取引パターンや相関性に根拠を置いています。例えば、ある資産を保有する場合は、それまでその資産の価値の変化を相殺する方向に価格が動いていた資産を保有することでヘッジを行っています。しかし野村は、さまざまな市場環境においてあらゆる種類のリスクに晒されており、過去の金融危機の際に見られたように、過去の取引パターンや相関性が維持されず、これらのヘッジ戦略が必ずしも十分に効果を発揮しない可能性があります。

野村のリスク管理方針や手続が市場リスクの管理において十分に効果を発揮しない場合があります

リスクの特定、モニターおよび管理を行うための野村の方針や手続が十分な効果を発揮しない場合があります。例えば、野村のリスク管理方法の一部は過去の金融市場におけるデータの動きに基づいて設計、構築されていますが、将来の金融市場における個々のデータの振る舞いは、過去に観察されたものと同じであるとは限りません。その結果、将来のリスク・エクスポージャーが想定を超えて、大きな損失を被る可能性があります。また、野村が使用しているリスク管理方法は、市場、顧客等に関する公表情報または野村が入手可能な情報の評価をよりどころとしています。これらの情報が正確、完全、最新なものではなく、あるいは正しく評価されていない場合には、野村は、リスクを適切に評価できず、大きな損失を被る可能性があります。加えて、市場の変動などにより野村の評価モデルが市場と整合しなくなり、適正な評価やリスク管理が行えなくなる可能性があります。

市場リスクによって、その他のリスクが増加する可能性があります

前述の野村のビジネスに影響を与えうる可能性に加え、市場リスクがその他のリスクを増幅させる可能性があります。例えば、金融工学や金融イノベーションを用いて開発された金融商品に内在する諸リスクは市場リスクによって増幅されることがあります。

また、野村が市場リスクによりトレーディングで大きな損失を被った場合、野村の流動性ニーズが急激に高まる可能性があり、一方で、野村の信用リスクが市場で警戒され、資金の調達が困難になる可能性があります。

さらに、市場環境が悪化している場合に、野村の顧客や取引相手が大きな損失を被り、その財政状態が悪化した場合には、これらの顧客や取引相手に対する信用リスクのエクスポージャーが増加する可能性があります。

連結財務諸表に計上されているのれんおよび有形・無形資産にかかる減損が認識される可能性があります

野村は、事業の拡大等のため、企業の株式などを取得し、または企業グループの一部の事業を承継しており、野村が適切と判断した場合にはこれらを継続して行う見込みです。このような取得や承継は、米国会計原則に基づき、野村の連結財務諸表において、企業結合として認識され、取得価額は資産と負債に配分され、差額はのれんとしています。また、その他にも有形・無形資産を所有しております。

これらの企業結合などにより認識されたのれんおよび有形・無形資産に対して減損損失やその後の取引に伴う損益が認識される可能性があります。その場合、野村の経営成績および財政状態に影響を与える可能性があります。例えば、野村は、2014年3月期および2015年3月期において、それぞれ2,840百万円と3,188百万円のものれんの減損を認識しております。

資金流動性リスクの顕在化によって野村の資金調達能力が損なわれ、野村の財政状態が悪化する可能性があります

資金流動性、すなわち必要な資金の確保は、野村のビジネスにとって極めて重要です。野村では、資金流動性リスクを野村グループの信用力の低下または市場環境の悪化により必要な資金の確保が困難になる、または通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクと定義しております。即時に利用できるキャッシュ・ポジションを確保しておくことに加え、野村は、レポ取引や有価証券貸借取引、長期借入金の利用や長期社債の発行、コマーシャル・ペーパーのような短期資金調達先の分散、流動性の高いポートフォリオの構築などの方法によって十分な資金流動性の確保に努めています。しかし、野村は一定の環境の下で資金流動性の低下に晒されるリスクを負っています。

その内容は以下のとおりです。

野村が無担保あるいは有担保での資金調達ができなくなる場合があります

野村は、借り換えも含めた日常の資金調達において、短期金融市場や債券発行市場での債券発行、銀行からの借入といった無担保資金調達を継続的に行っています。また、トレーディング業務のための資金調達活動として、レポ取引や

有価証券貸借取引といった有担保資金調達を行っています。これらの資金調達ができない場合、あるいは通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされる場合、野村の資金流動性は大きく損なわれる可能性があります。例えば、野村の短期または中長期の財政状態に対する評価を理由に、資金の出し手が資金提供を拒絶する可能性があるのは、次のような場合です。

- ・多額のトレーディング損失
- ・市場の低迷に伴う野村の営業活動水準の低下
- ・規制当局による行政処分
- ・信用格付けの低下

上記に加え、資金の出し手側の貸付余力の低下、金融市場やクレジット市場における混乱、投資銀行業や証券ブローカレッジ業、その他広く金融サービス業全般に対する否定的な見通し、日本の国家財政の健全性に対する市場の否定的な見方など、野村に固有でない要因によって、野村の資金調達が困難になることもあります。

野村が資産を売却できなくなる可能性があります

野村が資金を調達できない、もしくは資金流動性残高が大幅に減少するなどの場合、野村は期限が到来する債務を履行するために資産を売却するなどの手段を講じなければなりません。市場環境が不安定で不透明な場合には、市場全体の流動性が低下している可能性があります。このような場合、野村は資産を売却することができなくなる可能性や資産を低い価格で売却しなければならなくなる可能性があります。結果的に野村の経営成績や財政状態に影響を与える場合があります。また、他の市場参加者が同種の資産を同時期に市場で売却しようとしている場合には、野村の資産売却に影響を及ぼすことがあります。

信用格付の低下により、野村の資金調達能力が損なわれる可能性があります

野村の資金調達は、信用格付に大きく左右されます。格付機関は野村の格付けの引下げや取消しを行い、または格下げの可能性ありとして「クレジット・ウォッチ」に掲載することがあります。将来格下げがあった場合、野村の資金調達コストが上昇する可能性や、資金調達自体が制約される可能性があります。その結果、野村の経営成績や財政状態に影響を与える可能性があります。

さらに、日本の国家財政の健全性に対する市場の否定的な見方といった、野村に固有でない要因によっても、野村の資金調達が困難になることもあります。

市場リスクや資金流動性リスクだけではなく、イベント・リスクも野村のトレーディング資産や投資資産に損失を生じさせる可能性があります

イベント・リスクとは、事前に予測不能な出来事（例えば、自然災害、人災、流行病、テロ行為、武力紛争、政情不安、その他野村のビジネスや取引相手等に影響を与える出来事）によりマーケットに急激な変動がもたらされた場合に発生する潜在的な損失をいいます。これらには、2001年9月11日の米国同時多発テロ、2007年以降の米国サブプライム問題、2008年秋の金融危機、2011年3月の東日本大震災、2011年に顕在化した米国や欧州諸国における財政問題、2013年後半に発生したウクライナ問題、2015年11月のパリ同時多発テロ、および2016年3月のブリュッセル同時爆発攻撃などの社会的に重大な事象のほか、より個別具体的に野村のトレーディング資産や投資資産に損失を生じさせるおそれのある、次のような出来事が含まれます。

- ・主要格付機関による、野村のトレーディング資産や投資資産に関する信用格付の突然かつ大幅な格下げ
- ・野村のトレーディング戦略を陳腐化させ、競争力を低下させ、または実行不能にするような、トレーディング、税務、会計、金融規制、法律その他関連規則の突然の変更
- ・野村が関与する取引が予測不能な事由により遂行されないために野村が受取るべき対価を受取れないこと、または野村がトレーディングもしくは投資資産として保有する有価証券の発行会社の倒産や詐欺的行為もしくはこれらに対する行政処分等

野村に債務を負担する第三者がその債務を履行しない結果、損失を被る可能性があります

野村の取引先は、ローンやローン・コミットメントに加え、その他偶発債務、デリバティブなどの取引や契約により、野村に対して債務を負担することがあります。これら取引先が法的整理手続きの申請、信用力の低下、流動性の欠如、人為的な事務手続き上の過誤、政治的・経済的事象による制約など、さまざまな理由で債務不履行に陥った場合、野村は大きな損失を被る可能性があります。

信用リスクは、次のような場合からも生じます。

- ・第三者が発行する証券の保有
- ・証券、先物、通貨またはデリバティブの取引において、クレジット・デフォルト・スワップの取引相手であるモノライン（金融保証会社）など野村の取引相手に債務不履行が生じた場合や、決済機関、取引所、清算機関その他金融インフラストラクチャーのシステム障害により所定の期日に決済ができない場合

第三者の信用リスクに関連した問題には次のものが含まれます。

大手金融機関の破綻が金融市場全般に影響を与え、野村に影響を及ぼす可能性があります

多くの金融機関の経営健全性は、与信、トレーディング、清算・決済など、金融機関間の取引を通じて密接に関連しています。その結果、ある特定の金融機関に関する信用懸念や債務不履行が、他の金融機関の重大な流動性問題や損失、債務不履行を引き起こし、決済・清算機関、銀行、証券会社、取引所といった、野村が日々取引を行っている金融仲介機関にも影響を及ぼす可能性があります。また将来発生しうる債務不履行や債務不履行懸念の高まり、その他類似の事象が、金融市場や野村に影響を及ぼす可能性があります。国内外を問わず、主要な金融機関が流動性の問題や支払能力の危機に直面した場合、野村の資金調達にも影響を及ぼす可能性があります。

野村の信用リスクに関する情報の正確性や信用リスクの軽減のために受け入れている担保が十分であるという保証はありません

野村は信用に懸念のある顧客や取引相手、特定の国や地域に対するクレジットエクスポージャーを定期的に見直しています。しかし、債務不履行が発生するリスクは、粉飾決算や詐欺行為のように発見が難しい事象や状況から生じる場合があります。また、野村が取引相手のリスクに関し、すべての情報を手に入れることができない可能性があります。さらに、野村が担保提供を条件として与信をしている場合に、当該担保の市場価格が急激に下落すると、担保価値が減少し、担保不足に陥る可能性があります。

野村の顧客や取引相手が政治的・経済的理由から野村に対する債務を履行できない可能性があります

カントリー・リスクや地域特有のリスク、政治的リスクは、市場リスクのみならず、信用リスクに影響を与える可能性があります。現地市場における混乱や通貨危機のように、ある国または地域における政治的・経済的問題はその国や地域の顧客・取引相手の信用力や外貨調達力に影響を与え、結果として野村に対する債務の履行に影響を与える可能性があります。

金融業界は激しい競争に晒されています

野村のビジネスは激しい競争に晒されており、この状況は今後も続くことが予想されます。野村は、取引執行能力や商品・サービス、イノベーション、評判（レピュテーション）、価格など多くの要因において競争しており、特に、仲介業務、引受業務などで激しい価格競争に直面しています。

商業銀行、大手銀行の系列証券会社や外資系証券会社との競争が激化しています

1990年代後半から、日本の金融業界では規制緩和が進みました。2004年12月1日から施行されている証券取引法の改正（2007年9月30日より金融商品取引法に改称）により、銀行およびその他の金融機関がブローカレッジ業務に参入可能となりました。また、2009年6月1日から施行されている金融商品取引法の改正により、商業銀行と証券会社間のファイアーウォール規制が緩和され、競合他社は関係のある商業銀行とより密接に協業することができるようになり、銀行やその他の金融機関は、規制緩和前に比較して、資金調達や投資信託の分野において競争力を増しています。とりわけ、日本の大手商業銀行の系列証券会社や外資系証券会社は、セールス・トレーディング、投資銀行業務、リテールビジネスの分野において、野村のシェアに影響を及ぼしています。

金融グループの統合・再編、各種業務提携や連携の進展により競争が激化しています

金融業界において、金融機関同士の統合・再編が進んでいます。特に、大手の商業銀行、その他幅広い業容を持つ大手金融グループは、その傘下における証券業の設置および獲得ならびに他金融機関との連携に取り組んでいます。近年ではこれら大手金融グループが、総合的な金融サービスをワンストップで顧客に提供すべく、グループ内での事業連携を一層強化しています。具体的には、ローン、預金、保険、証券ブローカレッジ業務、資産運用業務、投資銀行業務など、グループ内での幅広い種類の商品・サービスの提供を進めており、この結果として金融グループの競争力が野村に対し相対的に高まる可能性があります。また、金融グループは、市場シェアを獲得するために、商業銀行業務その他金融サービスの収入により投資銀行業務や証券ブローカレッジ業務を補う可能性があります。また、グループの垣根を越えた商業銀行と証券業との提携や、昨今では新興企業を含む事業会社との提携等、業態・業界を超えた連携へと広がる

傾向も見られ、これらの大手金融グループの事業拡大や提携等による収益力の向上などにより、野村の市場シェアが低下する可能性があります。

海外の競合他社との競争や経営資源配分の適正化の不結実により、野村のグローバルな経営戦略が功を奏しない可能性があります

海外には多くのビジネスの機会およびそれに伴う競争が存在します。野村は、これらのビジネス機会を有効に活用するため、米国、欧州、アジアなどの重要な海外市場において競合金融機関と競争しています。このような競争に向けて、野村は海外ビジネスの強化のため、2008年にリーマン・ブラザーズの欧州、中東の一部の事業およびアジアの事業を承継し、またそれらの地域および米国において業務の再構築と拡大を行うために多大な経営資源を投資してきました。一方で、欧州金融機関による市場関連業務からの撤退や各国中央銀行による金融緩和政策等を背景に、市場構造が大きく変化しており、市場全体の流動性も低下しています。野村は、このような厳しい環境に対応するため、経営資源配分の適正化および効率性を追求し、収益性の向上に努めています。例えば、野村は、高いノウハウや収益性を持つ分野に経営資源を集中できるよう、欧州地域および米州地域におけるホールセール・ビジネスに関し、戦略的に見直しを行うことを2016年4月に発表しました。このような取組みについて十分な効果が得られなかった場合は、野村のビジネス、財政状態、経営成績に影響を与える可能性があります。

野村のビジネスは、重大なリーガル・リスク、レギュラトリー・リスクおよびレピュテーション・リスクに影響される可能性があります

野村が重大な法的責任を負うことまたは野村に対する行政処分がなされることにより、重大な財務上の影響を受け、または野村のレピュテーションが低下し、その結果、ビジネスの見通し、財務状況や経営成績に悪影響を与える可能性があります。また、野村や野村が業務を行う市場に適用される規制に重大な変更がなされた場合、これが野村のビジネスに悪影響を与える可能性があります。

野村はさまざまな法的責任を負う可能性があります

野村は、ビジネスにおいてさまざまなリーガル・リスクに晒されています。これらのリスクには、金融商品取引法およびその他の法令における有価証券の引受けおよび勧誘に関する責任、有価証券その他金融商品の売買から生じる責任、複雑な取引条件に関する紛争、野村との取引にかかる契約の有効性をめぐる紛争、業務提携先との間の紛争ならびにその他の業務に関する法的賠償請求等が含まれます。

市場の低迷の長期化または市場に重大な影響を与えるイベントの発生により、野村に対する賠償請求等が増加することが予想され、また、重大な訴訟を提起される可能性があります。これらの訴訟費用は高額にのぼる可能性もあり、訴訟を提起されることにより野村のレピュテーションが悪化する可能性もあります。さらに、適法な取引であったとしても、その取引手法によっては社会的非難の対象となってしまう場合もあります。これらのリスクの査定や数量化は困難であり、リスクの存在およびその規模が認識されない状況が相当期間続く可能性もあります。

野村に適用のあるさまざまな規制により業務が制限され、また行政処分等や損失を受ける可能性があります

金融業界は広範な規制を受けています。野村は、国内において政府機関や自主規制機関の規制を受けるとともに、海外においては業務を行っているそれぞれの国の規制を受けています。また、野村のビジネスの拡大とともに、適用される政府機関や自主規制機関の規制も増加する可能性や、法改正によって、これらの規制が強化される可能性があります。さらに、金融規制の体系の複雑化が進み、ある一国の規制が、当該国以外の活動に域外適用される可能性も増加しています。これらの規制は、広く金融システムの安定や金融市場・金融機関の健全性の確保、野村の顧客および野村と取引を行う第三者の保護等を目的としており、自己資本規制、顧客保護規制、市場行動規範などを通じて野村の活動を制限し、野村の収益に影響を与えることがあります。この他、従来の金融関連法制に加え、広く国際的な政治経済環境や政府当局の規制・法執行方針等によっても、野村のビジネスに適用・影響する法令諸規制の範囲が拡大する可能性があります。また、野村は法令諸規制を遵守するための対策を講じてはおりますが、法令諸規制に抵触することを完全に防ぐことができない可能性があり、仮に法令違反等が発生した場合には、罰金、一部の業務の停止、社内管理態勢の改善等にかかる命令、もしくは営業認可の取消しなどの処分を受ける可能性があります。野村が行政上の処分または司法上の決定・判決等を受けた場合、野村のレピュテーションが悪化し、ビジネス機会の喪失や人材確保が困難になるといった悪影響を受ける可能性があります。また、それらの処分により、顧客（とりわけ公的機関）が野村との金融取引を行わない決定をした場合は、たとえ命令等の処分が解除された後であっても、一定期間、野村がビジネスの機会を喪失する可能性があります。さらに、野村が国際的な制裁の対象地域で事業活動を行う場合には、当該事業活動が制裁規制に違反していなくても、一部の市場関係者が野村への投資や野村との取引を控える可能性があります。

金融システム・金融セクターに対する規制強化の進行が、野村のビジネス、財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります

野村のビジネスに適用される規制が導入・改正・撤廃される場合、野村は、直接またはその結果生じる市場環境の変化を通じて悪影響を受けることがあります。規制の導入・改正・撤廃により、野村の全部または一部の事業を継続することの経済合理性がなくなる可能性、もしくは規制の対応に膨大な費用が生じる可能性があります。

特に米国におけるドッド・フランク法や欧州連合・英国における各種の金融規制強化策など、さまざまな金融規制改革が進行しています。これらの制度改正の詳細および野村への影響は、政府・監督機関により策定される最終的な規制によります。

加えて、野村に適用される会計基準や自己資本比率・流動性比率・レバレッジ比率等に関する規制の変更が、野村のビジネス、財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。そうした新たな規制の導入または既存の規制の改正には、バーゼル銀行監督委員会（以下「バーゼル委員会」）によるいわゆるバーゼルⅢと呼ばれる規制パッケージが含まれ、その一部はルール最終化に向けた作業が続いております。これらの規制により、野村の資金調達コストが上昇する、あるいは野村のビジネス、資金調達活動や野村の株主の利益に影響を及ぼすような資産売却、資本増強もしくは野村のビジネスの制限を行わなければならない可能性があります。なお、金融当局が認定するグローバルにシステム上重要な銀行（以下「G-SIBs」）の対象およびG-SIBsに対する追加的な自己資本規制等は、金融安定理事会（以下「FSB」）およびバーゼル委員会により毎年見直されております。さらに、G-20首脳会合は、G-SIBsの枠組を国内のシステム上重要な銀行（以下「D-SIBs」）まで拡張するようFSBおよびバーゼル委員会に対して要請し、2012年10月、バーゼル委員会は、D-SIBsに関する評価手法およびより高い損失吸収力の要件に関する一連の原則を策定し、公表しました。2015年12月、金融庁は野村ホールディングス株式会社をD-SIBsに指定し、2016年3月以降の追加的な資本賦課水準を3年間の経過措置はありますが0.5%といたしました。その結果として、今後各種のコスト負担や影響が加重される可能性があります。

経営状況、法的規制の変更などにより、繰延税金資産の計上額の見直しが行われ、野村の経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります

野村は、一定の条件の下で、将来における税金負担額の軽減効果を有すると見込まれる額を繰延税金資産として連結貸借対照表に計上しております。今後、経営状況の悪化、法人税率の引下げ等の税制改正、会計原則の変更などその回収可能性に変動が生じる場合には、野村の連結貸借対照表に計上する繰延税金資産を減額する可能性があります。その結果、野村の経営成績および財政状態に影響が生じる可能性があります。

役職員または第三者による不正行為や詐欺により、野村のビジネスに悪影響が及ぶ可能性があります

野村は、役職員または第三者による不正行為というリスクに晒されています。野村の役職員が、上限額を超えた取引、限度を超えたリスクの負担、権限外の取引や損失の生じた取引の隠蔽等の不正行為を行うことにより、野村のビジネスに悪影響を及ぼす可能性があります。また、不正行為には、インサイダー取引、情報伝達行為や取引推奨行為等の役職員または第三者による非公開情報の不適切な使用・漏洩その他の金融犯罪も含まれ、その結果、野村が行政処分を受け、もしくは法的責任を負う可能性、または野村のレピュテーションや財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

2012年8月、当社は、公募増資案件にかかる法人関係情報に関する管理態勢に不備が認められた等として、金融庁から業務改善命令を受けました。これに対して、当社は改善策を策定し、同年12月末までにすべての施策を実施しております。

野村は、不正行為を防止または発見するための対策を講じていますが、これらの対策により役職員による不正行為を常に防止または発見できるとは限らず、また、不正行為の防止・発見のために取っている予防措置がすべての場合に効果を発揮するとは限りません。そのような不正行為の結果として野村に対する行政上の処分または司法上の決定・判決等が行われれば、野村は一定期間、ビジネスの機会を喪失する可能性があり、また、顧客、特に公的機関が野村との取引を行わない決定をした場合は、たとえ処分等が解除された後であっても、ビジネスの機会を喪失する可能性があります。

また、野村は、第三者が行う詐欺的行為に直接または間接に巻き込まれる可能性があります。野村は、投資、融資、保証、その他あらゆる種類のコミットメントを含め、幅広いビジネス分野で多くの第三者と日々取引を行っているため、こうした第三者による詐欺や不正行為を防止し、発見することが困難な場合があります。

これらによる損失が多額になる可能性があり、また野村に対する信頼が損なわれるおそれもあります。

利益相反を特定し適切に対処することができないことにより、野村のビジネスに悪影響を及ぼす可能性があります

野村は、多様な商品およびサービスを個人、企業、他の金融機関および政府機関を含む幅広い顧客に対して提供するグローバルな金融機関です。それに伴い、野村の日々の業務において利益相反が発生するおそれがあります。利益相反は、特定の顧客へのサービスの提供が野村の利益と競合・対立する、または競合・対立するとみなされることにより発生します。また、適切な非公開情報の遮断措置または共有がされていない場合、グループ内で行われる複数の取引について、特定の顧客との取引とグループ各社の取引または他の顧客との取引が競合・対立する、または競合・対立するとみなされることにより利益相反が発生するおそれがあります。野村は利益相反を特定し対処するための利益相反管理体制を整備していますが、利益相反を特定、開示し、適切に対処することができなかつた場合、またはできていないとみなされた場合には、野村のレピュテーションが悪化し、現在または将来の顧客を失う可能性があります。また、利益相反の発生により行政処分、または訴訟の提起を受ける可能性があります。

野村のビジネスは、さまざまなオペレーショナル・リスクに晒されています

野村は、オペレーショナル・リスクを、内部プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから損失を被るリスクと定義しています。この定義には、戦略リスク（経営陣の不適切な意思決定により損失を被るリスク）は含まれませんが、法令や規制等の違反にかかるリスク、オペレーショナル・リスクの顕在化に起因する野村グループ各社のレピュテーションの悪化にかかるリスクを含みます。野村は、例えば、次のようなオペレーショナル・リスクに晒されています。これらのリスクが現実のものとなった場合、野村は経済的損失、事業の中断、第三者からの提訴、行政処分、事業への制約、罰金、またはレピュテーションの悪化といった事態に陥る可能性があります。

- ・ 有価証券の取引の実行、確認または決済がなされないリスク
- ・ 役職員による正確な事務処理がなされないリスク、例えば取引所に対する誤発注のリスク
- ・ 策定しているコンティンジェンシープランの想定を上回る規模の災害やテロ行為等により、野村の施設やシステムが被災し、または業務の継続が困難になるリスク
- ・ 感染症により業務遂行に支障が生じるリスク
- ・ 野村または第三者のコンピューターシステムのダウン、誤作動などシステムの障害またはシステムへの不正侵入、誤用、コンピューターウイルス、もしくはサイバー攻撃によるリスク

野村のビジネスは、個人および機密情報を野村のシステムにおいて安全に処理、保存、送受信できる環境に依拠しています。野村は、野村のシステム上にある情報にアクセスしこれを入手することを企図した、または野村のサービスにシステム障害その他の損害をもたらすことを企図した不正アクセス、コンピューターウイルスもしくは破壊工作ソフトその他のサイバー攻撃の標的になる可能性があります。これらの脅威は、人為的なミスまたは技術的不具合から発生する場合がありますが、従業員などの内部関係者または海外の非国家主体および過激派組織などの第三者の悪意もしくは不正行為により発生する場合があります。また、野村のシステムが相互接続している外部事業者、証券取引所、決済機関またはその他の金融機関のいずれかがサイバー攻撃その他の情報セキュリティ侵害の対象となった場合、野村にもその悪影響が及ぶ可能性があります。当該事象により、野村のシステム障害、信用の失墜、顧客の不満、法的責任、法の行政処分または追加費用が生じる可能性があり、上記事象のいずれかまたはその全部の発生により、野村の財政状態および事業運営が悪影響を受ける可能性があります。

野村は、システムのモニタリングおよびアップデートを行うため多大な経営資源を継続的に投入し、かつシステム保護のため情報セキュリティ対策を講じていますが、実施しているそれらの管理手段や手続が、将来のセキュリティ侵害から野村を十分に保護できる保証はありません。サイバー上の脅威は日々進化しているため、将来的には、現在の管理手段や手続が不十分となる可能性があり、また、システム修正または強化のため、更なる経営資源を投入しなければならなくなる可能性があります。

野村の保有する個人情報の漏洩により、野村のビジネスに悪影響が及ぶ可能性があります

野村は業務に関連して顧客から取得する個人情報を保管、管理しています。近年、企業が保有する個人情報および記録への不正アクセスや漏洩にかかる事件が多数発生していると報じられています。

野村は個人情報の保護に関する法令諸規則に基づき、個人情報の保護に留意し、セキュリティ対策を講じておりますが、仮に個人情報の重大な不正漏洩が生じた場合には、野村のビジネスにさまざまな点で悪影響が及ぶ可能性があります。例えば、個人情報の漏洩（業務委託先による漏洩を含む）により顧客に損失が生じた場合には、野村は顧客から苦情や損害賠償請求を受ける可能性があります。また、自主的に、もしくは行政上の命令その他の規制上の措置の対応として行うセキュリティ・システムの変更により、追加的な費用が発生する可能性があります。また、不正漏洩の結果、

野村に対するレピュテーションが悪化することによって、新規顧客が減少したり既存顧客を喪失したりするとともに、野村のブランド・イメージやレピュテーションの悪化の防止・抑制のために行う広報活動のために追加的な費用が発生する可能性があります。

野村ホールディングス株式会社は持株会社であり、子会社からの支払に依存しています

野村ホールディングス株式会社は、配当金の支払や負債の支払の資金について、野村ホールディングス株式会社の子会社から受領する配当金、分配金およびその他の支払に依存しています。会社法などの法規制により、子会社への資金移動または子会社からの資金移動が制限される可能性があります。特に、ブローカー・ディーラー業務を行う子会社を含め、多くの子会社は、親会社である持株会社への資金の移動を停止または減少させる、あるいは一定の状況においてそのような資金の移動を禁止するような、自己資本規制を含む法規制の適用を受けています。例えば、野村ホールディングス株式会社のブローカー・ディーラー子会社である当社、ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナルInc、ノムラ・インターナショナルPLCおよびノムラ・インターナショナル（ホンコン）LIMITEDは、自己資本規制の適用を受けており、野村ホールディングス株式会社への資金移動が制限される可能性があります。これらの法規制は野村ホールディングス株式会社の債務履行に必要な資金調達の方法を制限する可能性があります。

投資持分証券・トレーディング目的以外の負債証券について野村が期待する収益を実現できない可能性があります

野村は多額の投資持分証券・トレーディング目的以外の負債証券を保有しています。米国会計原則では、市場環境によって投資持分証券・負債証券にかかる多額の未実現損益が計上されることがあり、このことが野村の損益に大きな影響を与えます。市場の環境によっては、野村はこれらの株式・負債証券を売却したい場合にも、期待どおり迅速には、また望ましい水準では売却できない可能性があります。

連結財務諸表に計上されている関連会社およびその他の持分法投資先の株価が一定期間以上大幅に下落した場合には減損が認識される可能性があります

野村は上場している関連会社およびその他の持分法投資先の株式に投資しており、この投資は持分法で連結財務諸表に計上されています。米国会計原則では、野村が保有する関連会社の株式の公正価値（市場価格）が一定期間を超えて下落した場合において、価格の下落が一時的ではないと野村が判断したときには、野村は対応する会計年度に減損を認識しなければなりません。このことは、野村の経営成績および財政状態に重要な影響を与える可能性があります。

野村が提供したキャッシュ・リザーブ・ファンドや債券に損失が生じることで顧客資産が流出する可能性があります

野村は、リスク許容度の異なる顧客のさまざまなニーズに応えるために多くの種類の商品を提供しています。

マネー・マネジメント・ファンド（MMF）やマネー・リザーブ・ファンド（MRF）といったキャッシュ・リザーブ・ファンドは低リスク商品と位置づけられています。このようなキャッシュ・リザーブ・ファンドなどは、急激な金利上昇に伴うポートフォリオに組み込まれた債券価格の下落による損失の発生、ファンドのポートフォリオに組み込まれた債券のデフォルト、マイナス金利の適用によるファンドへの手数料チャージにより、元本割れを起こす場合があります。野村は、運用による安定的な利回りが見込めないと判断した場合、これらのキャッシュ・リザーブ・ファンドなどを繰上償還、もしくは入金制限する可能性があります。例えば、2016年6月、野村アセットマネジメント株式会社は、MMFの運用終了と資金償還を発表しております。

さらに、野村が提供した債券が債務不履行に陥り、利息や元本の支払が遅延する場合があります。

野村が提供したこれら商品に損失、繰上償還あるいは入金制限が生じた場合、野村は顧客の信頼を失う可能性があり、ひいては野村が保管する顧客からの預かり資産の流出もしくは預かり資産増加の妨げとなる可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営成績

当期の経営成績の分析

「第2 [事業の状況] 1 [業績等の概要] および2 [業務の状況]」をご参照ください。

なお、「第2 [事業の状況] 3 [対処すべき課題] および4 [事業等のリスク]」をあわせてご参照ください。

(2) 重要な会計方針および見積り

財務諸表作成上の見積り

財務諸表の作成に際し、経営者は、特定の金融商品と投資の評価、訴訟の結果、貸付金に対する貸倒引当金、繰延税金資産の回収可能性および資産負債の報告数値ならびに財務諸表の開示内容に影響を与えるその他の事項について見積りを行っております。これらの見積りは、その性質上、判断および入手し得る情報に基づいて行われることとなります。したがって、実際の結果がこれらの見積り額と異なることがあり、結果として財務諸表に重要な影響を与える場合や、近い将来調整が生じる可能性があります。

金融商品の時価

金融商品の時価は、強制された売買または清算に伴う売買ではなく、自発的な相手先とその時点において取引された場合に交換されると考えられる価額です。市場取引されている有価証券とデリバティブを含む金融商品の公正価値は、市場取引価格、業者間取引価格ないしその時点における市場において取引を決済した場合の見積価格に基づいております。市場取引価格および業者間取引価格が存在しない場合、時価の算定は、類似商品の価格や時価評価モデルに基づいて行われます。時価評価モデルは、契約期間、ポジションの大きさ、基礎となる資産の価格、利子率、配当率、時間的価値、ボラティリティおよび関連商品や類似商品についての統計的な計測数値などが考慮されており、取引先信用リスクおよび市場流動性などの調整も考慮されております。これらの調整は、時価算定上の基本的な構成要素です。

デリバティブ取引から生じる契約上の債権債務を含むトレーディング資産ならびにトレーディング負債は、貸借対照表上約定日基準で認識され、時価で評価されております。関連する損益は、損益計算書上、トレーディング損益に計上されております。

時価評価モデルおよび当該モデルの基礎となる仮定は、評価損益の金額および計上時期に影響を与えます。したがって、異なる時価評価モデルもしくは基礎となる仮定を使用することにより、異なった財務数値が計上される可能性があります。債券、株式、為替、コモディティ市場において変化があれば、野村の将来の時価の見積りに影響を与え、トレーディング収益に影響を与える可能性があります。また、金融商品の満期日までの期間が長ければ長いほど、当該モデルの基礎となる客観的な市場データが得にくくなることから、野村の時価の見積りはより主観的になる可能性があります。

商品有価証券等の時価は、一般的に市場取引価格、もしくは合理的な水準の価格客観性を持つ業者間取引価格、変数が直接観察可能な類似の金融商品を参照して得た価格に基づいております。

商品有価証券等のなかには流動性の低い商品が含まれており、そのような商品に関しては当社による最善の見積公正価値を利用して価格決定がなされております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、上場デリバティブおよび店頭取引デリバティブで構成されております。上場デリバティブの公正価値は、市場取引価格または評価モデルによって決定されます。店頭取引デリバティブは、評価モデルを使用して価格評価がなされます。

(3) リスク管理体制

当社のリスク管理体制は、親会社である野村ホールディングス株式会社の定める下記のグローバル・リスク管理体制に拠っております。

野村の事業活動は、市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスク、その他外生的事象に起因するリスクなどのさまざまなリスクに晒されております。野村では、財務の健全性を確保し、企業価値を維持・向上するために、これらのリスクを総合的にコントロールし、モニタリング、報告するためのリスク管理体制を構築しております。

グローバル・リスク管理体制

リスク管理

野村では、市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスク、モデル・リスクなど業務運営によって生じる不測の損失により当グループの資本が毀損する可能性、自社の信用力の低下または市場環境の悪化により円滑な資金調達ができなくなるという資金流動性リスク、および収益環境の悪化または業務運営の効率性もしくは有効性の低下により収益がコストをカバーできなくなるというビジネス・リスクをリスクとして定義しております。

その上で、野村では全社員が自らリスク管理を行う主体であると認識し、リスクに適切に対処することを基本理念としております。野村では、組織内の全階層において積極的なリスク管理がなされるよう推進し、かつ、リスクをリスク・アピタイトの範囲内に抑制するよう努めております。野村のリスク管理の枠組みはリスク・アピタイト、リスク管理のガバナンスおよび監督、財務的経営資源の管理、全てのリスク・カテゴリーの管理、およびリスクの計測および管理プロセスで構成されています。これら主要な項目については次に詳述いたします。

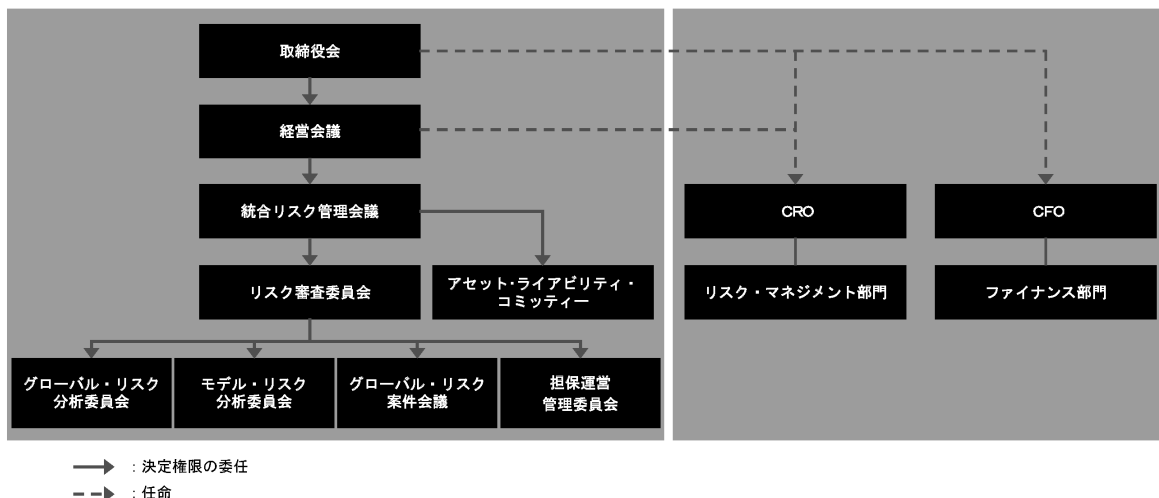
リスク・アピタイト

野村は、規制上の資本、流動性、業務環境によって決定される制約条件を勘案の上、最大限取りうるリスク水準の範囲内で、戦略的な目標と事業計画の達成のために許容するリスクの種類およびリスク量を、リスク・アピタイト・ステートメントとして定めています。リスク・アピタイト・ステートメントは、チーフ・リスク・オフィサー（CRO）および財務統括責任者（CFO）により提案され、経営会議が承認することにより決定されます。リスク・アピタイト・ステートメントには、自己資本充実度とバランスシート、流動性リスク、市場および信用リスク、オペレーショナル・リスク、コンプライアンス・リスク、モデル・リスクが含まれ、原則として定量的項目と定性的ステートメントによって構成され、当グループの事業遂行に伴うリスクが表されています。またリスク・アピタイトの各項目の主管部署は、定期的にモニタリングを行い、違反が発生することがないように、適切に管理を行う必要があります。

野村のリスク・アピタイト・ステートメントについては、経営会議において年一回見直しながされています。見直しは必要に応じて臨時で実施し、当社戦略に重大な変更があった場合には必ず見直しを行うことになっております。リスク・アピタイトは、野村のリスク管理体制の基礎をなすものです。

リスク管理の組織体制

野村では、効果的な事業運営とリスク管理のための会議体が設置されています。リスク管理体制は以下のとおりです。



取締役会

取締役会は、野村の経営の基本方針、その他法令に定められた事項について決定し、取締役および執行役の職務執行状況を監督します。また取締役会は、経営会議規程の制定、改廃について決定する権限を有しております。

経営会議

経営資源の有効活用と業務執行の意思統一を図ることにより、野村における経営戦略および経営資源の配分ならびに経営にかかる重要事項を審議し、株主価値の増大に努めます。またリスク管理に関する審議事項の決定権限を統合リスク管理会議に委譲しています。経営会議の主要な役割は以下のとおりです。

- ・ 経営資源の配賦 - 各年度の開始にあたり、経営会議は経済資本や無担保調達資金等の各種経営資源の配賦や経営資源のリミットの設定を行います。
- ・ 事業計画 - 各年度の開始にあたり、経営会議は野村の事業計画や予算を承認します。また、期中における、重要な新規ビジネス、事業計画の変更、予算や経営資源の配賦を承認します。
- ・ レポーティング - 経営会議は経営会議の内容等を取締役会へ報告します。

統合リスク管理会議

業務の健全かつ円滑な運営に資することを目的として、経営会議の委任を受け、野村の統合リスク管理にかかる重要事項を審議、決定します。統合リスク管理会議は、野村のリスク・アピタイトを設定し、それに整合した統合リスク管理の枠組みの整備を行います。また、リスク管理の枠組みを整備することを通じて野村のリスク管理を監督します。リスク管理に関する重要な事項その他議長が必要と認める事項について、取締役会および経営会議に報告します。

加えて、統合リスク管理会議は、経営会議の委任を受け、リスク管理規程を策定し、リスク管理の基本方針を含むグループ全体のリスク管理の枠組みについて定めております。

リスク審査委員会

統合リスク管理会議の委任を受けたリスク審査委員会は、統合リスク管理会議が定める野村の戦略的なリスク配分、リスク・アピタイトに基づいて、野村の市場リスク、信用リスク、レピュテーション・リスクにかかる重要事案を審議・決定し、業務の健全かつ円滑な運営に努めております。審議内容や議長が必要と認める事項について、統合リスク管理会議に報告します。

アセット・ライアビリティ・コミッティー

アセット・ライアビリティ・コミッティーは、統合リスク管理会議の委任を受け、統合リスク管理会議が定める野村のリスク・アピタイトに基づきバランス・シート管理体制、財務的経営資源の配賦、流動性管理などを審議します。審議内容や議長が必要と認める事項について、統合リスク管理会議に報告します。

グローバル・リスク分析委員会およびモデル・リスク分析委員会

グローバル・リスク分析委員会およびモデル・リスク分析委員会は、リスク審査委員会の委任を受け、野村におけるリスク・モデルおよび評価モデルの開発、管理および方針に関する重要事項の審議・決定をします。両委員会は、新規モデルや既存モデルの大幅な変更の承認など、リスク・モデルの管理における統制および監督について責任を有します。重要事項の審議や決定について、定期的にリスク審査委員会に報告します。

グローバル・リスク案件会議

グローバル・リスク案件会議は、リスク審査委員会の委任を受け、野村における健全かつ円滑な業務運営を目的として、リスク・アピタイトの範囲内で個別取引の審議・承認を行います。

担保運営管理委員会

担保運営管理委員会は、リスク審査委員会の委任を受け、担保集中、流動性、担保再利用、リミットおよびストレス・テストを通じた担保リスク管理について審議または決定を行います。また野村の担保戦略の方向性を示し、担保の規制要件を確実に遵守します。

チーフ・リスク・オフィサー

チーフ・リスク・オフィサー（CRO）は、リスク・マネジメント部門における全般的な戦略および方針を構築する責任を有します。また、野村のリスク・マネジメント部門を統括し、収益責任を負う部門等から独立した立場で、リスク管理の枠組みの有効性を維持する責任を負います。また、リスク管理の状況について、定期的に統合リスク管理会議へ報告するほか、リスク管理上必要な対応策の実施について統合リスク管理会議への付議または報告を行います。

財務統括責任者

財務統括責任者（CFO）は、野村全体の財務戦略を統括します。また、経営会議の委任を受け、流動性管理について執行権限および責務を有します。

リスク・マネジメント部門

リスク・マネジメント部門は、収益責任を負う部門等から独立して設置された、リスク管理を担当する部署または組織で構成されております。リスク・マネジメント部門は、リスク管理にかかるプロセスの構築と運用、方針および規程類の整備と周知、手法の有効性の検証に責任を負うほか、グループ各社からの報告の受領や、担当役員および統合リスク管理会議等への報告や、行政当局への報告およびリスク管理手法等の承認申請も必要に応じて行います。リスク管理に関する重要な事項はリスク・マネジメント部門がCROと緊密に連携します。CROやco-CROは、定期的に経営会議や統合リスク管理会議にリスクに関する事項を報告します。

リスク・ポリシー管理の枠組み

ガバナンス上必要不可欠なツールであるリスク・マネジメント部門の規程や実施手続きには、野村のリスク管理を円滑に行うための基本方針、規則、基準や特定のプロセスが定義されております。リスク・マネジメント部門は、リスク管理に関する規程および実施手続きを策定するための共通の枠組みとして基本原則、プロセスおよび手続きを明確に規定したリスク・ポリシー管理の枠組みを定めております。リスク管理に関する規程および実施手続きはすべて当該枠組みに準拠し、適用除外事項については所定の手続に従うものとします。

モニタリング、報告およびデータ管理

リスクに関する経営情報（以下、「マネジメント・インフォメーション」という。）の算出と集計、報告およびモニタリングは、適切なリスク管理体制に不可欠です。マネジメント・インフォメーションの目的は、適切な上申と意思決定、および対応策の策定に資する情報を提供することです。リスク・マネジメント部門およびファイナンス部門は、リスク・アピタイトに対応するポジションの状況に関するマネジメント・インフォメーションを定期的に取りまとめる責任を有します。マネジメント・インフォメーションは、リスク・カテゴリー全般にわたる情報を含み、また各リスクの特定および評価のための様々なリスク管理手法を使用して作成されます。リスク・マネジメント部門は、マネジメント・インフォメーションに関するデータを適切に管理する責任を有します。

財務的経営資源の管理

野村は、財務的経営資源を適切に使用するため、財務的経営資源の管理体制を構築しております。経営会議は、期初に、各部門に財務的経営資源の配賦を行います。各営業部門では、財務的経営資源の配賦により収益予算の策定を行います。財務的経営資源の主要な構成要素は以下のとおりです。

リスク・ウェイテッド・アセット

経営会議は毎年、連結自己資本比率（連結Tier 1 比率）の最低基準値を決定します。自己資本比率を算出する際の重要な構成要素はリスク・ウェイテッド・アセットとなり、このリスク・ウェイテッド・アセットは経営会議により、各営業部門とそれ以下の階層に配賦されております。

経済資本

野村の経済資本であるNCAT (Nomura Capital Allocation Target) は、野村がビジネスを行うにあたり必要となる資本に関する内部指標であり、野村にとって深刻な不利益を被るシナリオにより1年間に発生しうる予期せぬ損失を吸収するために必要な資本として計測されます。この深刻な不利益を被るシナリオとは、信頼水準99.95%で1年間に発生しうる損失として定量化されるものと定義されます。NCATは、ポートフォリオNCATおよびノン・ポートフォリオNCATにより構成されます。ポートフォリオNCATは、市場リスク、信用リスク、イベント・リスク、集中・流動性リスク、プリンシパル・ファイナンス/プライベート・エクイティに関するリスクおよび投資有価証券に関するリスク等、野村の資産価値に直接影響を及ぼすリスクを構成要素とし、ノン・ポートフォリオNCATは、ビジネス・リスクおよびオペレーショナル・リスク等、特定の資産価値に直接的には影響を及ぼさないリスクを構成要素とします。NCATリミットは経営会議の承認により設定され、各部門やそれ以下の階層に配賦されます。

社内資金

財務統括責任者は、野村グループ内に無担保で提供される資金の上限額を決定し、経営会議は各部門へ配分を行います。グローバル・トレジャリーは部門毎の資金使用量をモニタリングし、経営会議に報告します。

リスクの分類と定義

野村では、リスクを以下のとおり分類、定義した上で、各リスクを管理する部署または組織を設置しております。

リスク・カテゴリー	リスクの概要
市場リスク	市場のリスク・ファクター（金利、為替、有価証券の価格等）の変動により、保有する金融資産および負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し、損失を被るリスクをいいます。
信用リスク	債務者が、債務不履行、破産、または法的手続等の結果として、予め合意した条件通りに契約上の義務を履行できないことにより、損失を被るリスクをいいます。信用リスクはオン・バランス、オフ・バランス双方のエクスポージャーを含みます。また、当該リスクはカウンターパーティーの信用力低下を反映したクレジット・バリュエーション・アジャストメント (CVA) により損失を被るリスクを含みます。
オペレーショナル・リスク	内部プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから損失を被るリスクをいいます。当該リスクには、戦略リスク（経営陣の不適切な意思決定により損失を被るリスク）は含まれませんが、オペレーショナル・リスクの顕在化の結果、法令や規制等の違反に至るリスク、および野村グループ各社の評判の悪化に至るリスクを含みます。
モデル・リスク	評価モデルおよびリスクモデルに関して、モデルの誤謬、またはモデルの不正確もしくは不適切な適用により、損失を被るリスクをいいます。
資金流動性リスク	自社の信用力の低下または市場環境の悪化により必要な資金の確保が困難になる、または通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。
ビジネス・リスク	収益環境の悪化または業務運営の効率性もしくは有効性の低下により、収益がコストをカバーできなくなるリスク。野村の経営陣はビジネス・リスクを管理する責任を有します。

市場リスク管理

市場リスクは、市場のリスク・ファクター（金利、為替、有価証券等の価格）の変動により、保有する金融資産および負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し、損失を被るリスクです。

市場リスク管理プロセス

市場リスクを適切に管理するためには、複雑かつ不断に変動する市場環境をグローバルに分析し、損失に繋がる可能性のある傾向を把握したうえで、適時に適切な対応を取る能力が必要となります。

野村では継続して市場リスクを統計的に計測・モニタリングする主要な手段として、バリュエーション・アット・リスク（以下「VaR」）、ストレスVaR（以下「SVaR」）および追加的リスク（以下「IRC」）を利用しております。また、感応度分析やストレス・テストも市場リスクを評価・分析する手段として利用しております。感応度は、市場リスク・ファクターの単位当たりの変動によるポートフォリオ価値変化を示す尺度として利用されます。感応度は、資産種別によって異なり、通常、異なるリスク・ファクターに関する感応度を合算することはできません。ストレス・テストにおいては、ポートフォリオ・リスクやテイル・リスクをその非線形な性質を含めて分析し、グループ全体から各部門、個々のトレーディング・デスクに到るあらゆる階層で、市場リスク・ファクターを横断した合算が可能となります。市場リスクは、ビジネス部門やシニア・マネジメントに報告される日次レポートその他の経営情報により、社内手続きに基づいて承認されたリミット内であるかどうかモニタリングされます。

VaR

VaRは、株価、金利、クレジット・スプレッド、為替レート、コモディティ価格とこれらのボラティリティや相関を含む市場要因の不利な動きにより発生しうる損失額を計測するものです。

VaRメソッドロジーの前提

野村は、グループ全体のトレーディングに関するVaRの計測にあたり、グローバルに実装された単一のVaRモデルを利用しています。野村は、ヒストリカル・シミュレーション法を採用しており、過去2年間のヒストリカルな市場の動きを、野村の現在のエクスポージャーに適用することにより収益分布を構成します。この分布を利用して、将来発生しうる損失を必要な信頼水準（確率）において推定することが出来ます。VaRモデルが市場変動性の変化を反映するようシナリオの重みを付ける手法を採用しております。また野村は、同一のVaRモデルを、社内におけるリスク管理と規制上の報告の双方に使用しています。保有期間1日のVaRは、リスク管理やリスク・リミットに対するモニタリングに利用され、保有期間10日のVaRは規制資本の計算に利用されます。保有期間10日のVaRは、実際の10日間における市場変動のヒストリカル・データを利用して計算されます。野村は、バーゼル2.5規制のもとでVaRを補完するためにSVaRの計算を行っています。SVaRはストレス下にある金融市場のある1年間のデータを利用して計測されます。このSVaRの対象期間は、定期的に調整されますが、SVaRに利用されるヒストリカル・データは、VaRの場合のように重みを付けていません。

野村のVaRモデルは、可能な限り、個々のヒストリカル・データを利用します。しかし、高品質な個別データが存在しない場合、代理変数ロジックにしたがって当該エクスポージャーに適切なヒストリカル・データを割り当てます。代理変数の水準は、内部のリスク管理プロセスを通じて慎重にモニタリングされると共に、VaR計算に利用されるヒストリカル・データの拡大にも継続的に取り組んでおります。

・VaRバックテスト

野村のVaRモデルのパフォーマンスが、目的に合致しているかは、継続的にモニタリングされております。VaR検証の主な方法は、1日分の損益とそれに対応するVaR値の比較（バックテスト）です。野村は、VaRモデルのバックテストを、異なるレベルでも行っており、バックテストの結果はリスク・マネジメント部門が月次でレビューしております。

2016年3月期において、グループ・レベルで信頼水準99%のVaRの超過はありません。

・VaRの限界と利点

VaRの主な利点は、さまざまな資産区分のリスクの合算が可能であることです。しかしながら、リスク計測方法としてのVaRには、リスク計測に利用する際に留意すべき点としてよく知られている限界があります。主な限界のひとつは、過去データに基づいたリスク計測であることです。つまり、目先の市場変動を推測する場合、直近の変動要因に基づく分布および相関から推測することが適していることを暗黙のうちに仮定しております。また、VaRは流動性のある市場におけるリスクの把握に適しておりますが、急に不連続に変動する市場要因の把握には適しておりません。それゆえに、VaRは厳しい事象の影響について、全てを表しているとは言えません。

野村はVaRモデルが有する限界を認識しており、VaRを多様なリスク管理プロセスのひとつの要素としてのみ利用しております。

ストレス・テスト

野村は、VaRや感応度分析が全てのポートフォリオ・リスクやテイル・リスクを捕捉出来ないという限界を有することから、市場リスクのストレス・テストを行っております。このストレス・テストは、日次や週次で行われ、ストレス・シナリオはトレーディング・ストラテジーの特性に応じて柔軟に設定されます。野村では、デスク・レベルのみならず、市場変動が野村全体に与える影響を把握するためにグローバルに統一されたシナリオによるグループ・レベルでのストレス・テストも行っております。

ノン・トレーディング・リスク

野村におけるノン・トレーディング・ポートフォリオの主な市場リスクは、取引関係維持やビジネス推進を目的として長期的に保有している投資有価証券にかかるもので、主に日本の株式市場の変動の影響を受けます。このポートフォリオの市場リスクを推定する手法のひとつに、東京証券取引所第一部上場銘柄に対する主要インデックスであるTOPIXの変化に対する市場感応度分析があります。

野村では、TOPIXとビジネス推進を目的として保有する株式の直近90日間の市場価格の変動に基づく回帰分析を行います。野村の試算では、取引関係維持やビジネス推進を目的として保有する株式は、TOPIXが10%変動すると、2015年3月末で約233億円、2016年3月末で約185億円の損失が予想されました。TOPIXは2015年3月末が1,543.11ポイント、2016年3月末は1,347.20ポイントで引けております。このシミュレーションは、TOPIXとの回帰分析により算出された結果です。したがって、投資有価証券の個々の株式の価格変動により、実際の結果はこの試算とは異なる点にはご注意ください。

信用リスク管理

信用リスクとは、債務者が、債務不履行、破産、または法的手続等の結果として、予め合意した条件どおりに契約上の義務を履行できないことにより、損失を被るリスクをいい、オフ・バランス資産にかかる損失を含みます。当該リスクはまた、カウンターパーティーの信用力低下を反映したクレジット・バリュエーション・アジャストメント（CVA）により損失を被るリスクを含みます。なお、野村では、グローバルおよびリーガル・エンティティ単位で信用リスクを管理しています。

信用リスク管理体制

野村における信用リスクの計測、モニタリングおよび管理に関する事項は、グローバル・ポリシー、プロシージャで規定しています。クレジット・リスク・マネジメント部門（以下「CRM」）は、リスク・マネジメント部門内のグローバルな組織として、これらのポリシーやプロシージャの実装、および維持、管理に責任を負います。信用リスク管理の基本方針を定めたこれらのポリシーは、統合リスク管理会議、グローバル・リスク・ストラテジック・コミッティ（以下「GRSC」）の承認を受けて制定され、それに基づき所定の承認権限を付与されたクレジット・オフィサーの承認により、カウンターパーティーに対するクレジット・リミットを設定しています。

信用リスク・エクスパーチャーは、CRMならびに、グローバルおよび地域の各種リスク・コミッティにより管理されており、重大な信用リスクの把握やクレジット・リミットの遵守の徹底のほか、多額の与信の提供に関する承認や、シニア・マネジメントがリスクの集中に関する承認をおこなう態勢を確保しています。

信用リスク管理プロセス

CRMは、リスク・マネジメント部門内の信用リスクを管理するための組織であり、CROに報告します。野村における信用リスク管理プロセスには、以下を含みます。

- ・カウンターパーティーの債務不履行の可能性の評価
- ・全てのアクティブなカウンターパーティーに対する内部格付の付与
- ・与信の供与およびクレジット・リミットの設定に関する承認
- ・時価および将来のポテンシャル・エクスパーチャーの計測、モニタリングおよび管理
- ・契約書における信用リスクに関する条件の設定（担保条件を含む）
- ・一括清算、担保徴求およびヘッジを含む適切な信用リスク削減手法の活用

信用リスク管理の対象には、カウンターパーティーとの取引に加えて、ローン、プライベート・エクイティ投資、ファンド投資、投資有価証券のほか、信用リスク管理が必要と考えられる各種の債券や株式商品を含みます。

カウンターパーティーの信用力の評価は、対象先の事業環境、競争力、経営陣や財務面での強みや柔軟性に関する詳細なデュー・ディリジェンスや分析に基づき行います。また、クレジット・アナリストは、会社の組織体制や、明示的なまたは暗黙の信用補完も考慮します。なお、CRMは、カウンターパーティーのみでなく、カウンターパーティー・グループ単位でも信用リスクを評価します。

CRMは、信用分析の結果に基づき、カウンターパーティーまたは債務者のデフォルト確率を評価し、格付機関と同様のアルファベット記号や所定の番号を付与します。クレジット・アナリストは、内部格付を付与するとともに、年1回以上、見直しを行う責任を負います。

野村の内部格付制度では、さまざまな格付モデルを使用して、グローバルに一貫性と正確性を確保しています。これらのモデルは、リスク・メソドロジー・グループにより開発され、見直しが行われています。内部格付は、野村におけるカウンターパーティーの信用リスク管理における重要な構成要素として、以下のように活用されています。

- ・個々のカウンターパーティーまたはカウンターパーティー・グループに対して野村が許容するカウンターパーティー・クレジット・リスクの上限額の設定（クレジット・リミットの設定）
- ・クレジット・リミット設定の承認権限の委譲にかかる基準額の決定（テナーを含む）
- ・クレジット・レビュー（クレジット・リミットの見直し）の頻度の決定
- ・カウンターパーティー・クレジット・リスクに関する野村のシニア・マネジメント向けの報告
- ・カウンターパーティー・クレジット・リスクに関する社外ステークホルダー向けの報告

信用リスク管理部署（以下、「CRCU」）はグローバル・モデル・バリデーション・グループ内に設置されており、CRMから独立した立場で、野村の内部格付制度に関する検証が適切に実施される体制を確保し、制度に問題があればその速やかな解決のために、シニア・マネジメントに報告します。CRCUは、内部格付制度が正確、かつリスクを予知できるものであることを確認し、シニア・マネジメントに対して定期的に制度に関する報告を行います。

野村は、クレジット・リスクを評価するための統一的、網羅的、かつ客観的な枠組みとして、内部格付制度を設置しています。内部格付は、債務者格付、案件格付、特定貸付債権格付に区分され、それぞれの格付は、デフォルト確率、資本構成に基づく回収率の水準、または特定貸付債権の条件に基づく債務履行の可能性を適切に示す指標として使用されています。

野村は、規制自己資本を算出するための信用リスク・アセットの計算において、2011年3月より基礎的內部格付手法を採用しています。なお、信用リスク・アセットの計算において、重要性の低い一部のビジネスまたは資産については、標準的手法を採用しています。

クレジット・リミット/リスク計測

内部格付は、カウンターパーティーに対してクレジット・リミットを設定するために必要不可欠なものです。また、野村のクレジット・リミットの枠組みは、リスク・アピタイトに沿って、適切に信用リスクを取ることができるように設計されています。グローバルのクレジット・ポリシーでは、内部格付に基づき、個々のカウンターパーティー・グループに対して設定できるクレジット・リミットおよびテナーの上限を定めた承認権限の表を定めています。

野村では、カウンターパーティー・エクスポージャーは、主にデリバティブ取引、証券貸借取引（以下、総称して「デリバティブ等取引」）により発生しています。カウンターパーティーに対して発生するクレジット・エクスポージャーは、個々のカウンターパーティーの信用力の分析に基づき設定するクレジット・リミットにより管理しています。信用リスクは、設定したクレジット・リミットによるクレジット・エクスポージャーのモニタリングや、カウンターパーティーの信用力に関する継続的なモニタリングを通して、日次で管理しています。特定のカウンターパーティー、セクター、産業または国に対する野村のリスク・アピタイトを変更させるような状況下では、その内容、程度に応じて、内部格付やクレジット・リミットの変更を行います。

野村のグローバル・クレジット・マネジメント・システムには、カウンターパーティーに対する全てのクレジット・リミットおよびクレジット・エクスポージャーが記録されています。これにより、CRMは、クレジット・リミットの使用状況を把握、監視、管理し、リミット超過が発生した場合、適切に報告を行う態勢を確保しています。

野村では、デリバティブ等取引については、主に所定の信頼水準でのポテンシャル・エクスポージャーを計測するモンテ・カルロ・シミュレーション・モデルで信用リスクを計算しています。信用リスク管理に使用されるエクスポージャー計測モデルは、2012年12月より、期待エクスポージャー方式による連結自己資本規制比率の算出にも利用されています。

なお、ローンおよびローン・コミットメントは、使用分および未使用分の双方について、計測およびモニタリングを行っています。

ロング・ウェイ・リスク

ロング・ウェイ・リスクは、カウンターパーティーに対するエクスポージャーが、当該カウンターパーティーの信用力の悪化と高い相関関係にある場合に発生するリスクをいいます。野村は、ロング・ウェイ・リスクを管理するためのグローバルのポリシーを設置しています。また、ポートフォリオのロング・ウェイ・リスクの評価ではストレス・テストも活用し、クレジット・エクスポージャーや規制自己資本について必要に応じて調整を行っています。

ストレス・テスト

ストレス・テストは、野村の信用リスク管理において必要不可欠であり、定期的実施するストレス・テストにより、カウンターパーティー、セクター、および地域ごとの信用リスクの評価を行っています。なお、ストレス・テストには、リスク・ファクター、デフォルト確率または格付遷移に一定のストレスを与えることでリスクの集中度合いを確認するテストも含まれます。

リスク削減手法

野村では、信用リスク管理において、金融商品、契約書、さらに一般的な取引慣行を活用しています。野村は、多くのカウンターパーティーとの間で、国際スワップデリバティブ協会（以下「ISDA」）の基本契約書、またはそれに準ずる契約書（以下、総称として「マスター・ネットリング契約」）を締結しています。マスター・ネットリング契約を締結することで、債権、債務を相殺し、カウンターパーティーのデフォルトにより発生する潜在的な損失額を減少させています。また、信用リスクを更に削減するため、担保契約も活用し、取引開始時、またはエクスポージャーの水準、格付の変更、もしくはその他の事由が発生した際に、カウンターパーティーから担保を受領できるようにしています。

カントリー・リスク

当期、カントリー・リスクは、中国経済の減速、より広範な景気回復への懸念、さらに主要国の中央銀行の金融政策の足並みの乱れなどを背景に主要なテーマとなりました。より具体的には、原油価格の低迷やシリア内戦の継続により下半期、地政学的リスクはさらに上昇しました。この状況は主に中東地域で特に顕著となり、原油輸出国が必要なキャッシュ調達のため資産の売却を進める中、サウジアラビアとイランの二大国は、この地域における影響力を維持しています。より広範には、当期、米ドル高やコモディティ価格の低迷に加え、ブラジルやトルコにおける地域特有の政治情勢も、新興国市場にネガティブな影響を与える要因となりました。さらにシリア内戦を背景に、欧州に大量の難民が流入した結果、反EU運動、ポピュリスト政党の動向が大きなリスク要因となり、一部のEU加盟国では、政治の安定、財政の正当性が損なわれています。また、英国のEU離脱問題（Brexit）が、EU、ロンドン、さらに英国経済に、広範囲に影響を及ぼす明確、かつ足許のリスクとして浮上しています。

野村では、全社を対象として、統一したリスク評価、及びリミット管理の枠組みによりカントリー・リスクを管理しています。この枠組みにおいて、インベントリー・ポジションやカウンターパーティー取引のほか、多様なポートフォリオにおける、その他のビジネスや商品において生じるカントリー・リスクを管理しています。野村には、中東における紛争の直接の影響を受ける国々に対し、過大なエクスポージャーはありません。2016年3月末現在、ロシアおよびウクライナに対する野村のエクスポージャーは限定的です。野村の新興国市場向けエクスポージャーのうち、主なものとして、ブラジル向け392億円、トルコ向け244億円があります。また2016年3月末現在、野村の欧州周縁国向けエクスポージャーのうち、主なものにスペイン向けの1,045億円、イタリア向け1,031億円、さらにポルトガル向け214億円がありますが、その他のエクスポージャーは少額にとどまっています。なお、欧州周縁国向けエクスポージャーは、主に店頭デリバティブ、貸借取引、預金およびトレーディング・ポジションによるものです。

オペレーショナル・リスク管理

野村はオペレーショナル・リスクを、内部プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから損失を被るリスクと定義しています。この定義には、戦略リスク（経営陣の不適切な意思決定により損失を被るリスク）は含まれませんが、オペレーショナル・リスクの顕在化の結果、法令や規制等の違反に至るリスク、および野村グループ各社の評判の悪化に至るリスクを含みます。

三段階管理

野村は、業界標準である、以下の三段階管理で、オペレーショナル・リスク管理を行うこととしております。
(1) 第一段階：ビジネス・ユニットは自らリスク管理を行います。

- (2) 第二段階：オペレーショナル・リスク管理部署は、オペレーショナル・リスク管理の中長期的方針と枠組みを策定し、その運用を推進します。
- (3) 第三段階：内部監査および外部監査は、独立した立場でオペレーショナル・リスク管理の枠組みの確認を行います。

野村におけるオペレーショナル・リスク管理の枠組み

野村は、オペレーショナル・リスクの特定、評価、管理、モニタリング、報告が可能となるオペレーショナル・リスク管理の枠組みを整備しております。経営会議より委任を受けた統合リスク管理会議がこの枠組みに基づくオペレーショナル・リスク管理全般を監督しています。

オペレーショナル・リスク管理の枠組みは、以下のように構成されております。

- ・管理の枠組みの基盤
 - ・ポリシー・フレームワークの構築と維持：オペレーショナル・リスク管理に関して定められた各種基本的事項をポリシー等として明文化します。
 - ・研修および理解の促進：オペレーショナル・リスク管理について、野村内の認識を高めるための取り組みです。
- ・主要な管理活動
 - ・RCSA (Risk & Control Self Assessment、リスクとコントロールの自己評価)：自らの業務におけるオペレーショナル・リスクや、リスク削減のために導入されているコントロールを特定、評価し、更なるリスク削減に向けた対応策を策定するために、ビジネス・ユニットが用いるプロセスです。
 - ・シナリオ分析：低頻度であるが大規模な損失をもたらす、いわゆる「テイル・リスク」を特定、分析するプロセスです。
 - ・損失事象等の報告：野村内で発生した事象および他社で発生した事象を収集し、業務改善に資する情報を得るプロセスです。将来における同様な事象の発生を防止または低減するために、適正な対応策を策定する重要なステップとなります。
 - ・KRI (Key Risk Indicator、リスク指標)：オペレーショナル・リスクにかかる主要な計数の収集と監視を行い、予め定めた水準を超えた場合には必要な対応を行うプロセスです。
- ・管理活動結果の活用
 - ・分析および報告：オペレーショナル・リスク管理部署の主要な役割として、ビジネス・ユニットからもたらされるオペレーショナル・リスク情報について事実確認や原因分析を行った上で経営陣等へ報告を行います。
 - ・所要資本の計算と配賦：バーゼル規制および地域規制当局の要件に基づき、オペレーショナル・リスクにかかる所要自己資本を計算しております。

オペレーショナル・リスクの所要自己資本額計算

野村は、金融庁告示に定められた粗利益配分手法によりオペレーショナル・リスクにかかる所要自己資本額を算出しております。粗利益配分手法では、業務区分に配分した粗利益に金融庁に定められた一定の掛目を乗じたものの過去3年間の平均値を計算し、オペレーショナル・リスク相当額としております。

野村では、所要自己資本額を算出する際に用いる粗利益として、連結ベースの金融費用控除後の収益を用います。ただし、一部の子会社については、売上総利益を粗利益として用いております。これら粗利益を、管理会計上のセグメント情報を用いて、下表の業務区分に配分します。

業務区分	内容	掛目
リテール・バンキング	リテール向け預貸関連業務等	12%
コマース・バンキング	リテール向け以外の預貸関連業務等	15%
決済業務	顧客の決済に係る業務	18%
リテール・ブローカレッジ	主として小口の顧客を対象とする証券関連業務	12%
トレーディングおよびセールス	特定取引に係る業務および主として大口の顧客を対象とする証券・為替・金利関連業務等	18%
コーポレート・ファイナンス	企業の合併・買収の仲介、有価証券の引受け・売出し・募集の取扱い、その他顧客の資金調達関連業務等	18%
代理業務	顧客の代理として行う業務	15%
資産運用	顧客のために資産の運用を行う業務	12%

- ・各業務区分に配分された金融費用控除後の収益額と、上表のとおり各区分に設定された掛目をそれぞれ乗じることにより「業務区分配分値」を算出します。いずれの業務区分にも配分されない収益額については18%を乗じ、「配分不能値」を算出します。
- ・これらの業務区分配分値と配分不能値をすべての業務区分について合計することにより、「年間合計値」を算出します。この年間合計値を直近3年間について計算し、それらの平均値がオペレーショナル・リスクに相当する所要自己資本の額となります。年間合計値が負の場合にはゼロとして平均値を算出します。業務区分配分値を合計する際、ある業務区分配分値が負であった場合には、他の区分における正の業務区分配分値と相殺します。ただし、配分不能値が負の場合には、相殺は行わず、ゼロとして取り扱います。
- ・オペレーショナル・リスク所要自己資本額の計算基準時点は3月末と9月末であり、年2回計算されます。

モデル・リスク管理

モデル・リスクとは、評価モデルおよびリスクモデルに関して、モデルの誤謬、またはモデルの不正確もしくは不適切な適用により、損失を被るリスクをいいます。モデルの誤謬は、前提条件を設定し実装するまでのいかなる時点においても、発生する可能性があります。また、モデルの出力結果は入力データの質に依拠しているため、入力データにも注意を払う必要があります。さらに、基本的には妥当なモデルであり、モデルの設計目的に合った正確な出力がされる場合であっても、不適切に使用または誤って適用された場合、高いモデル・リスクを生じる可能性があります。

こうしたリスクに対処するため、当社では定性的ステートメントと定量的項目から構成されるモデル・リスク・アピタイトを設定いたしております。定性的ステートメントには、モデルの不正確もしくは不適切な適用について明示しております。定量的項目については、モデル・リスクから生じる潜在的損失に基づいております。

モデル管理の枠組み

当社のモデル管理の枠組みの下では、モデルは以下のどちらかに該当するものとして定義されます。

- ・評価モデル、すなわち、当社が保有するポジションの価格およびリスク感応度を算出するためのモデル
- ・リスク・モデル、すなわち、特定のタイプのリスクにより被る潜在的損失を算出しポートフォリオのリスクを定量化するために、また、規制資本および経済資本算出、中央清算されないデリバティブ取引の必要証拠金算出モデル、リミットのモニタリング、経営陣への報告を行うために使用されるモデル

モデルの公式使用に先立ち、モデル検証グループは、モデルの健全性および包括性について、モデルの開発者から独立した立場で検証を行う責任を有しております。この検証手続きの一環として、グローバル・モデル・レビュー・グループは複数の分析を通しモデルの適合性を評価し、モデル・リスクの定量化を図ります。モデル・リザーブや資本調整を適用することにより、モデル・リスクは軽減されることがあります。評価モデルはビジネス部門により、また、リスク・モデルはリスク・マネジメント部門内のリスク・メソドロジー・グループにより開発され、維持管理されます。

またある種のモデルは、外部業者により開発されることもあります。リスク・メソドロジー・グループはリスク・モデルと野村におけるリスク計測メソドロジーの継続的な改良や改善に対して、一義的な責任を担っております。

全てのモデルはまた、適切性を保つためモデル検証グループによる年次再承認手続きを受けなければなりません。リスク審査委員会からの権限委譲に基づき、モデル・リスク分析委員会とグローバル・リスク分析委員会は、それぞれ評価モデルとリスク・モデルに関するモデル管理の統制、監督に責任を有します。

評価モデルとリスク・モデルの変更

野村は統合リスク会議、GRSCのいずれか、または双方により承認された各種規程類と実施手続を文書化しており、評価モデルまたリスク・モデルの変更時の手続や検証の必要性について規定しております。モデル変更により重要度に関する閾値を超える影響が生じる場合には、モデル承認が必要となります。

この重要度に関する閾値は、モデル検証グループが管理する実施手続において定義され、また野村のモデル・リスク・アピタイトに反映されます。リスク・モデルに対するある種の重要な変更に対しては、新旧モデルの同時運用と新しいモデルのバックテストとストレス・テストがモデル承認に先立ち必要とされます。

リスク計測と管理手法

リミット管理の枠組み

堅牢なリミット・モニタリングおよび管理を構築することは、リスクの適切なモニタリングおよび管理の要となります。リミット管理の枠組みにおいては、適正な水準の権限を有する組織階層においてリミットの承認が行われるように、明確なエスカレーションの方針が策定されます。リスク・マネジメント部門はリミットの承認、モニタリング、必要に応じた報告を含むリミット管理の枠組みの日々のオペレーションに責任を有します。ビジネス部門は、当該リミットを遵守する責任を有します。リミットは、市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスクなどの定量的指標に適用されます。

ニュー・ビジネス・リスク管理

ニュー・ビジネス承認プロセスは、野村にとっての新規ビジネスに取り組む際の最初の手続きであり、経営陣の意思決定を支援し、新商品および案件に関連して確実にリスクを認識し適切な管理を行うためのものです。ニュー・ビジネス承認プロセスは以下のとおり2つのプロセスで構成されます。

- (1) 案件の承認プロセス: 案件のレビューを実施し、意思決定をするプロセスであり、権限を有する各種の案件会議が設置されます。遵守されない場合の責任についても文書として明確に定められています。
- (2) 新商品承認プロセス: ビジネス部門のスポンサーが新商品の取扱を申請し、関連部署からさまざまな意見を得ることができるプロセスです。新商品の組成および取引を実施した結果生じるあらゆるリスクを横断的に把握し、分析することを目的とします。

ストレス・テスト

野村では、様々な階層におけるリスクを網羅し、様々なストレス期間、ショック水準、蓋然性、およびメソドロジーを使ったストレス・テストを実施しております。ストレス・テストの結果は、資本計画、資本の十分性評価、流動性の十分性評価、再建・破綻処理計画の策定、リスク・アピタイトの適切性の評価、および通常のリスク管理において利用します。

ストレス・テストは定期的実施する他、外部環境、または野村のリスク・プロファイルに大きな変化が生じた場合には必要に応じ行います。ストレス・テストの結果は、ストレス・テストの種類に応じて、詳細な分析と共にシニア・マネジメントおよび他のステークホルダーへ適切に報告します。

ストレス・テストは大きく、以下の4つに分類されます。

- ・感応性分析は、他のリスク・モデルでは計測が容易でないリスクを補足するために、1種類、ないしは関連する2種類のリスク・ファクター（株価、または株価とそのボラティリティ等）における市場変動の影響を計測する目的で行われます。
- ・シナリオ分析は、複数の資産区分およびリスク区分にわたり定義されたイベントによる影響を計量化する目的で利用されます。また野村の様々な階層に対して行うストレス・テストやリバース・ストレス・テストを行う際の主たる方法として利用されます。
- ・野村グループの資本十分度を評価するための、厳しいが蓋然性が一定程度あるシナリオを採用したストレス・テストは、少なくとも四半期に一度実施されます。
- ・リバース・ストレス・テストは、当社の事業継続が困難となる状況を引き起こす可能性のある脆弱性がどこにあり、そのような状況でいかに対応するかを分析し、当該分析の結果を検証するプロセスで少なくとも年に一度実施されます。

ストレス・テストは、野村グループ全体のガバナンスにおける重要な機能と位置付け、フォワード・ルッキングなリスク管理、意思決定、およびリスク・マネジメント部門・フロント部門・経営陣の間の意思疎通を円滑に進めるためのツールとして活用されています。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

設備投資につきましては、主として、国内およびグローバルなビジネスラインの業務推進支援を目的としたシステム投資を行っております。営業部門においては、リテール営業のビジネスモデル変革に貢献するためのシステム投資を実施いたしました。ホールセール部門では、グローバルなオーダーに対応するトレーディングシステムやシステム基盤の強化と効率的かつ安定的な稼働に向けた取組みを引き続き実施しております。

2【主要な設備の状況】

2016年3月31日現在

事業所名	所在地	主な事業別セグメントの名称	面積 (㎡)	従業員数 (人)	摘要
本店	東京都 中央区	営業部門、ホールセール部門 およびその他	27,528	4,665	野村ホールディングス株式 会社からの賃借
大手町本社 (本社分室)	東京都 千代田区		52,638		野村ホールディングス株式 会社からの賃借
大阪支店	大阪市 中央区	営業部門およびホールセール 部門	11,633	160	野村ホールディングス株式 会社からの賃借
名古屋支店	名古屋市 中区	営業部門およびホールセール 部門	7,703	141	野村ホールディングス株式 会社からの賃借
他149支店、7営業所および2海外駐在員事務所					

(注) 上記店舗等の賃借料として、当期は野村ホールディングス株式会社に26,338百万円を支払っております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	400,000
計	400,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2016年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2016年6月23日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	201,410	201,410	—	(注)
計	201,410	201,410	—	—

(注) 定款の定めは次の通りです。

譲渡による当会社の株式の取得については、取締役会の承認を得ることを要する。
なお、単元株制度は採用していません。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2003年12月12日(注)	20	201,410	—	10,000	99	529,579

(注) 野村ファンドネット証券株式会社との会社分割の方法による事業承継に伴う発行であります。親会社に対して、野村ファンドネット証券株式会社の株式5,600株につき当社株式1株をもって割当交付いたしました。

(6) 【所有者別状況】

2016年3月31日現在

区分	株式の状況							計
	政府 および 地方公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	
					個人以外	個人		
株主数 (人)	—	—	—	1	—	—	—	1
所有株式数 (株)	—	—	—	201,410	—	—	—	201,410
所有株式数 の割合 (%)	—	—	—	100.0	—	—	—	100.0

(注) 単元株制度は採用していません。

(7) 【大株主の状況】

2016年3月31日現在

氏名または名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合 (%)
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	201,410	100.00
計	—	201,410	100.00

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2016年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 201,410	201,410	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	201,410	—	—
総株主の議決権	—	201,410	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議または取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況および保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

配当政策につきましては、自己資本規制比率等、第一種金融商品取引業者としての業務を行う上での重要な指標を考慮しつつ親会社である野村ホールディングス株式会社と協議の上、利益配当の額を決定することをその方針としており、当期の配当金は、一株当たり69万5千100円といたしております。

(注) 剰余金の配当にかかる定款の定めは以下のとおりです。

- ・第28条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。
- ・第29条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
- ・第29条2 前項のほか、基準日を定めて剰余金を配当することができる。
- ・第29条3 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から3年以内に受領されないときは、当社は、その支払の義務を免れるものとする。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	一株当たりの配当金（円）
2016年4月27日取締役会決議	140,000	695,100

4 【株価の推移】

該当事項はありません。

5 【役員 の 状 況】

男性 18名 女性 0名 (役員のうち女性の比率0%)

(1) 取締役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (百株)
取締役会長	—	古 賀 信 行	1950年8月22日生	2001年5月 2001年10月 2003年4月 2003年6月 2008年4月 2011年6月	当社取締役 当社取締役副社長 当社取締役社長 当社取締役兼執行役社長 当社取締役兼執行役会長 当社取締役会長 (現職) <主要な兼職> 野村ホールディングス株式会社取締役会長 神奈川開発観光株式会社代表取締役社長	(注1)	—
取締役	—	永 井 浩 二	1959年1月25日生	2001年10月 2003年4月 2003年6月 2007年4月 2008年10月 2009年4月 2011年4月 2012年4月	当社入社 当社取締役 当社執行役 当社常務執行役 当社常務 (執行役員) 当社執行役兼専務 (執行役員) 当社Co-CEO兼執行役副社長 当社取締役兼代表執行役社長 (現職) <主要な兼職> 野村ホールディングス株式会社取締役兼代表執行役グループCEO	(注1)	—
取締役	—	尾 崎 哲	1958年1月16日生	2001年10月 2004年4月 2007年4月 2008年4月 2008年10月 2012年8月 2013年4月 2014年4月 2016年4月	当社入社 当社執行役 当社参事 当社常務執行役 当社常務 (執行役員) 当社代表執行役副社長 当社取締役兼代表執行役副社長 当社代表執行役副社長 当社取締役兼代表執行役副社長 (現職) <主要な兼職> 野村ホールディングス株式会社取締役兼代表執行役グループCOO	(注1)	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (百株)
取締役	—	松谷博司	1959年8月15日生	2001年10月 2006年4月 2008年10月 2010年4月 2013年4月 2015年4月	当社入社 当社執行役 当社執行役員 当社常務(執行役員) 当社専務(執行役員) 当社取締役(現職) 監査特命取締役(現職) <主要な兼職> 野村アセットマネジメント株式会社社外取締役 野村信託銀行株式会社社外取締役	(注1)	—
取締役	—	岩井信二	1958年12月17日生	2001年10月 2008年10月 2010年4月 2012年4月 2013年4月 2015年4月	当社入社 当社執行役員 野村ホールディングス株式会社執行役員 当社取締役 野村アセットマネジメント株式会社社外取締役 当社取締役(現職) 監査特命取締役(現職) <主要な兼職> 野村信託銀行株式会社社外取締役	(注1)	—
取締役	—	矢野公司	1967年10月1日生	2001年10月 2014年4月 2016年4月	当社入社 当社執行役員 当社取締役(現職) 監査特命取締役(現職) <主要な兼職> 野村アセットマネジメント株式会社社外取締役 野村信託銀行株式会社社外取締役	(注1)	—
取締役	—	島崎憲明	1946年8月19日生	1969年4月 1998年6月 2002年4月 2003年1月 2004年4月 2005年4月 2009年1月 2009年7月 2011年6月 2013年9月 2016年6月	住友商事株式会社入社 同社取締役 同社代表取締役 常務取締役 金融庁 企業会計審議会委員 住友商事株式会社代表取締役 専務執行役員 同社代表取締役 副社長執行役員 国際会計基準(IFRS)財団 評議員 住友商事株式会社特別顧問 公益財団法人財務会計基準機構 理事 日本証券業協会公益理事 自主規制会議議長 (現職) IFRS財団 アジア・オセアニア オフィス アドバイザー (現職) 日本公認会計士協会 顧問 (現職) 当社取締役 (現職) <主要な兼職> 野村ホールディングス株式会社社外取締役 株式会社オートバックスセブン社外取締役 株式会社UKCホールディングス社外取締役	(注1)	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (百株)
取締役	—	樋 渡 利 秋	1945年 8 月 4 日生	1970年 4 月 1997年 6 月 2002年 8 月 2004年 6 月 2006年12月 2008年 7 月 2010年 9 月 2012年10月	検事任官 最高検察庁検事 法務省刑事局長 法務事務次官 東京高等検察庁検事長 検事総長 弁護士登録（第一東京弁護士会） TMI総合法律事務所顧問弁護士（現職） 当社社外取締役（現職） <主要な兼職> 本田技研工業株式会社社外監査役 トヨーカネツ株式会社社外取締役	(注1)	—
取締役	—	尾 崎 元 規	1949年 6 月 6 日生	1972年 4 月 2000年 4 月 2002年 4 月 2002年 6 月 2004年 6 月 2012年 6 月 2015年 6 月	花王石鹼株式会社（現、花王株式会社）入社 同社化粧品事業本部長 同社ハウスホールド事業本部長 同社取締役執行役員 同社代表取締役社長執行役員 同社取締役取締役会会長 公益財団法人花王芸術・科学財団 代表理事 （現職） 当社社外取締役（現職） <主要な兼職> 本田技研工業株式会社社外取締役	(注1)	—
計							—

(注) 1 取締役の任期は2016年6月22日の定時株主総会での選任後2017年3月期にかかる定時株主総会の終結の時までであります。

2 取締役 樋渡利秋および尾崎元規は、社外取締役であります。

3 当社は指名委員会等設置会社であります。委員会体制につきましては次のとおりであります。

指名委員会	委員長	古賀 信行
	委員	樋渡 利秋
	委員	尾崎 元規

報酬委員会	委員長	古賀 信行
	委員	樋渡 利秋
	委員	尾崎 元規

監査委員会	委員長	島崎 憲明
	委員	樋渡 利秋
	委員	尾崎 元規

(2) 執行役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (百株)
代表執行役	執行役社長	永井 浩二	(注1)	(注1)		(注2)	—
代表執行役	執行役副社長	尾崎 哲	(注1)	(注1)		(注2)	—
代表執行役	執行役副社長	岩崎 俊博	1957年5月10日生	2001年10月 2004年4月 2008年4月 2011年4月 2011年6月 2012年8月 2014年4月	当社入社 当社執行役 野村信託銀行株式会社執行役社長 野村アセットマネジメント株式会社執行役副社長 野村ホールディングス株式会社執行役 野村アセットマネジメント株式会社取締役、CEO兼執行役会長 野村ホールディングス株式会社執行役 野村アセットマネジメント株式会社取締役、CEO兼執行役会長兼社長 当社代表執行役副社長(現職) <主要な兼職> 株式会社野村資本市場研究所代表取締役社長 上海野村陸家嘴資産管理有限公司董事長	(注2)	—
代表執行役	執行役副社長 インベストメント・バンキング担当	森田 敏夫	1961年4月17日生	2001年10月 2008年4月 2008年10月 2010年4月 2011年4月 2012年4月 2012年8月 2015年4月 2016年4月	当社入社 当社執行役 当社執行役員 当社常務(執行役員) 当社参事 当社常務(執行役員) 当社専務(執行役員) 当社代表執行役兼専務(執行役員) 当社代表執行役副社長(現職) インベストメント・バンキング担当(現職)	(注2)	—
代表執行役	執行役副社長 企画管理統括	永松 昌一	1958年7月6日生	2001年10月 2004年4月 2008年10月 2010年6月 2012年6月 2013年4月 2016年4月	当社入社 当社執行役 当社執行役員 当社常務(執行役員) 当社執行役兼常務(執行役員) 当社執行役兼専務(執行役員) 当社代表執行役副社長(現職) 企画管理統括(現職) <主要な兼職> 野村ホールディングス株式会社執行役	(注2)	—
執行役	営業部門担当	山口 英一郎	1962年10月15日生	2001年10月 2009年4月 2012年4月 2016年4月	当社入社 当社執行役員 当社常務(執行役員) 当社執行役兼専務(執行役員)(現職) 営業部門担当(現職)	(注2)	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (百株)
執行役	インベストメント・バンキング 担当	奥田 健太郎	1963年11月7日生	2001年10月 2010年4月 2012年4月 2015年4月 2016年4月	当社入社 当社執行役員 当社常務(執行役員) 当社専務(執行役員) 当社執行役兼専務(執行役員)(現職) インベストメント・バンキング担当 (現職)	(注2)	—
執行役	グローバル・マ ーケッツ担当	柏 樹 康 生	1962年10月31日生	2001年10月 2008年4月 2008年10月 2011年4月 2013年4月 2015年5月 2016年4月	当社入社 当社執行役 当社執行役員 野村ホールディングス株式会社常務(執行役員) 野村ホールディングス株式会社執行役員 当社常務(執行役員) 当社執行役兼常務(執行役員)(現職) グローバル・マーケッツ担当(現職) <主要な兼職> 野村ファイナンシャル・プロダクツ・サー ビスズ株式会社取締役	(注2)	—
執行役	財務統括	北 村 巧	1966年11月26日生	2001年10月 2016年4月	当社入社 当社執行役(現職) 財務統括(現職) <主要な兼職> 野村ホールディングス株式会社執行役、 財務統括責任者(CFO)	(注2)	—
執行役	リスク・マネジ メント担当	中 田 裕 二	1959年6月6日生	2001年10月 2007年4月 2008年4月 2008年10月 2008年11月 2014年4月 2016年4月	当社入社 当社執行役 野村ホールディングス株式会社執行役 同社執行役員 当社執行役員 当社常務(執行役員) 当社執行役兼専務(執行役員)(現職) リスク・マネジメント担当(現職) <主要な兼職> 野村ホールディングス株式会社執行役 野村ファイナンシャル・プロダクツ・サー ビスズ株式会社取締役	(注2)	—
代表執行役	業務管理本部兼 オペレーション 担当、内部管理 統括責任者	寺 口 智 之	1962年8月4日生	2001年10月 2009年4月 2016年4月	当社入社 当社執行役員 当社代表執行役(現職) 業務管理本部兼オペレーション担当、内部 管理統括責任者(現職) <主要な兼職> 野村ファイナンシャル・プロダクツ・サー ビスズ株式会社取締役	(注2)	—
計							—

(注) 1 (1) 取締役の状況参照

(注) 2 執行役の任期は、2016年6月22日の取締役会での選任後、2017年3月期にかかる定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

I. 提出会社の企業統治に関する事項

1. 会社の機関の内容

当社は、指名委員会等設置会社です。指名委員会等設置会社では、経営の監督と業務執行の分離による監督機能の強化、取締役会が執行役に業務執行の決定の権限を大幅に委譲することによる意思決定の迅速化と、過半数を社外取締役とする指名・監査・報酬の三委員会の設置による透明性の向上が図られているため、当社にとって現時点における最適な機関設計であると判断いたしております。

<業務執行の仕組み>

当社は、取締役会が執行役に業務執行の決定の権限を、法律で認められる限りにおいて原則として委任し、執行役が当社の業務を機動的に執行する体制をとっております。当社における株主総会付議案や重要な投融資等の特に重要な事項については、親会社である野村ホールディングス株式会社の経営会議で承認の上、当社の取締役会や経営会議等の機関において最終決定する仕組みとしています。

執行役に委任された事項のうち、組織、人事や内部統制の基本事項等の重要事項については、執行役社長を議長とし、執行役全員および執行役社長の指名する者で組織される経営会議における審議を経て決定することとしております。また、コンプライアンス上の重要事項については、執行役社長および内部管理統括責任者を含む役員とリーガル・スーパーバイザー（弁護士）で組織される内部管理委員会で審議されています。

また、高度化・専門化する金融業務における業務執行体制の一層の強化を図るため、執行役から業務執行権限の一部の委譲を受け、個々の担当分野のビジネス、オペレーションに専念する役割を担う「執行役員」を設置しております。

<各種委員会について>

当社は指名委員会等設置会社であるため、過半数を社外取締役とする法定の指名委員会、監査委員会、報酬委員会を設置しております。各委員会の概要は以下のとおりです。

①指名委員会

株主総会に提出する取締役の選任および解任に関する議案を決定する法定の機関であり、取締役会で3名の委員を選定しております。指名委員会は、執行役を兼務しない取締役の古賀信行ならびに社外取締役の樋渡利秋および尾崎元規で構成され、委員長は古賀信行が務めております。

②監査委員会

取締役および執行役の職務の執行の監査ならびに監査報告の作成、株主総会に提出する会計監査人の選任および解任ならびに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定を行う法定の機関であり、取締役会で3名の委員を選定しております。監査委員会は社外取締役の樋渡利秋、尾崎元規および親会社である野村ホールディングス株式会社の社外取締役である取締役の島崎憲明で構成され、委員長は島崎憲明が務めております。

③報酬委員会

取締役および執行役の報酬等の内容にかかる決定に関する方針ならびに個人別の報酬等の内容を決定する法定の機関であり、取締役会で3名の委員を選定しております。報酬委員会は、執行役を兼務しない取締役の古賀信行ならびに社外取締役の樋渡利秋および尾崎元規で構成され、委員長は古賀信行が務めております。

2. 内部統制システム整備の状況

野村は、経営の透明性・効率性の確保、法令・諸規則の遵守、リスク管理、事業・財務報告の信頼性の確保といった観点から、野村全体にわたる企業行動の適正化を推進するための内部統制システムの強化・充実に努めております。このような野村全体の内部統制システムと整合するものとして、当社の内部統制システムは、取締役会により、「野村証券における業務の適正を確保するための体制」として決議されております。

3. リスク管理体制の整備の状況

「第2 [事業の状況] 7 [財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況の分析]」をご参照ください。

4. 役員報酬の内容

社内取締役を支払った報酬	153百万円
社外取締役を支払った報酬	32百万円
執行役を支払った報酬	146百万円
合計	331百万円

(注) 1 取締役と執行役の兼任者の報酬は、執行役の欄に含んでおります。

2 上記のほか、当事業年度以前にストック・オプションおよび追加繰延報酬を付与しており、当事業年度において取締役分として33百万円、執行役分として69百万円分の会計上の費用を計上しております。

5. 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役 松谷博司、岩井信二、矢野公司、島崎憲明および社外取締役全員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、2,000万円または法令の規定する額のいずれか高い額になります。

II. 内部監査および監査委員会監査の組織、人員および手続ならびに内部監査、監査委員会監査および会計監査の相互連携

当社は指名委員会等設置会社であるため、経営監視機能の中心的役割は取締役会および社外取締役が過半数を占める監査委員会が担っております。また、監査委員会による監査の実効性を高めるため、当社の業務および社内事情に精通した、執行役を兼務しない常勤の取締役3名を、監査委員会の監査を補助する「監査特命取締役」として任命しております。監査特命取締役は監査委員会の指示に従い、重要な会議への出席や日常的なヒアリング・往査等の経営監視活動を通じ、監査委員会の監査を補助しております。また、監査委員会の活動をサポートする専任の部署として「監査業務室」を設置しております。監査業務室の使用人の人事考課は、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員が行っており、監査業務室の使用人にかかる採用・異動・懲戒についても監査委員会または監査委員会が選定する監査委員の同意を必要としております。

また、内部統制の有効性および妥当性を確保するため、業務執行から独立したインターナル・オーディット部を設置し、当社における内部監査を実施しております。内部監査の実施状況は、監査特命取締役が陪席する経営会議に報告され、経営会議の内容は取締役会に対して報告されております。監査委員会は、内部監査を担当する執行役員から直接または監査委員・監査特命取締役を通じて、内部監査体制の整備・運用状況、内部監査の実施状況等について、適宜報告を受けるなど、内部監査部門との連携を図っております。また、監査委員は内部監査にかかる年次計画、実施状況およびその結果について、執行役に対し、計画変更、追加監査および改善策の策定を勧告することができることとしております。

監査委員会は、会計監査人の年次監査計画を承認し、会計監査人から半期に一度、会計監査に関する報告および説明を受けるほか、随時会計監査人と情報交換を行い、会計監査人の監査の方法および結果の相当性について監査するとともに、計算書類等につき検証しています。また、会計監査人に対する監査報酬については、財務統括執行役の説明を受けた上で監査委員会として同意しております。

III. 社外取締役と提出会社の人的関係、資金的関係または取引関係その他利害関係

該当事項はありません。

IV. 業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名、監査業務に係る補助者の構成

1. 業務を執行した公認会計士の氏名および所属する監査法人名

業務を執行した公認会計士の氏名	所属する監査法人名
指定有限責任社員 業務執行社員 松 重 忠 之	新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員 三 浦 昇	新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員 櫻 井 雄 一 郎	新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員 深 田 豊 大	新日本有限責任監査法人

監査年数については7年以内であるため記載を省略しております。

2. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士	28名
その他	81名

(注) その他は、公認会計士試験合格者、システム監査担当者等であります。

V. 取締役の定数

当社の取締役は20名以内とする旨を定款に定めております。

VI. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨を定款に定めております。

VII. 剰余金の配当等の決定機関

当社は、経営環境の変化に機動的に対応した株主への利益還元や資本政策を遂行できるよう、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨を定款で定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度 (自 2014年4月 至 2015年3月)		当事業年度 (自 2015年4月 至 2016年3月)	
監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
177	45	156	34

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、顧客資産の分別管理の検証等でありませ

④ 【監査報酬の決定方針】

監査公認会計士等に対する監査報酬については、財務統括執行役の説明を受けた上で監査委員会として同意する手続きが執られております。

第5【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）および「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（昭和49年日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2015年4月1日から2016年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、または会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、同財団および監査法人等の行う研修に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2015年3月31日)	当事業年度 (2016年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	591,750	1,386,917
預託金	89,906	17,442
トレーディング商品	※3 3,949,294	※3 4,090,913
商品有価証券等	※1 3,065,753	※1 3,148,450
デリバティブ取引	883,541	942,463
約定見返勘定	268,987	—
信用取引資産	268,480	244,206
信用取引貸付金	248,834	235,181
信用取引借証券担保金	19,646	9,025
有価証券担保貸付金	7,325,001	4,631,581
借入有価証券担保金	※8 6,725,304	※8 4,385,972
現先取引貸付金	599,697	245,609
立替金	3,031	1,276
短期差入保証金	※8 1,309,883	※8 1,531,473
短期貸付金	4,153	153,073
前払金	1,424	861
前払費用	713	409
未収入金	7,248	8,531
未収収益	62,206	47,582
自己先物取引差金	—	8,489
繰延税金資産	49,581	41,776
その他の流動資産	17,816	2,197
貸倒引当金	△74	△79
流動資産計	13,949,399	12,166,647
固定資産		
有形固定資産	※2 1,502	※2 1,420
建物	1,464	1,388
器具備品	38	32
無形固定資産	573	445
借家権	344	311
のれん	227	133
電話加入権	1	1
投資その他の資産	66,563	76,113
出資金	13	13
長期貸付金	222	64
長期差入保証金	2,659	2,541
長期前払費用	5	3
前払年金費用	4,778	8,350
繰延税金資産	5,148	4,771
その他	54,942	61,702
貸倒引当金	△1,203	△1,330
固定資産計	68,638	77,978
資産合計	14,018,037	12,244,625

(単位：百万円)

	前事業年度 (2015年3月31日)	当事業年度 (2016年3月31日)
負債の部		
流動負債		
トレーディング商品	4,080,943	2,654,901
商品有価証券等	※1 3,312,136	※1 2,034,473
デリバティブ取引	768,807	620,428
約定見返勘定	—	62,251
信用取引負債	72,509	48,936
信用取引借入金	※3 3,875	※3 2,791
信用取引貸証券受入金	68,634	46,145
有価証券担保借入金	4,538,901	3,990,689
有価証券貸借取引受入金	1,374,815	752,066
現先取引借入金	3,164,086	3,238,623
預り金	388,635	361,898
顧客からの預り金	254,809	276,471
募集等受入金	142	6,255
その他の預り金	133,684	79,172
受入保証金	638,149	712,345
短期借入金	※3 629,300	※3 512,000
関係会社短期借入金	※6 1,096,900	1,299,902
短期社債	121,400	176,000
1年内償還予定の社債	34,200	—
前受金	856	935
前受収益	1,339	2,065
未払金	59,801	42,474
未払費用	65,961	54,205
未払法人税等	21,075	6,517
賞与引当金	52,455	48,309
その他の流動負債	2,937	1,200
流動負債計	11,805,361	9,974,626
固定負債		
社債	※6 53,896	※6 53,897
長期借入金	※3, ※6 877,595	※3, ※6 952,924
関係会社長期借入金	※6 100,000	※6 250,000
退職給付引当金	26,410	28,874
資産除去債務	4,891	5,000
その他の固定負債	151,285	156,364
固定負債計	1,214,076	1,447,059
特別法上の準備金		
金融商品取引責任準備金	※7 13,820	※7 17,927
特別法上の準備金計	13,820	17,927
負債合計	13,033,257	11,439,612

(単位：百万円)

	前事業年度 (2015年3月31日)	当事業年度 (2016年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金		
資本準備金	529,579	529,579
その他資本剰余金	45,067	45,067
資本剰余金合計	574,646	574,646
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金	63,000	63,000
繰越利益剰余金	335,366	155,909
利益剰余金合計	398,366	218,909
株主資本合計	983,011	803,555
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	—	△0
繰延ヘッジ損益	1,769	1,459
評価・換算差額等合計	1,769	1,459
純資産合計	984,780	805,013
負債・純資産合計	14,018,037	12,244,625

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)	当事業年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)
営業収益		
受入手数料	451,065	446,136
委託手数料	119,828	127,728
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘 等の手数料	40,072	50,839
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等 の取扱手数料	138,387	96,177
その他の受入手数料	152,778	171,392
トレーディング損益	※1 270,361	※1 218,686
金融収益	※2 79,842	※2 81,978
営業収益計	801,268	746,800
金融費用	※3, ※10 89,236	※3, ※10 87,796
純営業収益	712,032	659,004
販売費・一般管理費		
取引関係費	※4 87,563	※4 88,953
人件費	※5 199,657	※5 191,809
不動産関係費	※6 42,646	※6 41,638
事務費	※7 139,737	※7 140,477
減価償却費	209	199
租税公課	※8 4,683	※8 5,273
その他	※9 7,142	※9 6,680
販売費・一般管理費計	※10 481,637	※10 475,029
営業利益	230,395	183,975
営業外収益	1,346	1,379
営業外費用	※10 460	※10 648
経常利益	231,280	184,705
特別利益		
株式報酬受入益	2,748	2,563
特別利益計	※10 2,748	※10 2,563
特別損失		
金融商品取引責任準備金繰入れ	2,442	4,107
特別損失計	2,442	4,107
税引前当期純利益	231,586	183,161
法人税、住民税及び事業税	82,037	54,283
法人税等調整額	△478	8,335
法人税等合計	81,560	62,618
当期純利益	150,027	120,544

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2014年4月1日 至 2015年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	10,000	529,579	45,067	574,646	63,000	387,390	450,390	1,035,035
会計方針の変更による累積的影響額						△2,051	△2,051	△2,051
会計方針の変更を反映した当期首残高	10,000	529,579	45,067	574,646	63,000	385,339	448,339	1,032,984
当期変動額								
剰余金の配当						△200,000	△200,000	△200,000
当期純利益						150,027	150,027	150,027
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△49,973	△49,973	△49,973
当期末残高	10,000	529,579	45,067	574,646	63,000	335,366	398,366	983,011

	評価・換算差額等		純資産合計
	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	2,132	2,132	1,037,168
会計方針の変更による累積的影響額			△2,051
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,132	2,132	1,035,117
当期変動額			
剰余金の配当			△200,000
当期純利益			150,027
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△364	△364	△364
当期変動額合計	△364	△364	△50,337
当期末残高	1,769	1,769	984,780

当事業年度（自 2015年4月1日 至 2016年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	10,000	529,579	45,067	574,646	63,000	335,366	398,366	983,011
当期変動額								
剰余金の配当						△300,000	△300,000	△300,000
当期純利益						120,544	120,544	120,544
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△179,457	△179,457	△179,457
当期末残高	10,000	529,579	45,067	574,646	63,000	155,909	218,909	803,555

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	—	1,769	1,769	984,780
当期変動額				
剰余金の配当				△300,000
当期純利益				120,544
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△0	△310	△310	△310
当期変動額合計	△0	△310	△310	△179,767
当期末残高	△0	1,459	1,459	805,013

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)	当事業年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	231,586	183,161
減価償却費	209	199
のれん償却額	94	94
受取利息及び受取配当金	△48,391	△52,017
支払利息	28,373	29,676
資産項目の増減		
貸付金等営業債権(貸倒引当金控除後)(△は増加)	△557,822	△85,957
信用取引資産の増減額(△は増加)	49,542	24,274
有価証券担保貸付金の増減額(△は増加)	△1,088,345	2,693,420
トレーディング商品(資産)の増減額(△は増加)	△90,954	△141,619
その他の資産の増減額(△は増加)	△104,601	80,590
負債項目の増減		
受入金等営業債務(△は減少)	279,820	109,709
信用取引負債の増減額(△は減少)	29,036	△23,573
有価証券担保借入金の増減額(△は減少)	919,853	△548,212
トレーディング商品(負債)の増減額(△は減少)	369,599	△1,426,042
その他の負債の増減額(△は減少)	51,762	△4,341
小計	69,762	839,363
利息及び配当金の受取額	47,262	46,801
利息の支払額	△27,482	△29,133
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)	△64,416	△87,545
営業活動によるキャッシュ・フロー	25,126	769,486
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	△189	△15
その他	5,086	118
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,897	103
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	△384,400	301,102
長期借入れによる収入	407,100	446,400
長期借入金の返済による支出	△173,300	△380,700
社債の償還による支出	△5,100	△34,200
配当金の支払額	△199,835	△300,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△355,535	32,602
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,765	△7,024
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△323,747	795,167
現金及び現金同等物の期首残高	915,496	591,750
現金及び現金同等物の期末残高	※1 591,750	※1 1,386,917

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券およびデリバティブ取引等の評価基準および評価方法

(1) トレーディング商品に属する有価証券(売買目的有価証券)等の評価基準および評価方法

当社は金融商品取引業の一環として自己の計算で有価証券およびデリバティブ取引等(以下、有価証券等という)の売買、引受を行い、その結果として有価証券等のポジションを保有し、トレーディング商品として計上しております。

トレーディング商品に属する有価証券等については、時価法を採用しております。

(2) トレーディング商品に属さない有価証券(その他有価証券)等の評価基準および評価方法

デリバティブ取引については、時価法を採用しております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	3～47年
器具備品	4～15年

(2) 無形固定資産および投資その他の資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェアの耐用年数については、社内における利用可能期間としており、のれんについては、5年間の均等償却を行っております。

3 引当金および準備金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当社所定の計算方法による支払見込額を計上しております。

(追加情報)

2016年6月、当社は役員および従業員に対し、野村ホールディングス株式会社の株価および業績等に連動した総額約13億円の報酬(支給までの期間は最長で約3年)を将来支給することを決定いたしました。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職一時金および確定給付企業年金について、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。退職給付債務および勤務費用の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異ならびに過去勤務費用のうち確定給付企業年金にかかるものは、その発生時の従業員の平均残存勤務年数(11年～16年)による定額法により発生した会計年度から費用処理しております。

退職一時金にかかるものは、発生した会計年度において一括費用処理しております。

なお、当期末において認識すべき年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。

(4) 金融商品取引責任準備金

証券事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5および金融商品取引業等に関する内閣府令第175条に定めるところにより算出した額を計上しております。

4 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5 ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計は、原則として、時価評価されているヘッジ手段にかかる損益または評価差額をヘッジ対象にかかる損益が認識されるまで繰り延べる方法によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

当社の社債および借入金にかかる金利変動リスクをヘッジするため、金利スワップ取引を行っております。

(3) ヘッジ方針

社債および借入金にかかる金利変動リスクは、原則として発行額面または借入元本について全額、満期日までの期間にわたりヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

金利変動リスクのヘッジにつきましては、該当するリスク減殺効果を対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を検証しております。

6 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書上における資金（現金および現金同等物）は、手許現金および要求払預金からなっております。

7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税および地方消費税の会計処理方法

税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(3) 金融資産と金融負債の相殺表示

当社は、金融商品会計に関する実務指針（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号）に定める要件を満たす場合に、信用リスク軽減の効果をより明瞭に表示するため金融資産と金融負債を相殺して表示しております。

① デリバティブ取引の相殺表示

法的に有効なマスターネットティング契約を有する同一相手先に対する金利等のスワップ取引については相殺して表示しております。

② 現金担保付債券貸借取引の相殺表示

同一相手先かつ同一決済日など一定の要件を満たした現金担保付債券貸借取引については相殺して表示しております。

(追加情報)

当社は「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当期末より早期適用しております。これによる重要な影響はありません。

(貸借対照表関係)

※1 商品有価証券等の内訳

① 資産の部

	前事業年度 (2015年3月31日)	当事業年度 (2016年3月31日)
株式・ワラント	194,358百万円	183,435百万円
債券	2,731,373	2,732,676
受益証券等	140,022	232,339
計	3,065,753	3,148,450

② 負債の部

	前事業年度 (2015年3月31日)	当事業年度 (2016年3月31日)
株式	159,279百万円	208,305百万円
債券	3,149,500	1,818,226
受益証券	3,358	7,942
計	3,312,136	2,034,473

※2 有形固定資産より控除した減価償却累計額

	前事業年度 (2015年3月31日)	当事業年度 (2016年3月31日)
建物	427百万円	508百万円
器具備品	98	111
計	525	620

※3 担保に供されている資産

担保に供されている資産の状況は、次のとおりであります。なお、担保に供されている資産の価額は貸借対照表計上額によっております。また、被担保債務の金額には無担保のものを含みません。

	前事業年度 (2015年3月31日)	当事業年度 (2016年3月31日)
担保に供されている資産		
トレーディング商品	826,307百万円	716,913百万円
担保資産の対象となる債務		
短期借入金	575,100百万円	470,600百万円
長期借入金	247,500	223,000
信用取引借入金	3,875	2,791
計	826,475	696,391

なお、上記のほか、前事業年度において借入有価証券および担保受入有価証券を45,148百万円、当事業年度において借入有価証券および担保受入有価証券を14,502百万円差し入れております。

4 差入有価証券等の注記

- ① 有価証券を担保とした金融取引、有価証券の消費貸借契約、信用取引に係るもの、および、保証金等の代用等として差し入れた有価証券、または受け入れた有価証券の時価額は以下のとおりであります。（上記3に属するものを除く）

	前事業年度 (2015年3月31日)	当事業年度 (2016年3月31日)
差し入れた有価証券の合計額	6,166,269百万円	5,744,339百万円
うち主なもの		
現先取引で売却した有価証券	3,161,786	3,355,484
消費貸借契約により貸し付けた有価証券	2,394,088	2,051,536
受け入れた有価証券の合計額	9,585,455百万円	6,593,152百万円
うち主なもの		
消費貸借契約により借り入れた有価証券	7,694,934	5,757,533
デリバティブ取引に係る担保	957,410	285,699
現先取引で買い付けた有価証券	601,070	250,786

- ② 上記のほか、顧客分別金信託として前事業年度において有価証券を433,011百万円、当事業年度において有価証券を450,936百万円信託しております。

5 保証債務の残高（注）1

前事業年度（2015年3月31日）

ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンスN.V.が発行したメディアム・ターム・ノート4,000千米ドル、6,000千豪ドル、175,850百万円の元利金の保証

176,880百万円（注）2

ノムラ・インターナショナルPLCが行うデリバティブ取引等1,058,914千米ドル、同社が行うレポ取引に伴う8,628千米ドルの保証

128,212百万円（注）2

ノムラ・バンク・インターナショナルPLCが発行したメディアム・ターム・ノート27,210千米ドル、78,625千ユーロ、11,212百万円の元利金の保証

24,663百万円

ノムラ・ファイナンシャル・インベストメント（コリア）Co., Ltd.が行うデリバティブ取引等3,223千米ドルの保証

387百万円

ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナルInc.が行うレポ取引等1,460千米ドルの保証

175百万円

ノムラ・グローバル・ファイナンシャル・プロダクツInc.が行うスワップ取引等134,433千米ドルの保証

16,145百万円（注）2

ノムラ・インターナショナル・ファンディング Pte. Ltd.が発行したメディアム・ターム・ノート378,520千米ドル、26,880千豪ドル、2,850千シンガポールドル、3,560千ニュージーランドドルの元利金の保証

48,493百万円

当事業年度（2016年3月31日） ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンスN.V.が発行したメディアム・ターム・ノート500千豪ドル、55,250百万円の元 利金の保証	55,293百万円（注）2
ノムラ・インターナショナルPLCが行うデリバティブ取引等1,099,652千豪ドル、同社が行うレポ取引に伴う 304,762千豪ドルの保証	157,702百万円（注）2
ノムラ・バンク・インターナショナルPLCが発行したメディアム・ターム・ノート26,190千豪ドル、77,642千ユー ロ、7,212百万円の元利金の保証	20,023百万円
ノムラ・ファイナンシャル・インベストメント（コリア）Co., Ltd.が行うデリバティブ取引等6,791千豪ドルの保 証	763百万円
ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナルInc.が行うレポ取引等85,790千豪ドルの保証	9,633百万円
ノムラ・グローバル・ファイナンシャル・プロダクツInc.が行うスワップ取引等226,779千豪ドルの保証	25,465百万円（注）2
ノムラ・インターナショナル・ファンディングPte. Ltd.が発行したメディアム・ターム・ノート416,500千豪ド ル、41,990千豪ドル、4,390千シンガポールドル、3,410千ニュージーランドドルの元利金の保証	51,006百万円
ノムラ・ファイナンシャル・プロダクツアンドサービスズInc.が行うデリバティブ取引等4,404千豪ドルの保証	494百万円（注）2

（注）1 日本公認会計士協会監査・保証実務委員会実務指針第61号に従い、実質的に債務保証義務を負っていると認められるものについては、債務保証に準ずるものとして注記の対象に含めております。

（注）2 野村ホールディングス株式会社と連帯して保証する債務を含んでおります。

※6 前事業年度（2015年3月31日）

社債には劣後特約付社債が49,196百万円含まれております。

当事業年度（2016年3月31日）

社債には劣後特約付社債が49,197百万円含まれております。

前事業年度（2015年3月31日）

関係会社短期借入金のうち150,000百万円、関係会社長期借入金のうち100,000百万円および長期借入金のうち110,000百万円は劣後特約付借入金であります。

当事業年度（2016年3月31日）

関係会社長期借入金のうち250,000百万円および長期借入金のうち110,000百万円は劣後特約付借入金であります。

※7 金融商品取引法の規定に基づく準備金を計上しております。準備金の計上を規定した法令の条項は、以下のとおりです。

金融商品取引責任準備金 金融商品取引法第46条の5

※8 関係会社に係る注記

関係会社に対する資産および負債のうち、注記すべき主なものは次のとおりであります。

	前事業年度 (2015年3月31日)	当事業年度 (2016年3月31日)
借入有価証券担保金	65,351百万円	76,883百万円
短期差入保証金	49,451	43,271

※9 偶発債務

当社の顧客口座数は約539万口座に及びます。当社の顧客との多くの取引において、顧客の投資損失等をめぐっての係争が、場合によっては訴訟になることがあります。その中には、2012年4月に当社に対して提起された法人顧客からの損害賠償請求訴訟で、2003年から2008年にかけて購入した為替関連の仕組債16銘柄を償還期限前に売却した際に発生した損失額等の5,102百万円の賠償を求めるもの、2013年4月に法人顧客より提起された2005年から2011年にかけて行われた為替デリバティブ取引およびエクイティ関連の仕組債11銘柄の売却や償還により発生した損失額等の10,247百万円の損害賠償を求めるもの、2014年10月に法人顧客より提起された2006年から2012年にかけて行われた為替デリバティブ取引により発生した損失額等の2,143百万円の損害賠償を求めるものが含まれます。これらの訴訟の顧客は、取引契約時点における、当社による説明義務違反等を主張していますが、当社はこれらの顧客の主張には理由がないと考えております。

決算日以降に生じた事項については、「[注記事項]（重要な後発事象）」をご参照ください。

(損益計算書関係)

※1 トレーディング損益の内訳

前事業年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)

	実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	計 (百万円)
株券等 トレーディング損益	171,776	△73,904	97,872
債券等・その他の トレーディング損益	182,203	△9,714	172,489
うち債券等 トレーディング損益	289,504	△10,135	279,370
うちその他の トレーディング損益	△107,302	420	△106,881
計	353,979	△83,618	270,361

当事業年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

	実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	計 (百万円)
株券等 トレーディング損益	△11,571	92,519	80,949
債券等・その他の トレーディング損益	26,905	110,832	137,737
うち債券等 トレーディング損益	19,301	100,690	119,991
うちその他の トレーディング損益	7,605	10,142	17,747
計	15,335	203,352	218,686

※2 金融収益の内訳

	前事業年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)	当事業年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)
信用取引収益	7,136百万円	7,274百万円
受取配当金・受取債券利子	31,381	31,934
受取利息	16,901	20,059
その他	24,423	22,710
計	79,842	81,978

※3 金融費用の内訳

	前事業年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)	当事業年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)
信用取引費用	2,228百万円	865百万円
支払利息	25,810	25,774
有価証券貸借取引費用	57,579	56,283
現先取引費用	2,563	3,902
その他	1,056	972
計	89,236	87,796

※4 取引関係費の内訳

	前事業年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)	当事業年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)
支払手数料	49,995百万円	49,411百万円
取引所・協会費	4,560	5,742
通信・運送費	15,367	16,708
旅費・交通費	6,052	5,762
広告宣伝費	9,482	9,257
交際費	2,107	2,073
計	87,563	88,953

※5 人件費の内訳

	前事業年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)	当事業年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)
報酬・給料	122,100百万円	119,913百万円
福利厚生費	18,371	18,834
賞与引当金繰入	52,455	45,912
退職給付費用	6,732	7,151
計	199,657	191,809

※6 不動産関係費の内訳

	前事業年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)	当事業年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)
不動産費	36,243百万円	35,860百万円
器具・備品費	6,403	5,778
計	42,646	41,638

※7 事務費の内訳

	前事業年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)	当事業年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)
事務委託費	138,840百万円	139,548百万円
事務用品費	897	929
計	139,737	140,477

※8 租税公課の内訳

	前事業年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)	当事業年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)
源泉所得税・住民税利子割	719百万円	511百万円
印紙税	51	57
事業所税	504	499
消費税	548	549
事業税	2,703	3,544
その他	158	113
計	4,683	5,273

※9 「その他」の内訳

	前事業年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)	当事業年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)
資料・研修費	2,351百万円	2,322百万円
水道光熱費	1,779	1,767
会議費・会費	379	404
寄付金	76	87
貸倒引当金繰入	858	1,013
その他	1,700	1,087
計	7,142	6,680

※10 関係会社に係る注記

各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)	当事業年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)
販売費・一般管理費	159,520百万円	167,813百万円
金融費用	36,068	16,450
営業外費用	20	224
特別利益	2,748	2,563

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	201,410	—	—	201,410

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2014年4月30日 取締役会	普通株式	200,000 (含投資有価証券 165百万円)	993,000	2014年3月31日	2014年6月2日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2015年4月30日 取締役会	普通株式	繰越利益 剰余金	300,000	1,489,500	2015年3月31日	2015年6月2日

当事業年度(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	201,410	—	—	201,410

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2015年4月30日 取締役会	普通株式	300,000	1,489,500	2015年3月31日	2015年6月2日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2016年4月27日 取締役会	普通株式	繰越利益 剰余金	140,000	695,100	2016年3月31日	2016年6月1日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)	当事業年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)
現金・預金 (貸借対照表計上額)	591,750百万円	1,386,917百万円
現金及び現金同等物	591,750	1,386,917

2 重要な非資金取引の内容

前事業年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引は次のとおりであります。

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前事業年度 (2015年3月31日)	当事業年度 (2016年3月31日)
1年内	133百万円	117百万円
1年超	476	376
合計	609	494

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社、当社の親会社（野村ホールディングス株式会社）およびその関係会社の主たる事業は証券業を中核とする投資・金融サービス業であり、わが国をはじめ世界の主要な金融資本市場を網羅する営業拠点等を通じ、お客様に対し資金調達、資金運用の両面で幅広いサービスを提供しております。これらの事業を行うため、当社は、有価証券等の売買取引のほか、デリバティブ取引についても、原則として、顧客のさまざまなニーズに対応した商品、取引等を提供していくための業務として、取り組んでおります。そのために生じるトレーディング・ポジションにかかるリスク管理は極めて重要であり、トレーディング部門内のリスク管理に加え、独立したリスク管理部によるグローバルベースでのリスク管理に注力しております。また、デリバティブ取引は、顧客のさまざまなニーズに対する商品として利用しているほか、トレーディング業務の遂行に付随して発生するリスクのヘッジ、調節等の目的でもデリバティブ取引を利用しており、有価証券等の売買とデリバティブ取引を一体として運営、管理しております。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

当社のトレーディング・ポジションは、顧客ニーズに対応する取引、市場機能を補完するためのマーケットメーカー取引、自己の計算にかかるディーリング業務等から発生いたします。

取引所で行う取引の結果として、上場株式、新株予約権付社債、株価指数の先物およびオプション取引、債券先物取引等のポジションを保有しております。取引所取引の先物、オプション等のデリバティブ取引のポジションは、取引所での市場機能の補完や当社の商品有価証券等のヘッジおよび裁定取引の結果として発生しております。

また、取引所以外の取引の結果として、債券、ワラント、選択権付債券売買取引、エクイティ・デリバティブ取引、有価証券貸借取引および現先取引等のポジションを保有しております。さらに、為替取引、通貨先物、金利・通貨スワップ取引等のポジションを保有しておりますが、これらは顧客の抱える為替・金利等のリスクのヘッジやリスクの変換ニーズに対応して発生したポジションおよび当社の商品有価証券等のヘッジ目的によるポジションであります。

トレーディング業務に伴って発生し、当社の財務状況に大きな影響を与えるリスクとしては、主としてマーケットリスクと信用リスク（発行体リスク、取引先リスク）、流動性リスクがあげられます。

(3) 金融商品にかかるリスク管理体制

① マーケットリスク管理

株式、金利、為替等の相場変動に伴ってトレーディング・ポジションの価値（時価額）は増減いたします。当社は、この価値の増減をマーケットリスクとして認識しております。当社のトレーディング・ポジションは、主として顧客取引の結果として発生しており、相場変動によりトレーディング・ポジションの価値が減少するリスクを回避するため、適切なヘッジ取引を行っております。ヘッジの手段は、現物有価証券だけに限らずデリバティブ取引も含めてその時点で最適なものが選択されます。したがって、ヘッジ手段まで含めたトレーディング・ポートフォリオについて、日々時価評価を行いマーケットリスクを計算するなど、ルールに沿ったポジション運営がなされております。トレーディング・ポートフォリオは各商品部門で商品別あるいは取引目的別に管理されているほか、トレーディング部門から独立したリスク・マネジメント部門がグローバルベースで日々独自に評価をチェックし、リスク額等を関係執行役に報告しております。マーケットリスクの管理に関するルールは、野村ホールディングス株式会社の統合リスク管理会議で決定されます。

② 信用リスク（発行体リスクおよび取引先リスク）管理

発行体リスクおよび取引先リスクは、当社が有価証券を保有している場合や取引先に対する債権を保有している場合に、発行体や取引先が義務を履行しないリスクであります。典型的には、発行体や取引先がデフォルト状態となった時に発生します。

有価証券の発行体リスクは、市場価格に反映され、日々時価評価されております。しかし、格付けの引下げによる急激な価格変動および発行体のデフォルト時に発生する損失は、発生する可能性としては低いものの、一旦発生した場合の損失見込額は大きく、リスク管理上、非常に重要と認識しております。当社は発行体の格下げやデフォルトの発生確率および発生時の損失見込額を合理的に算出し、トレーディング部門とリスク・マネジメント部門の双方で保有有価証券のポートフォリオを注意深く監視しております。

デリバティブ取引のうち取引所取引は、取引所と日々決済が行われ、また、当社に取引所取引を委託する顧客からは十分な委託証拠金（担保）を徴求しておりますので、取引先リスクは少額であると認識しております。他方、取引所以外でのデリバティブ取引については、与信に相当する取引先リスクが発生します。当社では、リスク・マネジメント部門が取引先の信用度に応じて与信限度額を設定しモニタリングを行っております。取引先リスクは、デリバティブ取引を時価評価して得られる与信相当額と契約終了時までの潜在的与信相当額の合計額で

管理されており、必要に応じて担保の徴求等を行うなど与信相当額を低減するための対策を講じております。また、デリバティブ取引に関する基本契約書の整備にも注力しております。

③ 資金流動性リスク管理

当社では、資金流動性リスクを、野村グループの信用力の低下または市場環境の悪化により必要な資金の確保が困難になる、または通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクと定義しております。

このリスクは、市場において有担保或いは無担保調達が不可能になる、野村グループの信用力が低下する、予定外の資金需要の変化に対応できない、迅速かつ最小の損失での資産の流動化ができない、或いは、グループ会社間の自由な資金移動が妨げられる規制資本上の制約に関する変化等、市場全体の事情や野村グループ固有の事情により発生します。

資金流動性リスク管理については、野村ホールディングス株式会社の経営会議が定める流動性リスク・アピタイトに基づくことを基本方針としており、野村ホールディングス株式会社が統合管理しております。なお、野村グループの資金流動性管理は、市場全体が流動性ストレス下にある場合において、またそれに加えて野村グループの信用リスクに過度なストレスを想定した場合においても、それぞれ1年間、および1ヶ月間にわたり、無担保による新規資金調達または再調達が困難な場合においても、保有資産を維持しつつ業務を継続することができる十分な資金流動性を常に確保することを主な目的としております。また、金融庁の定める流動性カバレッジ比率（「金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき、最終指定親会社が当該最終指定親会社およびその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める最終指定親会社およびその子法人等の経営の健全性のうち流動性にかかる健全性の状況を表示する基準」）の充足が求められております。

当社は、主な流動性維持の目的を達成可能とする、さまざまな流動性リスク管理フレームワークを定めております。このフレームワークには、(1) 余剰資金の確保、(2) 資産構成等に見合った資金調達ならびに調達手段の多様化および調達期間の分散、(3) 金融機関が当社に対し設定する与信枠の維持・管理、(4) コンテンジエンシー・ファンディング・プランに関することが含まれております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(5) マーケットリスクにかかる定量的情報

トレーディング目的の金融商品

当社では、「トレーディング商品（資産および負債）」、「有価証券担保貸付金」ならびに「有価証券担保借入金」に関し、マーケットリスクの測定方法として、バリューアットリスク（VaR）を採用しております。

VaRとして知られる統計的な手法は、ある一定期間に一定の信頼水準内で、市場の変動により発生しうる損失額と定義されます。当社では、トレーディング・ポートフォリオについて、信頼水準99%、保有期間1日のVaRを計測しています。VaRモデルに含まれるマーケットリスクは、株価、金利、外国為替レート、およびそれらに関連するボラティリティや相関等があります。ボラティリティと相関の計算に利用されるヒストリカル・データは、直近のデータに比重をかけて計算されています。

VaR算出における当社のトレーディング・ポジションのリスクの計量化に関しては、多くの前提と近似値が用いられます。当社の用いる前提や近似値あるいはそれらの組み合わせは合理的なものと考えておりますが、前提や近似値が異なれば、VaRの値が大きく異なる可能性があります。

前事業年度（自 2014年4月1日 至 2015年3月31日）

① VaRの前提

- ・信頼水準：片側99%
- ・保有期間：1日
- ・商品の価格変動等を考慮

② VaRの実績

	2015年3月31日現在（億円）
株式関連	7
金利関連	9
為替関連等	5
小計	21
分散効果	△11
バリュアットリスク（VaR）	10

	自 2014年4月1日 至 2015年3月31日		
	最大値（億円）	最小値（億円）	平均値（億円）
バリュアットリスク（VaR）	41	10	24

当事業年度（自 2015年4月1日 至 2016年3月31日）

① VaRの前提

- ・信頼水準：片側99%
- ・保有期間：1日
- ・商品の価格変動等を考慮

② VaRの実績

	2016年3月31日現在（億円）
株式関連	6
金利関連	18
為替関連等	7
小計	31
分散効果	△18
バリュアットリスク（VaR）	13

	自 2015年4月1日 至 2016年3月31日		
	最大値（億円）	最小値（億円）	平均値（億円）
バリュアットリスク（VaR）	40	8	20

なお、当社は、バックテストを実施し、トレーディング・ポートフォリオのVaRの値と実際の損益とを比較し、リスク計測に利用されるモデルの精度を検証しています。VaRを超過する損益の回数をカウントし、所定の回数に収まっているかを検証します。超過回数が所定の基準を上回った場合は、VaRメソドロジーの調整を行います。

トレーディング目的以外の金融商品

主要な市場リスクに係るリスク変数が貸借対照表の時価に与える影響に重要性がないため開示を省略しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2015年3月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	591,750	591,750	—
(2) 預託金	89,906	89,906	—
(3) トレーディング商品	3,949,294	3,949,294	—
商品有価証券等	3,065,753	3,065,753	—
デリバティブ取引	883,541	883,541	—
(4) 約定見返勘定	268,987	268,987	—
(5) 信用取引資産	268,480	268,480	—
信用取引貸付金	248,834	248,834	—
信用取引借証券担保金	19,646	19,646	—
(6) 有価証券担保貸付金	7,325,001	7,325,001	—
借入有価証券担保金	6,725,304	6,725,304	—
現先取引貸付金	599,697	599,697	—
(7) 立替金	3,031	3,031	—
(8) 短期差入保証金	1,309,883	1,309,883	—
(9) 短期貸付金	4,153	4,153	—
資産計	13,810,485	13,810,485	—
(1) トレーディング商品	4,080,943	4,080,943	—
商品有価証券等	3,312,136	3,312,136	—
デリバティブ取引	768,807	768,807	—
(2) 信用取引負債	72,509	72,509	—
信用取引借入金	3,875	3,875	—
信用取引貸証券受入金	68,634	68,634	—
(3) 有価証券担保借入金	4,538,901	4,538,901	—
有価証券貸借取引受入金	1,374,815	1,374,815	—
現先取引借入金	3,164,086	3,164,086	—
(4) 預り金	388,635	388,635	—
(5) 受入保証金	638,149	638,149	—
(6) 短期借入金	629,300	629,300	—
(7) 関係会社短期借入金	1,096,900	1,096,900	—
(8) 短期社債	121,400	121,400	—
(9) 1年内償還予定の社債	34,200	34,200	—
(10) 未払金	59,801	59,801	—
(11) 社債	53,896	56,977	3,081
(12) 長期借入金	877,595	874,857	△2,738
(13) 関係会社長期借入金	100,000	102,499	2,499
負債計	12,692,229	12,695,071	2,842
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引			
資産	44,220	44,220	—
負債	44,220	44,220	—
ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引			
資産	2,659	2,659	—
負債	—	—	—

資産

(1) 現金・預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預金については、前期末は該当ございません。

(2) 預託金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格によっております。

(3) トレーディング商品

「(有価証券およびデリバティブ取引の状況) 1 トレーディングに係るもの」をご参照ください。

(4) 約定見返勘定、(5) 信用取引資産

短期間で決済されるため、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格によっております。

(6) 有価証券担保貸付金

有価証券貸借取引および現先取引にともなう取引相手先への貸付金額が計上されております。また、受入れた有価証券の時価の変動により貸付金額の調整を行っていることや短期間で決済されるため、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格によっております。

(7) 立替金、(8) 短期差入保証金、(9) 短期貸付金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格によっております。

(注) 金銭債権等の決算日後の償還等予定額
前事業年度 (2015年3月31日)

(単位: 百万円)

	1年以内
(1) 現金・預金	591,750
(2) 預託金	89,906
(5) 信用取引資産	268,480
(6) 有価証券担保貸付金	7,325,001
(7) 立替金	3,031
(8) 短期差入保証金	1,309,883
(9) 短期貸付金	4,153
合計	9,592,204

負債

(1) トレーディング商品

「(有価証券およびデリバティブ取引の状況) 1 トレーディングに係るもの」をご参照ください。

(2) 信用取引負債

短期間で決済されるため、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格によっております。

(3) 有価証券担保借入金

有価証券貸借取引および現先取引にともなう取引相手先からの借入金額が計上されております。また、差入れた有価証券の時価の変動により借入金額の調整を行っていることや短期間で決済されるため、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格によっております。

(4) 預り金、(5) 受入保証金、(6) 短期借入金、(7) 関係会社短期借入金、(8) 短期社債、(9) 1年内償還予定の社債、(10) 未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格によっております。

(11) 社債

当社の発行する社債の時価は、債券標準価格 (JSプライス) を採用しております。

(12) 長期借入金、(13) 関係会社長期借入金

長期借入金および関係会社長期借入金は、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(注) 社債、借入金およびその他の有利子負債等の返済予定額
前事業年度(2015年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
(2) 信用取引負債	72,509	—	—	—	—	—
(3) 有価証券担保借入金	4,538,901	—	—	—	—	—
(4) 預り金	388,635	—	—	—	—	—
(5) 受入保証金	638,149	—	—	—	—	—
(6) 短期借入金	629,300	—	—	—	—	—
(7) 関係会社短期借入金	1,096,900	—	—	—	—	—
(8) 短期社債	121,400	—	—	—	—	—
(9) 1年内償還予定の社債	34,200	—	—	—	—	—
(10) 未払金	59,801	—	—	—	—	—
(11) 社債	—	—	49,200	—	—	4,700
(12) 長期借入金	—	71,500	173,500	155,310	102,005	375,280
(13) 関係会社長期借入金	—	—	100,000	—	—	—
合計	7,579,795	71,500	322,700	155,310	102,005	379,980

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

「(有価証券およびデリバティブ取引の状況) 1 トレーディングに係るもの(2) デリバティブ取引の契約額等および時価(注)4」をご参照ください。

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

「(有価証券およびデリバティブ取引の状況) 2 トレーディングに係るもの以外(6) デリバティブの時価等に関する事項」をご参照ください。

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	1,386,917	1,386,917	—
(2) 預託金	17,442	17,442	—
(3) トレーディング商品	4,090,913	4,090,913	—
商品有価証券等	3,148,450	3,148,450	—
デリバティブ取引	942,463	942,463	—
(4) 信用取引資産	244,206	244,206	—
信用取引貸付金	235,181	235,181	—
信用取引借証券担保金	9,025	9,025	—
(5) 有価証券担保貸付金	4,631,581	4,631,581	—
借入有価証券担保金	4,385,972	4,385,972	—
現先取引貸付金	245,609	245,609	—
(6) 立替金	1,276	1,276	—
(7) 短期差入保証金	1,531,473	1,531,473	—
(8) 短期貸付金	153,073	153,073	—
資産計	12,056,881	12,056,881	—
(1) トレーディング商品	2,654,901	2,654,901	—
商品有価証券等	2,034,473	2,034,473	—
デリバティブ取引	620,428	620,428	—
(2) 約定見返勘定	62,251	62,251	—
(3) 信用取引負債	48,936	48,936	—
信用取引借入金	2,791	2,791	—
信用取引貸証券受入金	46,145	46,145	—
(4) 有価証券担保借入金	3,990,689	3,990,689	—
有価証券貸借取引受入金	752,066	752,066	—
現先取引借入金	3,238,623	3,238,623	—
(5) 預り金	361,898	361,898	—
(6) 受入保証金	712,345	712,345	—
(7) 短期借入金	512,000	512,000	—
(8) 関係会社短期借入金	1,299,902	1,299,902	—
(9) 短期社債	176,000	176,000	—
(10) 未払金	42,474	42,474	—
(11) 社債	53,897	56,667	2,770
(12) 長期借入金	952,924	957,788	4,864
(13) 関係会社長期借入金	250,000	256,149	6,149
負債計	11,118,217	11,132,001	13,784
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引			
資産	47,293	47,293	—
負債	47,293	47,293	—
ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引			
資産	2,178	2,178	—
負債	—	—	—

資産

(1) 現金・預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預金については、当期末は該当ございません。

(2) 預託金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格によっております。

(3) トレーディング商品

「(有価証券およびデリバティブ取引の状況) 1 トレーディングに係るもの」をご参照ください。

(4) 信用取引資産

短期間で決済されるため、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格によっております。

(5) 有価証券担保貸付金

有価証券貸借取引および現先取引にともなう取引相手先への貸付金額が計上されております。また、受入れた有価証券の時価の変動により貸付金額の調整を行っていることや短期間で決済されるため、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格によっております。

(6) 立替金、(7) 短期差入保証金、(8) 短期貸付金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格によっております。

(注) 金銭債権等の決算日後の償還等予定額

当事業年度(2016年3月31日)

(単位: 百万円)

	1年以内
(1) 現金・預金	1,386,917
(2) 預託金	17,442
(4) 信用取引資産	244,206
(5) 有価証券担保貸付金	4,631,581
(6) 立替金	1,276
(7) 短期差入保証金	1,531,473
(8) 短期貸付金	153,073
合計	7,965,968

負債

(1) トレーディング商品

「(有価証券およびデリバティブ取引の状況) 1 トレーディングに係るもの」をご参照ください。

(2) 約定見返勘定、(3) 信用取引負債

短期間で決済されるため、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格によっております。

(4) 有価証券担保借入金

有価証券貸借取引および現先取引にともなう取引相手先からの借入金額が計上されております。また、差入れた有価証券の時価の変動により借入金額の調整を行っていることや短期間で決済されるため、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格によっております。

(5) 預り金、(6) 受入保証金、(7) 短期借入金、(8) 関係会社短期借入金、(9) 短期社債、(10) 未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格によっております。

(11) 社債

当社の発行する社債の時価は、債券標準価格(JSプライス)を採用しております。

(12) 長期借入金、(13) 関係会社長期借入金

長期借入金および関係会社長期借入金は、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(注) 社債、借入金およびその他の有利子負債等の返済予定額
当事業年度(2016年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
(3) 信用取引負債	48,936	—	—	—	—	—
(4) 有価証券担保借入金	3,990,689	—	—	—	—	—
(5) 預り金	361,898	—	—	—	—	—
(6) 受入保証金	712,345	—	—	—	—	—
(7) 短期借入金	512,000	—	—	—	—	—
(8) 関係会社短期借入金	1,299,902	—	—	—	—	—
(9) 短期社債	176,000	—	—	—	—	—
(10) 未払金	42,474	—	—	—	—	—
(11) 社債	—	49,200	—	—	—	4,700
(12) 長期借入金	—	169,000	145,529	101,115	58,000	479,280
(13) 関係会社長期借入金	—	—	75,000	100,000	—	75,000
合計	7,144,244	218,200	220,529	201,115	58,000	558,980

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

「(有価証券およびデリバティブ取引の状況) 1 トレーディングに係るもの(2) デリバティブ取引の契約額等および時価(注) 4」をご参照ください。

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

「(有価証券およびデリバティブ取引の状況) 2 トレーディングに係るもの以外(6) デリバティブの時価等に関する事項」をご参照ください。

(有価証券およびデリバティブ取引の状況)

1 トレーディングに係るもの

商品有価証券等の時価は、一般的に市場取引価格、もしくは合理的な水準の価格客観性を持つ業者間取引価格、変数が直接観察可能な類似の金融商品を参照して得た価格に基づいております。商品有価証券等のなかには流動性の低い商品が含まれており、そのような商品に関しては当社による最善の見積公正価値を利用して価格決定がなされております。

デリバティブ取引は、上場デリバティブおよび店頭取引デリバティブで構成されております。上場デリバティブの時価は、市場取引価格または評価モデルによって決定されます。店頭取引デリバティブは、評価モデルを使用して価格評価がなされます。

(1) 商品有価証券(売買目的有価証券)等の貸借対照表計上額等

前事業年度(2015年3月31日)

種類	資産(百万円)	負債(百万円)
株式・ワラント	194,358	159,279
債券	2,731,373	3,149,500
受益証券等	140,022	3,358

(注) トレーディング損益に含まれた評価差額(益)は、8,714百万円であります。

当事業年度(2016年3月31日)

種類	資産(百万円)	負債(百万円)
株式・ワラント	183,435	208,305
債券	2,732,676	1,818,226
受益証券等	232,339	7,942

(注) トレーディング損益に含まれた評価差額(損)は、28,237百万円であります。

(2) デリバティブ取引の契約額等および時価
前事業年度 (2015年3月31日)

種類	資産		負債	
	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)
オプション取引	7,813,256	617,581	9,388,156	669,796
為替予約取引	6,334,383	280,361	6,879,840	269,721
スワップ取引	367,608,835	7,692,619	371,808,483	7,546,535
先物・先渡取引	897,518	32,397	1,108,736	22,171

- (注) 1 時価ならびにみなし決済損益を貸借対照表に計上しておりますので、評価損益欄を設けておりません。
2 法的に有効なマスターネットリング契約を有する同一相手先に対する金利スワップ等のデリバティブ取引額、7,739,417百万円については、貸借対照表上相殺して表示しております。
3 時価の算定方法は、金融商品取引所等の基準値段もしくは清算値段、または見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値等を用い算定しております。
4 上記の他、親会社等の発行する社債等の金利変動リスクを親会社等がヘッジする目的で、当社は当該親会社等および第三者とスワップ取引を行っておりますが、その契約額等および時価は以下のとおりです。

種類	資産		負債	
	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)
スワップ取引	1,645,383	44,220	1,645,383	44,220

当事業年度 (2016年3月31日)

種類	資産		負債	
	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)
オプション取引	7,262,129	341,390	7,288,718	358,687
為替予約取引	6,575,725	194,098	6,814,989	193,554
スワップ取引	374,769,163	10,520,593	377,150,126	10,165,832
先物・先渡取引	1,037,811	16,920	932,711	32,893

- (注) 1 時価ならびにみなし決済損益を貸借対照表に計上しておりますので、評価損益欄を設けておりません。
2 法的に有効なマスターネットリング契約を有する同一相手先に対する金利スワップ等のデリバティブ取引額、10,130,538百万円については、貸借対照表上相殺して表示しております。
3 時価の算定方法は、金融商品取引所等の基準値段もしくは清算値段、または見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値等を用い算定しております。
4 上記の他、親会社等の発行する社債等の金利変動リスクを親会社等がヘッジする目的で、当社は当該親会社等および第三者とスワップ取引を行っておりますが、その契約額等および時価は以下のとおりです。

種類	資産		負債	
	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)
スワップ取引	1,225,883	47,293	1,225,883	47,293

2 トレーディングに係るもの以外

- (1) 満期保有目的債券の時価等
該当事項はありません。
- (2) 子会社株式および関連会社株式の時価等
該当事項はありません。
- (3) その他有価証券で時価のあるもの
該当事項はありません。
- (4) 事業年度中に売却した満期保有目的債券
該当事項はありません。
- (5) 事業年度中に売却したその他有価証券
前事業年度（自 2014年4月1日 至 2015年3月31日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 2015年4月1日 至 2016年3月31日）
該当事項はありません。

- (6) デリバティブの時価等に関する事項
ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、決算日における契約額または契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。
前事業年度（2015年3月31日）

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
原則的処理方法	金利スワップ取引 受取固定・支払変動	社債	49,200	49,200	2,065	当社時価評価モデル
原則的処理方法	金利スワップ取引 受取固定・支払変動	長期借入金	10,000	10,000	594	当社時価評価モデル

当事業年度（2016年3月31日）

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
原則的処理方法	金利スワップ取引 受取固定・支払変動	社債	49,200	49,200	1,678	当社時価評価モデル
原則的処理方法	金利スワップ取引 受取固定・支払変動	長期借入金	10,000	10,000	500	当社時価評価モデル

(退職給付関係)

前事業年度(自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度、キャッシュ・バランス・プランおよび確定給付企業年金制度を設けております。なお、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

また、当社は確定拠出型の年金制度を設けております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	214,383百万円
会計方針の変更による累積的影響額	3,204
会計方針の変更を反映した期首残高	217,587
勤務費用	7,053
利息費用	2,876
数理計算上の差異の発生額	4,978
退職給付の支払額	△9,345
過去勤務費用の発生額	—
その他	—
退職給付債務の期末残高	223,150

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	206,087百万円
期待運用収益	5,358
数理計算上の差異の発生額	8,956
事業主からの拠出額	5,355
退職給付の支払額	△8,037
その他	—
年金資産の期末残高	217,719

(3) 退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	196,740百万円
年金資産	△217,719
	△20,979
非積立型制度の退職給付債務	26,410
未積立退職給付債務	5,431
未認識数理計算上の差異	5,847
未認識過去勤務費用	10,354
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	21,631

(4) 退職給付費用およびその内訳項目の金額

勤務費用	7,053百万円
利息費用	2,876
期待運用収益	△5,358
数理計算上の差異の費用処理額	582
過去勤務費用の費用処理額	△1,048
その他	△540
確定給付制度に係る退職給付費用	3,567

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	30.68%
株式	13.03%
受益証券等	28.65%
生保一般勘定	20.95%
その他	6.69%
合計	100.00%

② 長期期待運用収益率の設定方法

過去の金融市場の傾向が将来にわたって継続するという仮定のもと、過去の長期運用収益率の実績に基づくことを基本方針としております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	0.9%
長期期待運用収益率	2.6%

3 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、3,165百万円でありました。

当事業年度（自 2015年4月1日 至 2016年3月31日）

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度、キャッシュ・バランス・プランおよび確定給付企業年金制度を設けております。なお、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

また、当社は確定拠出型の年金制度を設けております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	223,150百万円
勤務費用	7,442
利息費用	1,911
数理計算上の差異の発生額	12,040
退職給付の支払額	△9,873
過去勤務費用の発生額	—
その他	—
退職給付債務の期末残高	234,669

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	217,719百万円
期待運用収益	5,661
数理計算上の差異の発生額	△3,312
事業主からの拠出額	4,048
退職給付の支払額	△8,353
その他	—
年金資産の期末残高	215,762

(3) 退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	205,795百万円
年金資産	△215,762
	△9,967
非積立型制度の退職給付債務	28,874
未積立退職給付債務	18,907
未認識数理計算上の差異	△7,689
未認識過去勤務費用	9,306
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	20,524

(4) 退職給付費用およびその内訳項目の金額

勤務費用	7,442百万円
利息費用	1,911
期待運用収益	△5,661
数理計算上の差異の費用処理額	1,817
過去勤務費用の費用処理額	△1,048
その他	△556
確定給付制度に係る退職給付費用	3,905

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	30.75%
株式	13.34%
受益証券等	28.10%
生保一般勘定	23.22%
その他	4.58%
合計	100.00%

② 長期期待運用収益率の設定方法

過去の金融市場の傾向が将来にわたって継続するという仮定のもと、過去の長期運用収益率の実績に基づくことを基本方針としております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	0.6%
長期期待運用収益率	2.6%

3 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、3,246百万円でありました。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産および負債の発生の主な原因別内訳

	前事業年度 (2015年3月31日)	当事業年度 (2016年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	19,398百万円	16,096百万円
有価証券・デリバティブ	17,673	17,126
退職給付引当金	6,974	6,363
金融商品取引責任準備金	4,560	5,557
未払事業税	4,301	1,312
固定資産評価減	1,383	1,293
資産除去債務計上否認	1,565	1,550
差入保証金評価損	461	433
その他	3,761	1,727
繰延税金資産小計	60,077	51,457
評価性引当額	△2,489	△2,421
繰延税金資産合計	57,587	49,037
繰延税金負債		
繰延ヘッジ損益	△832	△655
資産除去債務に対応する除去費用	△459	△422
その他	△1,567	△1,412
繰延税金負債合計	△2,858	△2,490
繰延税金資産の純額	54,729	46,547

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の主な項目別内訳

	前事業年度 (2015年3月31日)	当事業年度 (2016年3月31日)
法定実効税率	36.0%	33.0%
(調整)		
永久に益金に算入されない収益項目	△2.2	△1.4
永久に損金に算入されない費用項目	1.7	0.8
過年度見積差額	△1.6	△0.1
評価性引当額	0.0	0.0
法定実効税率変更による繰延税金資産の修正	2.2	0.8
その他	△0.8	1.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.2	34.2

3 法定実効税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)および「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が2016年3月29日に成立し、2016年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、2016年4月1日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる繰延税金資産および繰延税金負債を計算する際の法定実効税率は、従来の32%から31%となっております。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は1,501百万円減少し、法人税等調整額が1,523百万円増加しています。また、繰延ヘッジ損益が21百万円増加しております。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

本社および営業所の建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から3年～47年と見積り、割引率は主に2.4%を使用して資産除去債務の金額を計上しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)	当事業年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)
期首残高	4,816百万円	4,891百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	0	11
時の経過による調整額	106	108
資産除去債務の履行による減少額	△31	△10
期末残高	4,891	5,000

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、「営業部門」および「ホールセール部門」の2つの区分で行われております。これは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、経営会議において経営資源の配分の決定および業績の評価をするために定期的に検討を行う対象となっているものであります。

「営業部門」は、主に日本国内の個人投資家等に対し金融サービスを提供するセグメントであります。

「ホールセール部門」は、国内外の機関投資家を対象として債券や株式、為替のセールスおよびトレーディングをグローバルに展開しているグローバル・マーケット、ならびに世界の主要な金融市場において債券、株式、その他の引受業務、M&Aの仲介や財務アドバイザー業務など、多様な投資銀行サービスを提供するインベストメント・バンキングのサービスを提供するセグメントであります。

2 報告セグメントごとの純営業収益、経常利益または損失その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、原則として「重要な会計方針」に依っておりますが、一部のトレーディング商品の未実現損益等は、ストラテジー毎に当社の経営管理方法に沿った評価方法により計上されております。

3 報告セグメントごとの純営業収益、経常利益または損失その他の項目の金額に関する情報

前事業年度（自 2014年4月1日 至 2015年3月31日）

(百万円)

区分	営業部門	ホールセール部門	その他(注)	損益計算書計上額
純営業収益	463,897	213,139	34,996	712,032
経常損益	167,493	107,118	△43,330	231,280
その他の項目				
のれんの償却額	—	94	—	94

(注) 1. 「その他」の純営業収益は主に当社の経営管理方法による報告セグメントに帰属しないトレーディング商品の未実現損益等が含まれております。

2. 「その他」の経常損益には上記の他、本社管理部門における販売管理費等78,326百万円が含まれております。

3. 事業セグメントに資産を配分していないため、セグメント資産の記載は行っておりません。

当事業年度（自 2015年4月1日 至 2016年3月31日）

(百万円)

区分	営業部門	ホールセール部門	その他(注)	損益計算書計上額
純営業収益	422,071	210,831	26,102	659,004
経常損益	132,471	103,402	△51,167	184,705
その他の項目				
のれんの償却額	—	94	—	94

(注) 1. 「その他」の純営業収益は主に当社の経営管理方法による報告セグメントに帰属しないトレーディング商品の未実現損益等が含まれております。

2. 「その他」の経常損益には上記の他、本社管理部門における販売管理費等77,269百万円が含まれております。

3. 事業セグメントに資産を配分していないため、セグメント資産の記載は行っておりません。

【関連情報】

前事業年度（自 2014年4月1日 至 2015年3月31日）

1 製品およびサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高（純営業収益）

売上高（純営業収益）の10%以上の海外からの受入手数料がないことならびにトレーディング損益の計上地域の特定が困難なことにより、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高（純営業収益）のうち、損益計算書の売上高（純営業収益）の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度（自 2015年4月1日 至 2016年3月31日）

1 製品およびサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高（純営業収益）

売上高（純営業収益）の10%以上の海外からの受入手数料がないことならびにトレーディング損益の計上地域の特定が困難なことにより、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高（純営業収益）のうち、損益計算書の売上高（純営業収益）の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額および未償却残高に関する情報】

2012年9月18日にインスティネット・ジャパン・リミテッドの東京支店の事業を譲り受けたことに伴い発生したのれんの前事業年度末における未償却残高227百万円、当事業年度末における未償却残高133百万円はホールセール部門に帰属するものです。なお、のれんの償却額に関しては、セグメント情報「3 報告セグメントごとの純営業収益、経常利益または損失その他の項目の金額に関する情報」をご参照ください。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社および主要株主（会社等に限る）等

前事業年度（自 2014年4月1日 至 2015年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の 所有（被所有）割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,493	持株会社	(被所有) 直接100	諸設備の利用 資金の借入 役員の兼任	情報処理システム利用料の支払	105,719	未払費用	22,131
							不動産賃借料等の支払	29,875	未払費用	1,354
							資金の借入	1,588,600	関係会社 短期借入金	1,096,900
							利息の支払	14,285	未払費用	502
							有価証券の借入	162,529	借入有価 証券担保金	65,351
							貸借料の支払	793	未払費用	—
							担保金利息の受取	250	未収収益	—
							劣後特約付 コミットメントライン の設定	700,000	関係会社 長期借入金	100,000
資金の借入 コミットメントライン 設定料の支払	100,000 981	—	—							
被債務保証	34,200	—	—							

取引条件および取引条件の決定方針等

情報処理システム利用料や不動産賃借料等につきましては、一般の取引条件と同様に決定しております。

資金の借入につきましては、借入利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、担保は差し入れておりません。また、取引金額および期末残高から劣後特約付コミットメントラインの設定にかかる取引を除いております。

有価証券の借入につきましては、一般の取引条件と同様に決定しております。

劣後特約付コミットメントラインの設定における取引金額は融資限度額であり、期末日現在の融資実行残高は250,000百万円であります。

野村ホールディングス株式会社からの債務保証は、当社が発行する社債について同社が債務を保証したものであります。

(注) 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

当事業年度（自 2015年4月1日 至 2016年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の 所有（被所有）割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,493	持株会社	(被所有) 直接100	諸設備の利用 資金の借入 役員の兼任	情報処理システム利用料の支払	109,192	未払費用	20,897
							不動産賃借料等の支払	28,818	未払費用	1,894
							資金の借入	1,254,039	関係会社 短期借入金	1,299,902
							利息の支払	14,501	未払費用	472
							有価証券の借入	137,990	借入有価証券担保金	76,883
							貸借料の支払	1,047	未払費用	—
							担保金利息の受取	271	未収収益	—
劣後特約付コミットメントラインの設定	700,000	関係会社 長期借入金	250,000							
資金の借入	150,000									
コミットメントライン設定料の支払	902	—	—							

取引条件および取引条件の決定方針等

情報処理システム利用料や不動産賃借料等につきましては、一般の取引条件と同様に決定しております。

資金の借入につきましては、借入利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、担保は差し入れておりません。また、取引金額および期末残高から劣後特約付コミットメントラインの設定にかかる取引を除いております。

有価証券の借入につきましては、一般の取引条件と同様に決定しております。

劣後特約付コミットメントラインの設定における取引金額は融資限度額であり、期末日現在の融資実行残高は250,000百万円であります。

(注) 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社および関連会社等
該当事項はありません。

(ウ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等および財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
前事業年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社を持つ会社	ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス N.V.	オランダ、アムステルダム市	百万ユーロ 51	金融業	なし	債務保証	保証金の受入	385,020	受入保証金	103,450
							保証金の返還	378,230	—	—
							利息の支払	42	未払費用	9
							債務保証	176,880	—	—
							保証料の受入	75	未収収益	75
同一の親会社を持つ会社	ノムラ・インターナショナルPLC	イギリス、ロンドン市	百万米ドル 8,302	証券業	なし	債務保証	債務保証	128,212	—	—
							保証料の受入	128	未収収益	1
							保証金の返還	1,847,350	差入保証金	674,442
							保証金の差入	2,030,419	—	—
							利息の受取	4,305	未収収益	501
同一の親会社を持つ会社	ノムラ・バンク・インターナショナルPLC	イギリス、ロンドン市	百万米ドル 555	金融業	なし	債務保証	債務保証	24,663	—	—
							保証料の受入	10	未収収益	10
同一の親会社を持つ会社	ノムラ・グローバル・ファイナンシャル・プロダクツ Inc.	アメリカ、ニューヨーク市	—	金融業	なし	債務保証	保証金の受入	277,414	受入保証金	133,716
							保証金の返還	323,672	—	—
							利息の支払	106	未払費用	0
同一の親会社を持つ会社	ノムラ・インターナショナル・ファンディング Pte. Ltd.	シンガポール、シンガポール市	百万米ドル 10	金融業	なし	債務保証	債務保証	48,493	—	—
							保証料の受入	9	未収収益	9

取引条件および取引条件の決定方針等

ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンスN.V.からの受入保証金は、スワップ取引等の評価益相当分を担保として受入れたものであります。ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンスN.V.に対する債務保証は、同社が発行するメディアム・ターム・ノートの元利金について当社が債務を保証したものであり、保証額に対して年率0.02%の保証料を徴求しております。

ノムラ・インターナショナルPLCに対する債務保証は、同社のデリバティブ取引等について当社が債務を保証したものであり、保証額に対してワラントおよびレポ取引は年率0.04%、デリバティブ取引等は年率0.0625%~0.125%の保証料を徴求しております。またノムラ・インターナショナルPLCへの差入保証金は、スワップ取引等の評価損相当分を担保として差入れたものであります。

ノムラ・バンク・インターナショナルPLCに対する債務保証は、同社が発行するメディアム・ターム・ノートの元利金について当社が債務を保証したものであり、保証額に対して年率0.04%の保証料を徴求しております。

ノムラ・グローバル・ファイナンシャル・プロダクツInc.は、資本金がゼロまたは名目的な金額であるため、資本金を—としております。ノムラ・グローバル・ファイナンシャル・プロダクツInc.からの受入保証金は、スワップ取引等の評価益相当分を担保として受入れたものであります。

ノムラ・インターナショナル・ファンディングPte. Ltd.に対する債務保証は、同社が発行するメディアム・ターム・ノートの元利金について当社が債務を保証したものであり、保証額に対して年率0.04%の保証料を徴求しております。

当事業年度（自 2015年4月1日 至 2016年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
同一の親会社を持つ会社	ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンスN.V.	オランダ、アムステルダム市	百万ユーロ 51	金融業	なし	債務保証	保証金の受入	1,387,960	受入保証金	93,690
							保証金の返還	1,397,720	—	—
							利息の支払	240	未払費用	3
							債務保証	55,293	—	—
							保証料の受入	17	未収収益	17
同一の親会社を持つ会社	ノムラ・インターナショナルPLC	イギリス、ロンドン市	百万米ドル 9,917	証券業	なし	債務保証	債務保証	157,702	—	—
							保証料の受入	140	未収収益	138
							保証金の返還	2,539,925	差入保証金	596,880
							保証金の差入	2,494,761	未払費用	0
							利息の受取	6,665	未収収益	654
同一の親会社を持つ会社	ノムラ・バンク・インターナショナルPLC	イギリス、ロンドン市	百万米ドル 561	金融業	なし	債務保証	債務保証	20,023	—	—
							保証料の受入	8	未収収益	8
同一の親会社を持つ会社	ノムラ・グローバル・ファイナンシャル・プロダクツInc.	アメリカ、ニューヨーク市	—	金融業	なし	債務保証	債務保証	25,465	—	—
							保証料の受入	20	未収収益	20
							保証金の受入	321,740	受入保証金	87,788
							保証金の返還	359,983	—	—
							利息の支払	248	未払費用	27
同一の親会社を持つ会社	ノムラ・インターナショナル・ファンディングPte. Ltd.	シンガポール、シンガポール市	百万米ドル 50	金融業	なし	債務保証	債務保証	51,006	—	—
							保証料の受入	19	未収収益	19

取引条件および取引条件の決定方針等

ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンスN.V.からの受入保証金は、スワップ取引等の評価益相当分を担保として受入れたものであります。ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンスN.V.に対する債務保証は、同社が発行するメディアム・ターム・ノートの元利金について当社が債務を保証したものであり、保証額に対して年率0.02%の保証料を徴求しております。

ノムラ・インターナショナルPLCに対する債務保証は、同社のデリバティブ取引等について当社が債務を保証したものであり、保証額に対してワラントおよびレボ取引は年率0.04%、デリバティブ取引等は年率0.0625%～0.125%の保証料を徴求しております。またノムラ・インターナショナルPLCへの差入保証金は、スワップ取引等の評価損相当分を担保として差入れたものであります。

ノムラ・バンク・インターナショナルPLCに対する債務保証は、同社が発行するメディアム・ターム・ノートの元利金について当社が債務を保証したものであり、保証額に対して年率0.04%の保証料を徴求しております。

ノムラ・グローバル・ファイナンシャル・プロダクツInc.は、資本金がゼロまたは名目的な金額であるため、資本金を—としております。ノムラ・グローバル・ファイナンシャル・プロダクツInc.からの受入保証金は、スワップ取引等の評価益相当分を担保として受入れたものであります。ノムラ・グローバル・ファイナンシャル・プロダクツInc.に対する債務保証は、同社のスワップ取引等に伴う保証について当社が債務を保証したものであり、保証額に対して年率0.0625%～0.125%の保証料を徴求しております。

ノムラ・インターナショナル・ファンディングPte. Ltd.に対する債務保証は、同社が発行するメディアム・ターム・ノートの元利金について当社が債務を保証したものであり、保証額に対して年率0.04%の保証料を徴求しております。

(エ) 財務諸表提出会社の役員および主要株主（個人の場合に限る）等
該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス株式会社

（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)		当事業年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	
1株当たり純資産額	4,889,429円82銭	1株当たり純資産額	3,996,889円15銭
1株当たり当期純利益	744,882円04銭	1株当たり当期純利益	598,498円39銭

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益につきましては、潜在株式がないため記載しておりません。

2 算定上の基礎は以下のとおりです。

(1) 1株当たり純資産額

	前事業年度 (2015年3月31日)	当事業年度 (2016年3月31日)
純資産の部の合計額 (百万円)	984,780	805,013
普通株式に係る期末の純資産額 (百万円)	984,780	805,013
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 (株)	201,410	201,410

(2) 1株当たり当期純利益

	前事業年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)	当事業年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)
当期純利益 (百万円)	150,027	120,544
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	150,027	120,544
普通株式の期中平均株式数 (株)	201,410	201,410

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 または償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	1,891	11	6	1,896	508	82	1,388
器具備品	136	8	—	143	111	14	32
有形固定資産計	2,027	19	6	2,040	620	96	1,420
無形固定資産							
借家権	778	149	185	742	432	102	311
のれん	8,175	—	—	8,175	8,042	94	133
ソフトウェア	2	—	—	2	2	—	—
電話加入権等	9	—	—	9	8	0	1
無形固定資産計	8,965	149	185	8,929	8,484	197	445
長期前払費用	1,976	—	—	1,976	1,973	2	3

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
第5回無担保社債	2000年 11月8日	34,200 (34,200)	—	変動※2	無担保	2015年 11月18日
第3回無担保社債 (劣後特約付)	2008年 3月26日	49,196	49,197	2.280	無担保	2018年 3月26日
その他の社債	2010年 6月24日 ～2010年 9月24日	4,700	4,700	変動※3	無担保	2025年 6月24日 ～2030年 9月24日
短期社債	2015年 4月9日 ～2016年 3月22日	121,400 (121,400)	176,000 (176,000)	0.001～0.11	無担保	2016年 4月6日 ～2016年 5月24日
合計		209,496 (155,600)	229,897 (176,000)			

(注) 1 「当期首残高」および「当期末残高」欄の()書きは、各時点において、1年以内に償還が予定されている金額であります。

※2 20年物スワップレートから1.2%を差し引いた利率(年率、但し計算結果がゼロを下回る場合にはゼロパーセント)

※3 豪ドルの為替レートを基準に算定しております。当期末の利率は2.52%～2.90%であります。

4 貸借対照表日後5年以内における1年ごとの償還予定額は次のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
176,000	49,200	—	—	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	629,300	512,000	0.18	—
関係会社短期借入金	1,096,900	1,299,902	0.79	—
1年以内返済予定のリース債務	—	—	—	—
関係会社長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。) ※3	100,000	250,000	1.86	2018年～2021年
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。) ※3	877,595	952,924	0.84	2017年～2041年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	—	—	—	—
その他有利子負債 信用取引借入金 (1年以内返済)	3,875	2,791	0.60	—
合計	2,707,670	3,017,617	—	—

(注) 1 長期借入金の貸借対照表日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
関係会社長期借入金	—	75,000	100,000	—
長期借入金	169,000	145,529	101,115	58,000

2 平均利率は当期末残高に対する加重平均利率であります。

※3 劣後特約付借入金を含んでおります。

4 特定融資枠契約を野村グループ以外の金融機関と締結しており、当期末における特定融資枠契約未使用残高は5,000百万円であります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	1,276	1,086	3	950	1,409
賞与引当金	52,455	48,309	52,455	—	48,309
金融商品取引責任準備金	13,820	4,480	372	—	17,927

(注) 1. 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

2. 金融商品取引法第46条の5および金融商品取引業等に関する内閣府令第175条に定めるところにより算出した額を「金融商品取引責任準備金」として計上しております。

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首および当事業年度末における資産除去債務の金額が当事業年度期首および当事業年度末における負債および純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

2016年3月31日現在における主な資産および負債の内容は次のとおりであります。

a 資産の部

イ 現金・預金

種類	金額 (百万円)
現金	2
当座預金	1,365,967
普通預金	19,169
その他	1,779
合計	1,386,917

ロ トレーディング商品

(商品有価証券等)

種類		数量	貸借対照表計上額 (百万円)
株券・ ワラント	内国株券 (注)	168,685千株	164,831
	外国株券	88,139千株	18,580
	ワラント・カバードワラント	61千個	24
	計		183,435
債券	内国債券		
	国債	1,768,193百万円	1,932,282
	地方債	124,656百万円	130,293
	特殊債	89,967百万円	88,355
	社債	60,998百万円	61,662
	外国債券	372,174百万円 459百万USD 273百万AUDほか	520,085
	計		2,732,676
受益証券	内国投資信託	4,056,565千口	128,486
	外国投資信託	8,285,476千口	84,483
	計		212,969
その他	金銭債権	35,972百万円	3,799
	信託受益権	13,634百万円	12,944
	内国出資証券	0百万口	4
	外国出資証券	2,500百万口	2,623
	計		19,370
合計			3,148,450

(注) 数量には、不動産投資証券の「1口」を「1株」として含めております。

(デリバティブ取引)

種類	貸借対照表計上額 (百万円)
オプション取引	341,390
為替予約取引	194,098
スワップ取引	10,520,593
先物・先渡取引	16,920
デリバティブ取引相殺額 (注)	△10,130,538
合計	942,463

(注) 法的に有効なマスターネットティング契約を有する同一相手先に対する金利スワップ等のデリバティブ取引については、当事業年度末の貸借対照表上相殺して表示しております。

ハ 信用取引資産

種類	金額 (百万円)
信用取引貸付金 (注1)	235,181
信用取引借証券担保金 (注2)	9,025
合計	244,206

(注) 1 信用取引による顧客の証券買付代金融資額であります。

2 貸借取引により証券金融会社等に差し入れている借証券担保金であります。

ニ 有価証券担保貸付金

種類	金額 (百万円)
借入有価証券担保金	
株式	1,097,065
内国債券	2,023,429
外国債券	1,265,478
計	4,385,972
現先取引貸付金	
内国債券	218,043
外国債券	27,566
計	245,609
合計	4,631,581

ホ 短期差入保証金

種類	金額 (百万円)
デリバティブ取引差入担保金	1,056,995
先物取引差入証拠金	302,953
その他	171,526
合計	1,531,473

b 負債の部

イ トレーディング商品
(商品有価証券等)

種類		数量	貸借対照表計上額 (百万円)
株券	内国株券 (注)	134,177千株	207,366
	外国株券	164千株	939
	計		208,305
債券	内国債券		
	国債	1,591,430百万円	1,809,460
	外国債券	6,550百万円 16百万USD	8,766
	計		1,818,226
受益証券	内国投資信託	1,264千口	7,472
	外国投資信託	117千口	471
	計		7,942
合計			2,034,473

(注) 数量には、不動産投資証券の「1口」を「1株」として含めております。

(デリバティブ取引)

種類	貸借対照表計上額 (百万円)
オプション取引	358,687
為替予約取引	193,554
スワップ取引	10,165,832
先物・先渡取引	32,893
デリバティブ取引相殺額 (注)	△10,130,538
合計	620,428

(注) 法的に有効なマスターネットティング契約を有する同一相手先に対する金利スワップ等のデリバティブ取引については、当事業年度末の貸借対照表上相殺して表示しております。

ロ 信用取引負債

種類	金額 (百万円)
信用取引借入金 (注1)	2,791
信用取引貸証券受入金 (注2)	46,145
合計	48,936

(注) 1 貸借取引に係る証券金融会社等からの借入金であります。

2 信用取引により顧客が売り付けた証券の売付代金であります。

ハ 有価証券担保借入金

種類	金額（百万円）
有価証券貸借取引受入金	
株式	745,717
内国債券	6,350
計	752,066
現先取引借入金	
内国債券	1,933,763
外国債券	1,304,860
計	3,238,623
合計	3,990,689

ニ 受入保証金

科目	金額（百万円）
デリバティブ取引受入担保金	330,820
先物・オプション取引受入証拠金	155,514
信用取引受入証拠金	97,383
その他	128,628
合計	712,345

ホ 短期借入金

科目	金額（百万円）
日銀借入金	50,000
コール・マネー	10,000
その他	452,000
合計	512,000

ヘ 関係会社短期借入金

相手先	金額（百万円）
野村ホールディングス株式会社	1,299,902
合計	1,299,902

ト 長期借入金

相手先	金額（百万円）
農林中央金庫（注1）	100,000
株式会社みずほ銀行	95,000
その他（461件）（注2）	757,924
合計	952,924

（注）1 劣後特約借入金であります。

2 第一生命保険株式会社からの劣後特約借入金10,000百万円が含まれております。

チ 関係会社長期借入金

相手先	金額（百万円）
野村ホールディングス株式会社（注）	250,000
合計	250,000

（注） 劣後特約借入金であります。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	3月31日
1単元の株式数	—
株式の名義書換え	
取扱場所	野村証券株式会社
株主名簿管理人	—
取次所	—
名義書換手数料	—
新券交付手数料	—
单元未満株式の買取り	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
買取手数料	—
公告掲載方法	電子公告 (http://www.nomura.co.jp/guide/e_public_notice.html) やむを得ない事由により電子公告ができない場合、日本経済新聞に掲載。
株主に対する特典	なし

(注) 譲渡による当会社の株式の取得については、取締役会の承認を得ることを要します。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、上場会社でないため、金融商品取引法第24条の7第1項の適用はございません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

提出書類名		
(1) 有価証券報告書およびその添付書類ならびに確認書		2015年6月25日関東財務局長に提出
事業年度	自 2014年4月1日	
(第14期)	至 2015年3月31日	
(2) 半期報告書ならびに確認書		2015年11月16日関東財務局長に提出
(第15期中)	自 2015年4月1日	
	至 2015年9月30日	
(3) 臨時報告書		2016年3月3日関東財務局長に提出
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する 内閣府令第19条第2項第9号 (代表執行役の異動)の規定に基づき提出		

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項はありません。

第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

野村證券株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松 重 忠 之 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三 浦 昇 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 櫻 井 雄 一 郎 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 深 田 豊 大 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている野村證券株式会社の2015年4月1日から2016年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村證券株式会社の2016年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第2項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2016年6月23日
【会社名】	野村証券株式会社
【英訳名】	Nomura Securities Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 永井浩二
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目9番1号
【縦覧に供する場所】	該当場所はありません。

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社の代表執行役社長である永井浩二は、当社の第15期（自 2015年4月1日 至 2016年3月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。